

平成十三年農林水産省令第一号

農林水産省組織規則
農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）及び農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、農林水産省組織規則を次のように定める。

目次

第一章 本省

第一節 内部部局

第一款 大臣官房（第一条—第十七条の二）

第二款 消費・安全局（第十八条—第二十四条）

第三款 輸出・国際局（第二十五条—第三十条）

第四款 農産局（第三十一条—第三十八条）

第五款 畜産局（第三十九条—第四十五条）

第六款 経営局（第四十六条—第五十三条）

第七款 農村振興局（第五十四条—第六十四条）

第二節 施設等機関

第一款 植物防疫所等（第六十五条—第一百条）

第二款 動物検疫所（第一百一条—第一百二十八条）

第三款 動物医薬品検査所（第一百二十九条—第一百三十六条）

第四款 農林水産研修所（第一百三十七条—第一百四十七条）

第五款 農林水産政策研究所（第一百四十八条—第一百五十七条规定）

第三節 地方支分部局

第一款 地方農政局

第一目 内部部局（第一百五十八条—第一百三十三条）

第二目 削除

第三目 事務所及び事業所（第二百五十二条—第二百八十六条の二）

第二款 北海道農政事務所

第一目 内部部局（第二百八十七条—第三百二十三条规定）

第二目 削除

第二章 外局

第一節 林野庁

第一款 内部部局

第一目 林政部（第三百八十六条—第三百九十条）

第二目 森林整備部（第三百九十二条—第三百九十四条）

第三目 国有林野部（第三百九十五条—第三百九十八条）

第二款 施設等機関（第三百九十九条—第四百九条）

第三款 地方支分部局

第一目 内部部局（第四百十条—第五百四条）

第二目 森林管理署（第五百五十五条—第五百三十条）

第三節 水産庁

第一款 内部部局

第一目 渔政部（第五百三十二条—第五百三十五条）

第二目 資源管理部（第五百三十六条—第五百三十九条）

第三目 増殖推進部（第五百四十条—第五百四十二条）

第四目 渔港漁場整備部（第五百四十三条—第五百四十五条）

第五目 その他（第五百四十六条）

第二款 地方支分部局（第五百四十七条—第五百八十二条）
 第三章 農林水産省顧問及び農林水産省参与（第五百八十二条・第五百八十三条）
 第四章 雜則（第五百八十四条）
 附則

第一章 本省

第一節 内部部局

（国際食料情報特別分析官）

第一条 大臣官房に、国際食料情報特別分析官一人を置く。

2 国際食料情報特別分析官は、命を受けて、国際食料分野について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく情報の収集及び分析を行うことにより、国際食料分野に関する政策の企画及び立案の支援を行う。

第二条 調査官、業務改革推進専門官、人事調査官、人事企画官、管理官、人事企画調整官、秘書専門官、企画官、任用専門官、給与専門官、人事評価専門官、リスク管理指導官、栄典専門官及び監査官一人、人事評価専門官一人、リスク管理指導官一人、人事企画官三人、管理官二十人、人事企画調整官一人、秘書専門官一人、企画官一人、任用専門官一人、給与専門官一人を置く。

3 調査官は、命を受けて、秘書課の所掌事務に関し調整を要する重要な事項その他の重要な事項についての調査、企画及び連絡調整を行なう。

4 業務改革推進専門官は、秘書課の所掌に係る業務改革の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行なう。

5 人事調査官は、職員の人事に関する重要な事項についての調査、企画及び連絡調整を行なう。

6 人事企画官は、命を受けて、職員の人事に関する重要な事項についての企画及び連絡調整を行なう。

7 人事評価専門官は、命を受けて、職員の人事評価に関する重要な事項についての企画及び連絡調整を行なう。

8 人事企画調整官は、職員の人事に関する重要な事項についての企画及び連絡調整を行なう。

9 人事企画官は、機密に関する専門の事項についての企画及び連絡調整を行なう。

10 人事企画官は、命を受けて、職員の雇用に関し調整を要する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行なう。

11 人事企画官は、職員の任免に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行なう。

12 人事企画官は、職員の給与に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行なう。

13 人事企画官は、職員の人事評価に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行なう。

14 人事企画官は、命を受けて、職員の雇用に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行なう。

15 人事企画官は、職員の任免に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行なう。

（調査官、企画官及び法令審査官）

第三条 文書課に、調査官二人、企画官一人及び法令審査官四人を置く。

2 調査官は、命を受けて、文書課の所掌事務に関し調整を要する重要な事項その他の重要な事項についての調査、企画及び連絡調整を行なう。

3 企画官は、命を受けて、文書課の所掌事務に関し調整を要する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行なう。

4 法令審査官は、命を受けて、法令案その他の公文書類の審査に関する事務を行なう。

（予算調査官、経理調査官、企画官、調査専門官、營繕専門官及び施設管理専門官）

第四条 予算調査官に、予算調査官一人、企画官一人、調査専門官四人、予算決算管理官一人、会計専門官十人、營繕専門官六人及び施設管理専門官一人を置く。

2 予算調査官は、命を受けて、農林水産省の所掌に係る経費及び収入の予算及び決算に関し調整を要する重要な事項（予算の執行に関するものを除く。）についての調査、企画及び連絡調整を行なう。

3 経理調査官は、命を受けて、予算調査官の所掌に属するものを除く。についての調査、企画及び連絡調整を行なう。

4 企画官は、命を受けて、予算調査官の所掌事務に関し調整を要する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行なう。

5 調査専門官は、命を受けて、予算調査官の所掌事務に関する重要な事項についての調査に關する事務を行なう。

6 予算決算管理官は、予算調査官の所掌事務に係る予算の執行計画及び決算に關する調査、分析及び評価並びにこれらについての指導に関する事務を行なう。

7 会計専門官は、命を受けて、農林水産省の所掌に係る経費及び収入の会計に關する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行なう。

8 営繕専門官は、命を受けて、農林水産省所管の建築物の營繕工事に關する専門技術上の事項についての調査及び指導並びに營繕工事の設計及び施工の監督に関する事務を行なう。

9 施設管理専門官は、命を受けて、府内の管理に關する専門の事項についての調整及び指導に関する事務を行なう。

（技術政策室及び食料安全保障室並びに調査官、企画官、調整官、技術企画専門官、食料安全保障専門官及び食料自給率専門官）

第五条 政策課に、技術政策室及び食料安全保障室並びに調査官二十人、企画官七十八人、調整官九人、技術企画専門官二人、食料安全保障専門官一人及び食料自給率専門官二人を置く。

2 技術政策室は、農林水産省の所掌事務に係る技術に關する総合的な政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

3 技術政策室に、室長を置く。

4 食料安全保障室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食料の安定供給の確保に関する政策（食品衛生に係るものを除く。）の企画及び立案に関すること（新事業・食品産業部の所掌に属するものを除く。）。

二 食料自給率の目標に関すること。

三 食料の需給の見通しに関すること。

四 農林水産省の所掌事務に係る物資（農林水産業専用物品を除く。）についての物価対策に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るもの総括に関すること。

五 食料安全保障室に、室長を置く。

六 調査官は、命を受けて、政策課の所掌事務に關し調整を要する重要な事項その他の重要事項についての調査、企画及び連絡調整を行う。

七 企画官は、命を受けて、政策課の所掌事務に關し調整を要する重要な事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

八 調整官は、命を受けて、農林水産省の所掌事務に關する基本的な政策に關し調整を要する重要な事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

九 技術企画専門官は、命を受けて、農林水産省の所掌事務に係る技術に關する総合的な政策に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

十 食料安全保障専門官は、命を受けて、第四項第一号、第三号及び第四号に掲げる事務に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

十一 食料自給率専門官は、命を受けて、食料自給率の目標に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

（広報室、報道室、情報管理室及び情報分析室並びに業務推進専門官、情報企画官、広報・報道審査官、評価専門官、政策立案企画官、デジタル企画官、データ活用企画専門官、セキュリティ対策調整官及び文書管理専門官）

第六条 広報評価課に、広報室、報道室、情報管理室及び情報分析室並びに業務推進専門官一人、情報企画官一人、広報・報道審査官二人、評価専門官三人、政策立案企画官一人、デジタル企画官二人、データ活用企画専門官一人及び文書管理専門官一人を置く。

広報室は、広報に関する事務（報道室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

報道室は、報道関係者に対する広報に関する事務をつかさどる。

報道室に、室長を置く。

情報管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 農林水産省の保有する情報の安全の確保に関する事務。

二 前号に掲げるもののほか、農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関する総合的な企画及び立案並びに推進に関する事務（情報分析室の所掌に属するものを除く。）。

三 農林水産省の保有する情報の公開に関する事務。

四 農林水産省の所掌事務に係る基本的な政策に関する情報の分析に関する事務。

五 農林水産省の所掌事務に係る食料、農業及び農村の動向及び施策に関する年次報告に関する事務。

六 情報分析室に、室長を置く。

七 情報分析室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 農林水産省の所掌事務に係る基本的な政策に関する情報の分析に関する事務。

二 食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）第十六条の規定による食料、農業及び農村の動向及び施策に関する年次報告に関する事務。

八 情報企画官は、命を受けて、広報評価課の所掌事務に關する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

九 情報企画官は、命を受けて、広報評価課の所掌事務に關する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

十 情報企画官は、命を受けて、広報評価課の所掌事務に關する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

十一 情報企画官は、命を受けて、広報評価課の所掌事務に關する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

十二 情報企画官は、命を受けて、広報評価課の所掌事務に關する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

十三 情報企画官は、命を受けて、広報評価課の所掌事務に關する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

十四 情報企画官は、命を受けて、広報評価課の所掌事務に關する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

十五 情報企画官は、命を受けて、広報評価課の所掌事務に關する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

十六 情報企画官は、命を受けて、広報評価課の所掌事務に關する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

十七 情報企画官は、命を受けて、広報評価課の所掌事務に關する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

十八 情報企画官は、命を受けて、広報評価課の所掌事務に關する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（災害総合対策室並びに管理官、地方企画調整官、災害対策調整官及び原子力災害対策専門官）

第七条 地方課に、災害総合対策室並びに管理官一人、地方企画調整官九人、災害対策調整官一人及び原子力災害対策専門官一人を置く。

二 灾害総合対策室は、農林水産省の所掌事務に係る災害対策に関する事務の総括に関する事務をつかさどる。

三 灾害総合対策室に、室長を置く。

- 5 4 管理官は、地方農政局及び北海道農政事務所の職員の人事管理に関する重要な事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

6 地方企画調整官は、命を受けて、地方課の所掌事務に関する重要な事項（地方農政局及び北海道農政事務所の職員の人事管理に関するものを除く。）についての企画及び連絡調整に関する事務を行ふ。

7 6 災害対策調整官は、農林水産省の所掌事務に係る災害対策に関する事務の総括に関し調整を要する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

8 原子力災害対策専門官は、命を受けて、農林水産省の所掌事務に係る原子力災害対策に関する事務の企画及び連絡調整に関する事務を行う。（原子力災害対策室及び再生可能エネルギー室並びに環境企画官、持続的食料システム調整官、バイオマス専門官及び再生可能エネルギー専門官）

9 5 第八条 環境バイオマス政策課に、地球環境対策室及び再生可能エネルギー室並びに環境企画官三人、持続的食料システム調整官一人、バイオマス専門官二人及び再生可能エネルギー専門官一人を置く。

10 4 地球環境対策室は、農林水産省の所掌事務に係る地球環境の保全に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事務を行う。

11 3 地球環境対策室に、室長を置く。

12 2 地球環境対策室及び再生可能エネルギー室は、農林水産省の所掌事務に係るバイオマスその他の資源の有効な利用の確保に関する事務のうち再生可能エネルギーに関する総合的な政策の企画及び立案に関する事務を行う。

13 1 地球環境対策室に、室長を置く。

14 1 再生可能エネルギー室に、室長を置く。

15 1 環境企画官は、命を受けて、環境バイオマス政策課の所掌事務に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

16 1 持続的食料システム調整官は、持続的な食料システムの確立に関する事務のうち環境バイオマス政策課の所掌に係るものに関するものに關し調整を要する重要な事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

17 1 バイオマス専門官は、命を受けて、農林水産省の所掌事務に係るバイオマスに関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

18 1 再生可能エネルギー専門官は、農林水産省の所掌事務に係るバイオマスその他の資源の有効な利用の確保に関する事務のうち再生可能エネルギーに関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。（環境企画官、持続的食料システム調整官、バイオマス専門官及び再生可能エネルギー専門官）

19 1 第九条 新事業・食品産業政策課に、ファイナンス室及び商品取引室並びに新事業・食品産業調査官、新事業・食品産業調整官、新事業・食品産業専門官、業務改革推進専門官、新事業創出専門官一人、金融専門官一人、商品取引専門官一人及び総合取引専門官一人を置く。

20 1 ファイナンス室は、次に掲げる事務をつかさどる。

21 1 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成二十四年法律第八十三号）の施行に關すること。

22 1 農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第二十七条から第三十条までの規定により株式会社農林漁業成長産業化支援機構の行う業務に關すること。

23 1 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第九条から第十二条までの規定により株式会社農林漁業成長産業化支援機構の行う業務に關すること。

24 1 農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）第二条第二項に規定する農林漁業法人等投資育成事業に関する事務のうち食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に關すること。

25 1 五 食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の事業者に対する持続可能な事業形態の確保を図るための投資に関する政策の企画及び立案に關すること。

26 1 ファイナンス室に、室長を置く。

27 1 商品取引室は、商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務（うち農林水産省の所掌に係るものに關する事務（協同組合等検査（第十七条の二第二項に規定する協同組合等検査をいう。第十二項において同じ。）に関する事務を除く。））に關すること。

28 1 商品取引室に、室長を置く。

29 1 新事業・食品産業調査官は、命を受けて、新事業・食品産業部の所掌事務に關し調整を要する重要な事項についての調査、企画及び連絡調整を行う。

30 1 新事業・食品産業調整官は、新事業・食品産業部の所掌事務に關する重要な事項についての企画、連絡調整及び指導に關する事務を行う。

31 1 新事業・食品産業専門官は、命を受けて、新事業・食品産業政策課の所掌事務に關し新事業・食品産業部長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に關する事務を行う。

32 1 業務改革推進専門官は、新事業・食品産業部の所掌に係る業務改革の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に關する事務を行う。

33 1 新事業創出専門官は、命を受けて、農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に關する新たな事業の創出に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に關する事務を行う。

34 1 総合取引専門官は、金融商品市場における商品関連市場デリバティブ取引の監督に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに關する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に關する事務を行う。（物流生産性向上推進室及び卸売市場室並びに市場経営指導官）

35 1 第十一条 食品流通課に、物流生産性向上推進室及び卸売市場室並びに市場経営指導官一人を置く。

(センサス統計室並びにセンサス統計調整官、統計管理官、経営統計分析専門官及び統計デジタル分析専門官)

センサス統計室は、次に掲げる事務を行ふかさどる。

管農環境その他の農山漁村の地域経済に関する統計の作成に関すること

センサス統計調整官は、農林水産業に関するセンサスその他農林水産業の構造に関する統計に関する専門の事項についての企画及び調整に関する事務を行ふ。

5 統計管理事官は、経営・構造統計課の所掌事務に係る統計の整備及び利用についての研究及び連絡調整、統計の地域的分析及びこれについての指導並びに統計の作成に関する技術の研究及び調査に関する事務を行う。

6 経営統計分析専門官は、農林水産業及び農林漁家の経済に関する統計の分析に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

言語のシナリオが本題で、冒頭の「おはようございます」という挨拶が、その言語の特徴を示す。冒頭の「おはようございます」という挨拶が、その言語の特徴を示す。

(消費統計室並びに消費統計調整官、統計管理官、調査技術専門官及び農地デジタル情報専門官)

第十五条 生産流通消費統計課に、消費統計室並びに消費統計調整官一人、統計管理官四人、調査技術専門官一人及び農地デジタル情報専門官一人を置く。

3 消費統計室二、室長を置く。

4 消費統計調整官は、農林水産物の流通、加工及び消費に関する統計に関する専門の事項についての企画及び調整に関する事務を行う。

新言の管理官は、命令を受けて、生産流通費の計算の所掌事務に係る。新言の書類及び用紙についての研究及び通総調整の手続等を行なう。

6 調査技術専門官は、耕地面積及び作物面積に関する統計の作成に関する専門技術上の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行ふ

7 農地デジタル情報専門官は、農地の区画情報に係るデジタル技術の活用に関する専門の事項についての企画立

2 統計管理官は、命を受けて、統計企画管理官のつかさどる職務のうち統計の整備及び利用についての研究及び連絡調整、統計の地域的分析及びこれについての指導並びに統計の作成に関する技

術の研究及び調査に関するものを助ける。

4 青報企画官は、命を受けて、統計企画管理官のつかさどる職務のうち統計企画に関する青報システムに關する技術的研究並びに当該システムの設計及び利用に関する専門の事項並びに統計企画管理

官のつかさどる職務に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関するものを助ける。

第十七条 調整・監察課に、審査室、行政監察室及び会計監査室並びに検査評定課調整官一人、行政監察官十六人、会計監査官十人及び検査調整官一人を置く。

2
審査報告書は、検査報告書及び会計監査報告書の審査に関する事務をつかさどる。

丁文監禁官は、農木長雀省の丁文の監禁（第1頁及び第11頁）から、丁文監禁（二つ）をついた。こに関する事務（監禁官の所掌するもの）をついた。

5 行政監察室に、室長を置く。

会計監査室は、農林水産省の所掌に係る会計の監査（第十項及び第十
一項において「会計監査」という）に関する事務（審査室の所掌に属するものを除く）をつかさどる。

（検査評定調整官は、命を受けて、協同組合等検査（次条第二項に規定する協同組合等検査をいう。第十一項において同じ。）の評定に係る審査及び車格調整に關する事務を行ふ。

9 行政監察官は、命を受けて、行政監察に関する事務（行政監察報告書の審査に関するこ^トとを除く。）を行ふ。

(検査官、上席検査官、次席検査官及び検査情報分析官)

第十七条の二 檢査課に、検査官一百二人、出席検査官七人、次席検査官十八人及び検査情報分析官二人を置く。

二 一 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人
森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会

四	農業共済組合、農業共済組合連合会及び農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百七条第一項に規定する共済事業を行う市町村
五	漁船保険組合、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会
六	土地改良区、土地改良区連合及び土地改良事業団体連合会
七	農林中央金庫
八	農業信用基金協会及び漁業信用基金協会
九	中央卸売市場を開設する者
上席検査官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び同項の事務を総括する。	
次席検査官は、命を受けて、第二項の事務を行い、及び同項の事務の総括に關し、上席検査官を補佐する。	
3 検査情報分析官は、命を受けて、協同組合等検査の実施に必要な専門技術上の事項についての情報の収集、整理及び分析に関する事務を行う。	
第二款 消費・安全局	
（業務改革推進専門官及び総務・会計専門官）	
第十八条 総務課に、業務改革推進専門官及び総務・会計専門官それぞれ一人を置く。	
2 業務改革推進専門官は、消費・安全局の所掌に係る業務改革の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。	
3 総務・会計専門官は、職員の人事管理並びに予算、決算及び会計に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。	
（米穀流通・食品表示監視室並びに監視専門官、監視特別専門官、消費生活専門官、食育推進専門官及び食育推進指導官）	
2 米穀流通・食品表示監視室は、次に掲げる事務をつかさどる。	
一 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）の規定による販売の用に供する食品（酒類を除く。）に関する表示及び飲食料品以外の農林物資の品質に関する表示の適正化に関する検査及び指導に関する事務。	
二 指定農林物資に係る表示に關すること（日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第二条第三項に規定する登録認証機関及び登録外国認証機関（以下「登録認証機関等」という。）に関することを除く。）に関する事務。	
三 米穀及び米穀を原材料とする飲食料品（料理を含む。） 第百六十二条第四号、第一百七十六条第三号、第二百九十五条第四号及び第三百七条第三号において同じ。）の取引等に係る情報の記録及び产地情報の伝達に關すること。	
四 米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項に關すること（当該遵守事項の策定に關することを除く。）	
五 農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）の規定による農産物の検査（以下「農産物検査」という。）の適正かつ確実な実施を確保するための措置に關すること。	
六 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に關すること（畜水産安全管理課の所掌に属するものを除く。）	
七 特定第一種水産動植物等（特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）第二条第二項に規定する特定第一種水産動植物等をいう。以下同じ。）の取引等に係る情報の記録及び伝達に關すること（同法第七条第一項又は第二項の規定による報告の徴収、物件の提出の要求及び立入検査の実施（以下「勧告等」という。）に係るものに限る。）	
米穀流通・食品表示監視室に、室長を置く。	
監視専門官は、命を受けて、第二項各号に掲げる事務に關する専門の事項についての検査及び指導に關する事務を行う。	
監視特別専門官は、命を受けて、前項の事務を行い、並びに第二項各号に掲げる事務に關する専門の事項のうち特に重要なものについての検査及び指導に關する事務を行う。	
牛の個体識別専門官は、消費相談その他消費生活に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に關する事務を行う。	
八 食育推進専門官は、食育推進基本計画（食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第十六条第一項に規定する食育推進基本計画をいう。）の推進に關する専門の事項についての企画及び連絡調整に關する事務を行つたる事務を行ふ。	
食育推進指導官は、食育の推進に關する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に關する事務を行ふ。	
（食品安全科学室及び国際基準室並びに企画官、国際食料調査官、リスク管理専門官、食品安全危機管理官及び国際基準専門官）	
第二十条 食品安全政策課に、食品安全科学室及び国際基準室並びに企画官二人、国際食料調査官五人、リスク管理専門官二人、食品安全危機管理官一人及び国際基準専門官五人を置く。	
食品安全科学室は、農林水産省の所掌事務のうち食品の安全に係るものに關する総合的な政策の企画及び立案を行うために必要な科学技術の研究及びその成果の普及に關する事務をつかさどる。	
国際基準室は、消費・安全局の所掌事務のうち国際的な基準に係るものに關する事務をつかさどる。	
国際基準室に、室長を置く。	
企画官は、命を受けて、食品安全政策課の所掌事務に關し調整を要する事項のうち消費・安全局長が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に關する事務を行ふ。	
国際食料調査官は、命を受けて、食品安全政策課の所掌事務のうち食品の安全に係るものに關する総合的な政策の企画及び立案を行うために必要な海外の情報に關する重要事項についての調査、企画及び連絡調整を行う。	
リスク管理専門官は、命を受けて、食品安全政策課の所掌事務についての企画及び連絡調整に關する事務を行ふ。	

- 9 食品安全危機管理官は、食品を摂取することにより人の健康に係る重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るもの総括に関する事務を行う。
- 10 國際基準専門官は、命を受けて、食品安全政策課の所掌事務に係る国際基準に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。
- (農薬対策室並びに生産安全専門官、肥料原料・生産工程管理専門官、農薬審査官、農薬国際審査官及び審査官)
- 2 農業対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 1 農林産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るものに関すること（農薬に関する限り、食品安全に関すること及び環境省の所掌に係る農薬の安全性の確保に関することを除く。）。
- 2 農業の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務（農産局の所掌に属するものを除く。）。
- 3 農業対策室に、室長を置く。
- 4 農業安全専門官は、命を受けて、農産安全管理課の所掌事務に係る専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
- 5 農業肥料原料・生産工程管理専門官は、肥料の原料及び生産工程の管理に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
- 6 農業審査官は、農薬の登録の審査に関する事務（農薬国際審査官の所掌に属するものを除く。）を行う。
- 7 農業国際審査官は、命を受けて、生物の多様性の確保の観点からの遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する審査に関する事務を行う。
- 8 (飼料安全・薬事室及び水産安全管理課に飼料安全・薬事室及び水産安全室並びに飼料安全専門官、動物医薬品安全専門官、水産衛生検査企画官及び国際水産防疫専門官)
- 2 農業審査官は、命を受けて、生物の多様性の確保の観点からの遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する審査に関する事務を行う。
- 2 農業審査官は、命を受けて、生物の多様性の確保の観点からの遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する審査に関する事務を行う。
- 2 飼料安全・薬事室は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 1 農畜産物及び水産物の食品安全としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るものに関するものに関する事務（食品安全専門官一人、水産安全専門官一人及び国際水産防疫専門官一人を除く。）。
- 2 飼料及び飼料添加物並びに動物用の医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務（飼料にあつては、畜産局の所掌に属するものを除く。）。
- 2 飼料安全・薬事室に、室長を置く。
- 3 水産安全室は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 1 水産物の食品安全としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るものに関するものに関する事務（食品安全専門官一人及び飼料安全・薬事室の所掌に属するものを除く。）。
- 2 養殖水産動植物の衛生及び輸出入に係る水産動物の検疫に関する事務。
- 2 水産安全室に、室長を置く。
- 3 飼料安全専門官は、命を受けて、飼料及び飼料添加物の食品安全の確保に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
- 4 飼料安全専門官は、命を受けて、動物用の医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の安全の確保に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
- 5 水産安全専門官は、水産物の食品安全としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るもの（食品安全に関するものを除く。）並びに養殖水産動植物の衛生及び輸出入に係る水産動物の検疫に関する専門の事項（水産衛生検査企画官の所掌に属するものを除く。）についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
- 6 水産衛生検査企画官は、養殖水産動植物の伝染性疾病の検査の手法についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。
- 7 水産衛生検査企画官は、養殖水産動植物の伝染性疾病の発生及び防疫並びに輸出入に係る水産動物の検疫に係る国際関係事務に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。
- 8 国際水産防疫専門官は、養殖水産動植物の伝染性疾病の発生及び防疫並びに輸出入に係る水産動物の検疫に係る国際関係事務に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。
- (防疫対策室及び国際室並びに生産安全専門官及び総合防除推進専門官)
- 2 第二十三条 植物防疫課に、防疫対策室及び国際室並びに生産安全専門官五人及び総合防除推進専門官一人を置く。
- 2 防疫対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 1 病虫害の防除（蚕病の予防に関する事を除く。）に関する事務。
- 2 輸入植物の検疫に関する事務（国際室の所掌に属するものを除く。）。
- 2 防疫対策室に、室長を置く。
- 2 国際室は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 1 前号に掲げるもののほか、輸出植物の検疫に関する事務。
- 2 国際室に、室長を置く。
- 2 生産安全専門官は、命を受けて、植物防疫課の所掌事務に係る消費・安全局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
- 2 総合防除推進専門官は、総合防除の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

11	10	水田農業高収益化専門官は、水田農業における収益性の向上に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。
（米麦品質保証室並びに生産専門官、指導官、米流通調整官、貿易業務管理官、訟務官及び情報管理官）		米流通調整官は、企画課の所掌事務に係る米穀（その加工品を含む。）の流通の適正化に関する重要な事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
第三十六条	貿易業務課に、米麦品質保証室並びに生産専門官一人、指導官六人、米流通調整官一人、貿易業務管理官一人、訟務官一人及び情報管理官十二人を置く。	
2	2	米麦品質保証室は、貿易業務課の所掌事務に係る主要食糧の品質保証に関する事務をつかさどる。
3	3	米麦品質保証室に、室長を置く。
4	4	生産専門官は、貿易業務課の所掌事務に係る事務に關し調整を要する事項のうち農産局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
5	5	指導官は、命を受けて、貿易業務課の所掌事務に關し農産局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
6	6	米流通調整官は、命を受けて、貿易業務課の所掌事務に係る米穀（その加工品を含む。）の流通の適正化に関する重要な事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
7	7	貿易業務管理官は、貿易業務課の所掌事務に係る貿易業務に関する重要な事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
8	8	訟務官は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第二百三十三号）に基づく処分に係る不服申立て及び訴訟並びに食料安定供給特別会計の食糧管理勘定及び業務勘定に属する
9	9	国有財産の管理及び処分に係る訴訟に関する事務を行う。
（生産資材対策室並びに肥料調整官）		情報管理官は、命を受けて、貿易業務課の所掌事務に係る情報システムの整備及び管理についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。
第三十七条	技術普及課に、生産資材対策室並びに生産専門官四人及び肥料調整官一人を置く。	
2	2	生産資材対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一	一	農機具その他の農業専用物品（肥料、農薬及び蚕糸業専用物品を除き、林業専用物品を含む。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務。
二	二	肥料及び農薬の生産及び流通の合理化に関する事務（経済産業省がその生産を所掌する肥料の生産に関する事務を除く。）。
3	3	生産資材対策室に、室長を置く。
4	4	生産専門官は、命を受けて、技術普及課の所掌事務に關し農産局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
5	5	肥料調整官は、肥料の安定的な供給の確保に関する重要な事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行なう。
（企画官及び生産専門官）		肥料調整官は、肥料の安定的な供給の確保に関する重要な事項についての企画及び連絡調整に関する事務を整理する。
第三十八条	農業環境対策課に、企画官一人及び生産専門官三人を置く。	
企画官は、農業環境対策課の所掌事務に關し調整を要する事項のうち農産局長が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行なう。		
生産専門官は、命を受けて、農業環境対策課の所掌事務に關し農産局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行なう。		
（畜産総合推進室並びに企画官、業務改革推進専門官及び国際専門官）		
第三十九条	総務課に、畜産総合推進室並びに企画官三人、業務改革推進専門官一人及び国際専門官一人を置く。	
畜産総合推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。		
一	一	畜産物の生産に関する政策のうち総合的に推進すべき事項についての連絡調整に関する事務。
二	二	畜産局の所掌事務に係る国際関係事務の総括に関する事務。
三	三	畜産に関する研修に関する事務。
畜産総合推進室に、室長を置く。		
企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務に關し調整を要する事項のうち畜産局長が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行なう。		
業務改革推進専門官は、畜産局の所掌に係る業務改革の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行なう。		
国際専門官は、畜産局の所掌事務に係る国際関係事務に關し調整を要する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行なう。		
（畜産経営安定対策室及び畜産専門官）		
第四十条	企画課に、畜産経営安定対策室及び畜産専門官五人を置く。	
畜産総合推進室に、室長を置く。		
企画課は、命を受けて、畜産総合推進室並びに企画官の所掌事務に關し調整を要する事項のうち畜産局長が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行なう。		
畜産経営安定対策室は、畜産経営安定対策室及び畜産専門官五人を置く。		
畜産経営安定対策室に、室長を置く。		
畜産専門官は、命を受けて、企画課の所掌事務に關し畜産局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行なう。		
（畜産技術室及び家畜遺伝資源管理保護室並びに畜産専門官、首席畜産専門官、畜産危機管理官、技術専門官、養蜂指導官及び監視官）		
第四十一条	畜産振興課に、畜産技術室及び家畜遺伝資源管理保護室並びに畜産専門官四人、首席畜産専門官一人、畜産危機管理官一人、技術専門官一人、養蜂指導官一人及び監視官一人を置く。	
畜産技術室に、室長を置く。		
畜産技術室は、次に掲げる事務をつかさどる。		
一	一	畜産技術の改良及び発達に関する事務。
二	二	畜産技術室に、室長を置く。
畜産技術室に、室長を置く。		

- 4 家畜遺伝資源管理保護室は、次に掲げる事務をつかさどる。
 一 家畜人工授精用精液（家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条に規定する家畜人工授精用精液をいう。）及び家畜受精卵（同法第十一条の二に規定する家畜受精卵をいう。）の生産、流通及び利用の管理に関すること。
 二 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和二年法律第二十二号）の施行に関すること。
- 5 家畜遺伝資源管理保護室に、室長を置く。
- 6 畜産専門官は、命を受けて、畜産振興課の所掌事務に係る畜産技術関係事務に關し調整を要する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に關する事務を行う。
- 7 首席畜産専門官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び同項の事務を総括する。
- 8 畜産危機管理官は、災害又は家畜伝染病により、家畜の改良及び増殖、飼料の安定供給の確保並びに草地の整備に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に關する事務を行ふ。
- 9 技術専門官は、命を受けて、畜産局の所掌事務に係る畜産技術関係事務に關し調整を要する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に關する事務を行う。
- 10 養蜂指導官は、畜産振興課の所掌事務に係る養蜂の振興に關する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に關する事務を行う。
- 11 監視官は、第四項第一号に掲げる事務に關する専門の事項についての企画、連絡調整、調査及び指導に關する事務を行う。
- 12 （流通飼料対策室並びに飼料専門官及び流通飼料専門官）
- 13 第四十二条 飼料課に、流通飼料対策室並びに飼料専門官三人及び流通飼料専門官一人を置く。
- 14 流通飼料対策室は、輸入飼料の需給及び流通に關する事務をつかさどる。
- 15 流通飼料対策室並びに飼料専門官三人及び流通飼料専門官一人を置く。
- 16 飼料専門官は、命を受けて、飼料作物の種苗の検査及び草地の整備に關する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に關する事務を行う。
- 17 流通飼料専門官は、飼料の流通の合理化に關する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に關する事務を行う。
- 18 （畜産専門官及び乳製品調整官）
- 19 第四十三条 牛乳乳製品課に、畜産専門官三人及び乳製品調整官一人を置く。
- 20 畜産専門官は、命を受けて、牛乳乳製品課の所掌事務に關し畜産局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に關する事務を行う。
- 21 乳製品調整官は、乳製品の輸出入、独立行政法人農畜産業振興機構による輸入乳製品の買入れ及び売渡しその他乳製品の需給及び流通に關する事項についての企画及び連絡調整に關する事務を整理する。
- 22 （食肉需給対策室並びに畜産専門官及び業務推進専門官）
- 23 第四十四条 食肉鶏卵課に、食肉需給対策室並びに畜産専門官三人及び業務推進専門官一人を置く。
- 24 食肉需給対策室は、食肉、鶏卵その他の畜産物（牛乳及び乳製品を除く。）の需給に關する事務をつかさどる。
- 25 食肉需給対策室に、室長を置く。
- 26 畜産専門官は、命を受けて、食肉鶏卵課の所掌事務に關し畜産局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に關する事務を行う。
- 27 業務推進専門官は、命を受けて、食肉鶏卵課の所掌事務に關する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に關する事務を行う。
- 28 （競馬監督官、首席競馬監督官及び競馬活性化企画官）
- 29 第四十五条 競馬監督課に、競馬監督官一人及び競馬活性化企画官一人を置く。
- 30 競馬監督官は、命を受けて、競馬の実施の監督に關する事務を行う。
- 31 首席競馬監督官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び同項の事務を総括する。
- 32 競馬活性化企画官は、競馬の活性化に關する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に關する事務を行う。
- 33 第六款 経営局
- （調整室並びに経営調査室、業務改革推進専門官、総務・会計専門官及び消費税対策官）
- 34 第四十六条 総務課に、調整室並びに経営調査官、経営専門官、業務改革推進専門官、総務・会計専門官及び消費税対策官それぞれ一人を置く。
- 35 調整室は、農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に關する事業に關する税制に關する調整に關する事務の総括に關する事務をつかさどる。
- 36 調整室に、室長を置く。
- 37 経営調査官は、農業經營に關する重要な事項についての調査、企画及び連絡調整を行う。
- 38 経営専門官は、総務課の所掌事務に關し経営局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に關する事務を行う。
- 39 業務改革推進専門官は、経営局の所掌に關する業務改革の推進に關する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に關する事務を行う。
- 40 総務・会計専門官は、職員の人事管理並びに予算、決算及び会計に關する専門の事項についての企画及び連絡調整に關する事務を行ふ。
- 41 消費税対策官は、農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に關する事業に關する消費税の軽減税率制度の円滑な運用に關する事務の総括に關する事務を行う。
- 42 （担い手総合対策室及び経営安定対策室並びに経営専門官及び数理官）
- 43 第四十七条 経営政策課に、担い手総合対策室及び経営安定対策室並びに経営専門官七人及び数理官一人を置く。

- 一 農業経営の改善及び安定に関する政策の企画及び立案並びに連絡調整に関すること。
- 二 農業構造の改善に関する事業の企画及び立案並びに連絡調整に関すること（農地の利用の集積に関する）。
- 3 担い手総合対策室に、室長を置く。
- 4 経営安定対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 5 一 農業経営の改善及び安定に関する（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）の規定による交付金及び経営所得安定対策交付金の交付に係るものに限る。）。
- 6 二 食料安定供給特別会計の農業経営安定勘定の経理に関すること。
- 7 3 経営専門官は、命を受け、経営政策課の所掌事務に關し経営局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に關する事務を行う。
- 4 4 経営官は、農業者年金の數理及び統計についての企画に關する事務を行なう。
- 5 5 経営専門官は、命を受け、経営専門官、農地流動化調整官、訟務官及び小作官（農地集積・集約化促進室並びに經営専門官十三人、農地流動化調整官一人、訟務官二人及び小作官一人を置く）。
- 6 6 経営専門官は、命を受け、農地の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事務をつかさどる。
- 7 7 経営専門官は、命を受け、農地政策課の所掌事務に關し経営局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に關する事務を行なう。
- 8 第四十八条 農地政策課に、農地集積・集約化促進室並びに經営専門官十三人、農地流動化調整官一人、訟務官二人及び小作官一人を置く。
- 9 2 農地集積・集約化促進室は、農地の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事務をつかさどる。
- 10 3 農地集積・集約化促進室に、室長を置く。
- 11 4 農地流動化調整官は、命を受け、農地の集団化その他農地保有の合理化の促進に關し調整を要する事項についての調査及び連絡調整に關する事務を行なう。
- 12 5 訟務官は、命を受け、農地法（昭和二十七年法律第二百一十九号）に基づく処分に係る不服申立て及び訴訟並びに同法第四十五条第一項に規定する土地、立木、工作物及び権利（以下「国有農地等」という。）の管理及び処分に係る訴訟に関する事務を行なう。
- 13 6 小作官は、小作関係その他農地の利用関係の争議の調停に關する事務を行なう。
- 14 7 （女性活躍推進室及び経営専門官）
- 15 第四十九条 就農・女性課に、女性活躍推進室及び経営専門官八人を置く。
- 16 2 女性活躍推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 17 3 一 女性の農業経営への参画の促進その他の就農条件の改善に關すること。
- 18 4 二 農林水産業における女性の能力の活用の促進に關する事務のうち農林水産省の所掌に係るものについての連絡調整に關すること。
- 19 5 三 女性活躍推進室に、室長を置く。
- 20 6 経営専門官は、命を受け、就農・女性課の所掌事務に關し経営局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に關する事務を行なう。
- 21 7 第五十一条 協同組織課に、経営・組織対策室並びに企画官二人及び経営専門官一人を置く。
- 22 2 経営・組織対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 23 3 一 農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下この項並びに次条第五項及び第六項において「組合」という。）の組織の整備及び合併の促進並びに組合及び農事組合法人の経営の改善に関する事と。
- 24 4 二 組合の行う農業に関する技術及び経営の向上を図るために教育に關する事業、農村の生活及び文化の改善に関する事業並びに農業の経営の事業の監督に關すること。
- 25 5 三 組合及び農事組合法人の調査に關すること。
- 26 6 経営・組織対策室に、室長を置く。
- 27 3 企画官は、命を受けて、協同組織課の所掌事務に關し調整を要する事項のうち経営局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に關する事務を行なう。
- 28 4 経営専門官は、協同組織課の所掌事務に關し経営局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に關する事務を行なう。
- 29 5 第五十二条 企画官、経営専門官、金融調整官、組合金融調査官（企画官、経営専門官、金融調整官、組合金融調査官一人及び組合金融指導官）
- 30 6 企画官は、金融調整課に、企画官一人、経営専門官八人、金融調整官一人、組合金融調査官一人及び組合金融指導官三人を置く。
- 31 7 企画官は、金融調整課の所掌事務に關し調整を要する事項のうち経営局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に關する事務を行なう。
- 32 8 経営専門官は、命を受けて、金融調整課の所掌事務に關し経営局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に關する事務を行なう。
- 33 9 金融調整官は、農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に係る金融行政に關する事務を行なう。
- 34 10 組合金融調査官は、組合の信用事業並びに農林中央金庫、農業信用基金協会、農水産業協同組合貯金保険機構及び独立行政法人農林漁業信用基金の業務に關し調整を要する重要事項についての調査、企画及び連絡調整に關する事務を行なう。
- 35 11 組合金融指導官は、命を受けて、農林中央金庫の業務及び組合の信用事業に關する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に關する事務を行なう。
- 36 12 第五十二条 保険課に、農業経営収入保険室及び経営専門官二人を置く。
- 37 13 農業経営収入保険室は、農業経営収入保険事業に關する事務を行なう。
- 38 14 農業経営収入保険室は、農業経営収入保険事業に關する事務を行なう。

農業経営収入保険室に、室長を置く。
経営専門官は、命を受けて、保険課の所掌事務に関する事務を行なう。
(経営専門官)

第五十三条 経営局に、経営専門官三人を置く。

2 経営専門官は、命を受けて、保険監理官のつかさどる職務に關し経営局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関するものを助ける。

第七款 農村振興局

(調査官、企画官、業務改革推進専門官、特別会計専門官、管理官、総務・会計専門官、監査官及び福島復旧復興対策調整官)

第五十四条 総務課に、調査官三人、企画官一人、業務改革推進専門官一人、特別会計専門官一人、管理官一人、監査官一人及び福島復旧復興対策調整官一人を置く。

2 調査官は、命を受けて、総務課の所掌事務に關し調整を要する重要な事項その他の重要な事項についての調査、企画及び連絡調整を行う。

3 企画官は、総務課の所掌事務に關し調整を要する重要な事項その他の重要な事項についての企画及び連絡調整を行う。

4 業務改革推進専門官は、農村振興局の所掌に係る業務改革の推進に関する専門の事項についての企画及び連絡調整を行う。

5 特別会計専門官は、食料安定供給特別会計の国管土地改良事業勘定の経理及び同勘定に属する物品の管理に関する専門の事項についての企画及び連絡調整を行う。

6 管理官は、職員の人事管理に関する重要な事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

7 総務・会計専門官は、職員の人事管理並びに予算、決算及び会計に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

8 監査官は、命を受けて、国管の土地改良事業(かんがい排水、区画整理、干拓、農地又はその保全若しくは利用上必要な施設若しくは農業用施設の災害復旧その他土地の農業上の利用を維持及び増進するのに必要な事業をいう。以下同じ。)の業務及び会計の監査に関する事務を行う。

9 福島復旧復興対策調整官は、福島の復旧及び復興に関する事務のうち農村振興局の所掌に係るものに関するものに關し調整を要する重要な事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第五十五条 農村計画課に、農村活性化推進室及び都市農業室並びに企画官二人及び土地利用調整官一人を置く。

2 農村活性化推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 農山漁村の振興に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること(地域振興課及び都市農村交流課の所掌に属するものを除く。)。

2 農山漁村の総合的な振興計画(中山間地域等の総合的な振興計画を除く。)の作成についての指導及び助成に關すること(林野庁及び水産庁の所掌に属するものを除く。)。

3 農村活性化推進室に、室長を置く。

4 都市農業室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 都市及びその周辺における農業の振興に關すること。

2 市民農園の整備の促進に關すること。

3 都市農業室に、室長を置く。

4 都市農業室に、室長を置く。

5 企画官は、農村計画課の所掌事務に關し調整を要する事項のうち農村振興局長が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

6 土地利用調整官は、農村計画課の所掌事務に係る土地その他の資源の農業上の利用の確保に關する重要な事項についての調査、企画及び連絡調整に関する事務を行う。

(中山間地域・日本型直接支払室)

第五十六条 地域振興課に、中山間地域・日本型直接支払室を置く。

2 中山間地域・日本型直接支払室は、次に掲げる事務をつかさどる。

1 農業の有する多面的機能の發揮の促進に關すること。

2 農地法第三十二条第一項第一号に掲げる農地の農業上の利用の確保に關すること。

3 中山間地域等における農業の生産条件に關する不利を補正するための支援に關すること。

(農泊推進室及び農福連携推進室並びに企画官及びインバウンド推進専門官)

2 農泊推進室及び農福連携推進室並びに企画官一人及びインバウンド推進専門官一人を置く。

3 農泊推進室は、農山漁村と都市との地域間交流に關する事務のうち農泊(観光旅客の農山漁村への来訪及び滞在をいう。)の推進に關する事務をつかさどる。

4 農福連携推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

1 高齢者及び障害者の農業に關する活動の促進に關すること。

2 農山漁村における高齢者及び障害者の能力の活用の促進に關する事務のうち農林水産省の所掌に係るものについての連絡調整に關すること。

3 農林水産における高齢者及び障害者の福祉の向上に關する事務のうち農林水産省の所掌に係るものについての連絡調整に關すること。

(鳥獣対策室及び農村環境対策室並びに企画官、環境計画官、環境資源保全官、地すべり地質対策官及び地すべりリスク対策官)

第五十八条 鳥獣対策・農村環境課に、鳥獣対策室及び農村環境対策室並びに企画官、環境計画官、環境資源保全官、地すべり地質対策官及び地すべりリスク対策官それぞれ一人を置く。

2 鳥獣対策室は、鳥獣害の防除に関する事務をつかさどる。

3 鳥獣対策室に、室長を置く。

4 農村環境対策室は、土地改良事業その他の農村振興局の所掌事務に関する事業に係る環境の保全に関する企画及び立案に関する事務のうち気候変動への対応、生物の多様性の確保又は環境の状況の評価に係るものに関する事務をつかさどる。

5 農村環境対策室に、室長を置く。

6 企画官は、鳥獣対策・農村環境課の所掌事務に關し調整を要する事項のうち農村振興局長が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

7 環境計画官は、土地改良事業その他の農村振興局の所掌事務に關する事業に係る環境の保全に關する専門技術上の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

8 環境資源保全官は、土地その他の開発資源の調査に關する専門技術上の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

9 地すべり地質対策官は、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）の規定による地すべり防止区域及び廃止に關する専門技術上の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

10 地すべりリスク対策官は、地すべりの発生のおそれ及び地すべりによる影響についての評価並びに地すべり防止施設の維持保全に係る指針の策定に關する専門技術上の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

（計画調整室、施工企画調整室及び海外土地改良技術室並びに事業調整管理官、技術調査官、農業土木専門官、首席農業土木専門官、事業計画企画官、入札契約技術企画官、技術情報管理官、技術評価官、用地官及び用地管理官）

第五十九条 設計課に、計画調整室、施工企画調整室及び海外土地改良技術室並びに事業調整管理官一人、技術調査官一人、農業土木専門官二人、首席農業土木専門官一人、事業計画企画官一人、

2 計画調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。

1 土地改良事業計画の技術的な基準に關すること。

2 土地改良事業に関する長期計画に關すること。

3 土地、水その他の資源の開発に關する企画及び立案に關すること。

4 土地改良事業に關する事務の調整に關すること。

5 施工企画調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。

1 土地改良事業の工事の設計基準、積算基準及び施工基準に關すること。

2 土地改良事業に用いる機械器具の管理に關すること。

3 計画調整室に、室長を置く。

4 施工企画調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。

1 海外土地改良技術室は、整備部の所掌事務に係る国際協力に關する事務の総括に關する事務をつかさどる。

2 海外土地改良技術室に、室長を置く。

3 事業調整管理官は、設計課の所掌事務に關し調整を要する重要な事項についての企画及び連絡調整に關する事務を行なう。

4 技術調査官は、土地改良事業の工事の設計に關する技術に關する重要な事項についての調査、企画、連絡調整及び指導を行なう。

5 農業土木専門官は、命を受けて、土地改良事業の工事の設計に關する専門技術上の事項についての企画、連絡調整及び指導に關する事務を行なう。

6 首席農業土木専門官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び同項の事務を総括する。

7 事業計画企画官は、土地改良事業計画に關し調整を要する専門の事項についての企画及び連絡調整に關する事務を行なう。

8 入札契約技術企画官は、土地改良事業の工事及び工事のための調査、測量及び設計についての契約に必要な専門技術上の事項についての企画、連絡調整及び指導に關する事務を行なう。

9 技術情報管理官は、土地改良事業の工事を行うために必要な情報の収集、整理、分析及び利用に關する重要な事項についての企画、連絡調整及び指導に關する事務を行なう。

10 技術評価官は、土地改良事業に關する技術に關する事項についての情報の収集、分析及び評価、連絡調整及び指導に關する事務を行なう。

11 用地官は、命を受けて、土地改良事業の用に供する土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に關する企画、連絡調整及び指導に關する事務を行なう。

12 用地管理官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び同項の事務を総括する。

（企画官及び団体指導専門官）

第六十条 土地改良企画課に、企画官二人及び団体指導専門官一人を置く。

2 企画官は、命を受けて、土地改良企画課の所掌事務に關し調整を要する事項のうち農村振興局長が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に關する事務を行なう。

3 団体指導専門官は、土地改良区、土地改良区連合及び土地改良事業団体連合会の業務及び会計に關する指導及び連絡調整に關する事務を行なう。

（農業用水対策室及び施設保全管理室並びに水資源企画官及び農業水利施設企画官）

第六十一条 水資源課に、農業用水対策室及び施設保全管理室並びに水資源企画官及び農業水利施設企画官それぞれ一人を置く。

2 農業用水対策室は、農林水産省組織令第八十二条第三号及び第四号に規定する土地改良事業（農業水利施設の保全その他の管理を除く。）に係る水の使用に関する企画及び連絡調整並びに指導及び助成に関する事務をつかさどる。

一 農業水利施設の保全その他の管理に関する事務をつかさどる。

二 土地改良財産（土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十四条に規定する土地改良財産をいう。以下同じ。）の管理及び処分に関する事務をつかさどる。

三 施設保全管理室に、室長を置く。

四 施設保全管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

（農業水利施設の保全その他の管理に関する事務をつかさどる。）

（経営体育成基盤整備推進室及び更新に係る事務をつかさどる。）

（農業水利施設企画官は、農業用水対策室及び更新に係る事務をつかさどる。）

第二節 施設等機関

第一款 植物防疫所等

（植物防疫所の名称、位置及び管轄区域）

第六十五条 植物防疫所の名称、位置及び管轄区域	名称	位置	管轄区域
横浜植物防疫所	横浜市	北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県	横浜市
名古屋植物防疫所	名古屋市	富山県 石川県 福井県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	名古屋市
神戸植物防疫所	神戸市	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山县 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 (下関市及び宇部市を除く。)	神戸市
門司植物防疫所 (那覇植物防疫事務所)	北九州市 山口県 (下関市及び宇部市を除く。)	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	門司 山口県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県

第六十六条 那覇植物防疫事務所は、那覇市に置き、その管轄区域は、沖縄県とする。

(所長)

第六十七条 植物防疫所に、所長を置く。

2 所長は、植物防疫所の事務を掌理する。

(事務所長)

第六十八条 那覇植物防疫事務所に、事務所長を置く。

2 事務所長は、那覇植物防疫事務所の事務を掌理する。

(横浜植物防疫所に置く部等)

第六十九条 横浜植物防疫所に、次の四部並びに業務管理官及び研修指導官それぞれ一人を置く。

総務部

業務部

調査研究部

(総務部の所掌事務)

第七十条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 所長の官印及び所印の保管に関すること。
- 二 職員の人事に関すること。
- 三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 四 経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。
- 五 国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。
- 六 営繕に関すること。
- 七 庁内の管理に関すること。
- 八 植物検疫及び病菌害虫防除技術に関する講習に関すること。
- 九 前各号に掲げるもののほか、植物防疫所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第七十一条 総務部に、次の二課を置く。

会計課
(庶務課の所掌事務)

第七十二条 庶務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 所長の官印及び所印の保管に関すること。
- 二 職員の人事に関すること。
- 三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 四 庁内の管理に関すること。
- 五 植物検疫及び病菌害虫防除技術に関する講習に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、植物防疫所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第七十三条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。
- 二 国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。
- 三 営繕に関すること。

(業務部の所掌事務)

第七十四条 業務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 輸入植物、病菌害虫が付着するおそれがある輸入物品又は輸入病菌害虫の検査及び取締り並びに調査及び研究並びに輸入病菌害虫の駆除及び予防に関すること。
- 二 植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号。以下この款において「法」という。）第八条第七項の隔離栽培に関すること。
- 三 輸出植物若しくは病菌害虫が付着するおそれがある輸出物品、指定種苗又は法第十六条の二第一項若しくは第十六条の三第一項の規定により移動が制限され、若しくは禁止された植物等の検査及び取締りに関すること。
- 四 防除用器具の保管に関すること。

- 五 植物の病菌害虫の防除並びにその方法の調査及び研究に関すること。
- 六 植物の病菌害虫の同定及びその方法の指導に関すること。

(統括植物検疫官及び統括同定官)

第七十五条

業務部に、統括植物検疫官七人及び統括同定官一人を置く。

2 統括植物検疫官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一 輸入植物、病菌害虫が付着するおそれがある輸入物品又は輸入病菌害虫の検査及び取締り並びに調査及び研究並びに輸入病菌害虫の駆除及び予防に関すること。

二 法第八条第七項の隔離栽培に関すること。

三 輸出植物若しくは病菌害虫が付着するおそれがある輸出物品、指定種苗又は法第十六条の二第一項若しくは第十六条の三第一項の規定により移動が制限され、若しくは禁止された植物等の検

査及び取締りに関すること。

四 防除用器具の保管に関すること。

五 植物の病菌害虫の防除並びにその方法の調査及び研究に関すること。

第六条 調査研究部は、次に掲げる事務をつかさどる。

1 統括同定官は、植物の病菌害虫の同定及びその方法の指導に関する事務をつかさどる。

2 諸外国における病菌害虫発生状況の調査に関すること。

3 諸外国植物防疫機関との情報の交換に関すること。

(統括調査官)

第七十七条 調査研究部に、統括調査官四人を置く。

2 統括調査官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一 植物検疫及び病菌害虫防除技術の改善に関する調査及び研究に関すること。

二 諸外国における病菌害虫発生状況の調査に関すること。

三 諸外国植物防疫機関との情報の交換に関すること。

(リスク分析部の所掌事務)

第七十七条の二 リスク分析部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 植物の病菌害虫の危険性の評価及び植物検疫上の適切な保護の水準を達成するために適用される措置の決定に関する調査及び研究に関すること。

二 植物を輸入する者その他の関係者（諸外国植物防疫機関を除く。次条第二項第二号において同じ。）との情報の交換に関すること。

(統括調査官)

第七十七条の三 リスク分析部に、統括調査官三人を置く。

2 統括調査官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一 植物の病菌害虫の危険性の評価及び植物検疫上の適切な保護の水準を達成するために適用される措置の決定に関する調査及び研究に関すること。

二 植物を輸入する者その他の関係者との情報の交換に関すること。

(業務管理官の職務)

第七十八条 業務管理官は、植物検疫の業務の管理及び効率化に関する連絡調整及び指導に関する事務を行う。

(研修指導官の職務)

第七十八条の二 研修指導官は、植物検疫及び病菌害虫防除技術に関する研修についての企画及び指導に関する事務を行う。

(名古屋植物防疫所に置く課等)

第七十九条 名古屋植物防疫所に、庶務課並びに統括植物検疫官五人及び調整指導官一人を置く。

(庶務課の所掌事務)

第八十条 庶務課は、第七十二条第一号から第四号までに掲げる事務及び前渡資金の経理に関する事務をつかさどる。

(統括植物検疫官の職務)

第八十一条 統括植物検疫官は、命を受けて、第七十五条第二項各号に掲げる事務をつかさどる。

(調整指導官の職務)

第八十二条 調整指導官は、植物検疫の業務についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

(神戸植物防疫所に置く課等)

第八十三条 神戸植物防疫所に、庶務課及び会計課並びに業務部並びに調整指導官一人を置く。

(庶務課の所掌事務)
第八十四条 庶務課は、第七十二条第一号から第五号までに掲げる事務をつかさどる。

(会計課の所掌事務)
第八十五条 会計課は、第七十三条第二号及び第三号に掲げる事務並びに前渡資金の経理に関する事務をつかさどる。

(業務部の所掌事務)
第八十六条 業務部は、第七十四条各号及び第七十六条第一号に掲げる事務をつかさどる。

(統括植物検疫官及び統括同定官)
第八十七条 業務部に、統括植物検疫官七人及び統括同定官一人を置く。

2 統括植物検疫官は、命を受けて、第七十五条第二項各号及び第七十七条第一項第一号に掲げる事務をつかさどる。

3 統括同定官は、第七十五条第三項の事務をつかさどる。

(調整指導官の職務)

第八十八条 調整指導官は、第八十二条の事務を行う。

(門司植物防疫所に置く課等)
第八十九条 門司植物防疫所に、庶務課並びに統括植物検疫官三人及び調整指導官一人を置く。

(庶務課の所掌事務)
第九十条 庶務課は、第七十二条第一号から第四号までに掲げる事務及び前渡資金の経理に関する事務をつかさどる。

(統括植物検疫官の職務)
第九十一条 統括植物検疫官は、命を受けて、第七十五条第二項各号に掲げる事務をつかさどる。

(調整指導官の職務)

第九十二条 調整指導官は、第八十二条の事務を行う。

(那覇植物防疫事務所に置く課等)
第九十三条 那覇植物防疫事務所に、庶務課並びに統括植物検疫官二人及び調整指導官一人を置く。

(庶務課の所掌事務)
第九十四条 庶務課は、第七十二条第一号から第四号までに掲げる事務及び前渡資金の経理に関する事務をつかさどる。

(統括植物検疫官の職務)
第九十五条 統括植物検疫官は、命を受けて、第七十五条第二項各号に掲げる事務をつかさどる。

(調整指導官の職務)

第九十六条 調整指導官は、第八十二条の事務を行う。

(支所及び出張所の名称及び位置)
第九十七条 植物防疫所の支所及び出張所の名称及び位置並びに那覇植物防疫事務所の出張所の名称及び位置は、別表第一のとおりとする。

(支所及び出張所の所掌事務)
第九十八条 支所は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 輸出入植物、病菌害虫が付着するおそれがある輸出品又は輸入病菌害虫の検査及び取締り並びに病菌害虫の調査及び研究に関する事務。

二 法第二十三条第一項の規定による発生予察事業の実施に関する事務。

三 法第二十二条第一項に規定する指定有害動植物の防除に必要な薬剤(薬剤として用いることができる物を含む)及び防除用器具の保管に関する事務。

2 出張所は、輸出入植物、病菌害虫が付着するおそれがある輸出品又は輸入病菌害虫の検査及び取締り並びに病菌害虫の調査及び研究に関する事務をつかさどる。

(支所長)
第九十九条 支所に、支所長を置く。

(統括植物検疫官)

第一百条 横浜植物防疫所成田支所に統括植物検疫官六人を、横浜植物防疫所東京支所に統括植物検疫官二人を、横浜植物防疫所羽田空港支所に統括植物検疫官三人を、名古屋植物防疫所中部空港支所に統括植物検疫官二人を、神戸植物防疫所大阪支所に統括植物検疫官二人を、神戸植物防疫所関西空港支所に統括植物検疫官三人を、門司植物防疫所福岡支所に統括植物検疫官三人を置く。

1 輸入植物、病菌害虫が付着するおそれがある輸入物品又は輸入病菌害虫の検査及び取締り並びに調査及び研究並びに輸入病菌害虫の駆除及び予防に関する事務。

2 法第八条第七項の隔離栽培に関する事務。

3 輸出植物若しくは病菌害虫が付着するおそれがある輸出物品、指定種苗又は法第十六条の二第一項若しくは第十六条の三第一項の規定により移動が制限され、若しくは禁止された植物等の検査及び取締りに関する事務。

4 防除用器具の保管に関する事務。

五 植物の病害虫の防除並びにその方法の調査及び研究に関する事。

第二款 動物検疫所

(動物検疫所の位置)

第一百一十条 動物検疫所は、神奈川県に置く。

第一百二十二条 動物検疫所に、所長を置く。

2 所長は、動物検疫所の事務を掌理する。

第一百三条 動物検疫所に、次の四部並びに調整指導官、統括検疫管理官及び感染症対策専門官それぞれ一人を置く。

(動物検疫所に置く部等)

総務部

企画管理部

検疫部

精密検査部

(総務部の所掌事務)

第一百四条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 所長の官印及び所印の保管に関する事。

二 職員の人事に関する事。

三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。

四 経費及び収入の予算、決算及び会計に関する事。

五 国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関する事。

六 庁内の管理に関する事。

七 前各号に掲げるもののほか、動物検疫所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(総務部に置く課等)

総務部に、次の二課を置く。

庶務課

会計課

(庶務課の所掌事務)

第一百六条 庶務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 所長の官印及び所印の保管に関する事。

二 職員の人事に関する事。

三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。

四 庁内の管理に関する事。

五 前各号に掲げるもののほか、動物検疫所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(会計課の所掌事務)

第一百七条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 経費及び収入の予算、決算及び会計に関する事。

二 国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関する事。

(企画管理部の所掌事務)

第一百九条 企画管理部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 動物検疫所の所掌事務に関する総合的な企画及び立案並びに連絡調整に関する事。

二 動物検疫所の所掌事務に関する調査並びに資料の収集、整理、分析及び提供に関する事。

三 動物検疫の業務に必要な技術の研修に関する事。

四 動物用生物学的製剤及び予防用器具の保管、配布、譲与及び貸付けに関する事。

五 家畜伝染病のうち国内に常在しないものの病原体が国内に侵入することにより重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関する事。

(企画管理部に置く課)

企画管理部に、次の三課を置く。

第一百十条

企画調整課
調査課
危機管理課

(企画調整課の所掌事務) 企画調整課は、動物検疫所の所掌事務に関する総合的な企画及び立案並びに連絡調整に関する事務をつかさどる。

(調査課の所掌事務) 調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 動物検疫所の所掌事務に関する調査並びに資料の収集、整理、分析及び提供に関すること（危機管理課の所掌に属するものを除く。）。

二 動物検疫の業務に必要な技術の研修に関すること。

(危機管理課の所掌事務)

第一百十二条の二 危機管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 輸入に係る畜産物その他の物に係る処理施設及び保管施設並びに輸入動物の飼育施設の調査に関する事。

二 動物用生物学的製剤及び予防用器具の保管、配布、譲与及び貸付けに関する事。

三 家畜伝染病のうち国内に常在しないものの病原体が国内に侵入することにより重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関する事。

(検疫部の所掌事務)

第一百十三条 検疫部は、次に掲げる事務（精密検査部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）の規定による輸出入動物その他の物に対する輸出入検査その他の措置に関する事。

二 輸出入動物に対する狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）の規定に基づく検査に関する事。

三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による輸入動物に対する検査及びこれに基づく措置に関する事。

四 輸出入動物の健康検査に関する事。

五 委託を受けて動物その他の物に対する検査又は消毒を行うこと。

(検疫部に置く課)

第一百十四条 検疫部に、次の三課を置く。

管理指導課
動物検疫課
畜産物検疫課

(管理指導課の所掌事務)
(動物検疫課の所掌事務)

第一百十四条の二 管理指導課は、輸出入動物その他の物に対する検査その他の措置に係る業務の管理並びにこれに必要な指導に関する事務（精密検査部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第一百十五条 動物検疫課は、次に掲げる事務（管理指導課及び精密検査部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 家畜伝染病予防法の規定による輸出入動物に対する輸出入検査及びこれに基づく処置に関する事。

二 輸出入動物に対する狂犬病予防法の規定に基づく検査に関する事。

三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による輸入動物に対する検査及びこれに基づく措置に関する事。

四 輸出入動物の健康検査に関する事。

五 委託を受けて動物に対する検査を行うこと。

(畜産物検疫課の所掌事務)

第一百十六条 畜産物検疫課は、次に掲げる事務（管理指導課及び精密検査部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 家畜伝染病予防法の規定による輸出入に係る畜産物その他の物に対する輸出入検査その他の措置に関する事（動物検疫課の所掌に属するものを除く。）。

二 委託を受けて行う畜産物その他の物に対する検査又は消毒に関する事。

(精密検査部の所掌事務)

第一百十七条 精密検査部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 輸出入動物その他の物に対する検査及び委託を受けて行う動物その他の物に対する検査のうち、ウイルス、細菌及び寄生虫に関する精密検査並びにその技術の改善に関する調査及び研究に関する事。

二 輸出入動物その他の物に対する検査及び委託を受けて行う動物その他の物に対する検査のうち、病理検査、理化学検査その他の検査に係る精密検査並びにその技術の改善に関する調査及び研究に関する事。

三 輸出入動物その他の物の危険性の評価に関する事。

(精密検査部に置く課)
第一百八条 精密検査部に、次の四課を置く。

微生物検査課
海外病検査課
病理・理化学検査課

危険度分析課
(微生物検査課の所掌事務)

第一百九条 微生物検査課は、輸出入動物その他の物に対する検査及び委託を受けて行う動物その他の物に対する検査のうち、ウイルス、細菌及び寄生虫に関する精密検査並びにその技術の改善に関する調査及び研究に関する事務(海外病検査課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

第一百十九条の二 海外病検査課は、輸出入動物その他の物に対する検査及び委託を受けて行う動物その他の物に対する検査のうち、ウイルス、細菌及び寄生虫(家畜伝染病及び水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)第十三条第一項に規定する輸入防疫対象疾患のうち国内に常在しないものの病原体であるものに限る。)に関する精密検査並びにその技術の改善に関する調査及び研究に関する事務をつかさどる。

(病理・理化学検査課の所掌事務)

第一百二十条 病理・理化学検査課は、輸出入動物その他の物に対する検査及び委託を受けて行う動物その他の物に対する検査のうち、ウイルス、細菌及び寄生虫(家畜伝染病及び水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)第十三条第一項に規定する輸入防疫対象疾患のうち国内に常在しないものの病原体であるものに限る。)に関する精密検査並びにその技術の改善に関する調査及び研究に関する事務をつかさどる。

第一百二十二条 危険度分析課は、輸出入動物その他の物の危険性の評価に関する事務をつかさどる。

第一百二十三条 調整指導官は、動物検疫の業務についての連絡調整及び指導に関する事務(管理指導課及び感染症対策専門官の所掌に属するものを除く。)を行う。

第一百二十三条の二 統括検疫管理官は、動物検疫の業務についての専門技術上の調査、企画及び連絡調整に関する事務を行なう。

第一百二十四条 動物検疫所の支所及び出張所の名称及び位置は、別表第二のとおりとする。

第一百二十五条 支所及び出張所は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 家畜伝染病予防法の規定による輸出入動物その他の物に対する輸出入検査その他の措置に関すること。
- 二 輸出入動物に対する狂犬病予防法の規定に基づく検査に関すること。
- 三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による輸入動物に対する検査及びこれに基づく措置に関すること。
- 四 輸出入動物の健康検査に関すること。
- 五 動物用生物学的製剤及び予防用器具の保管、配布、譲与及び貸付けに関すること。
- 六 委託を受けて動物その他の物に対する検査又は消毒を行うこと。

(支所長)

第一百二十六条 支所に、支所長を置く。

(調整指導官及び統括検疫管理官)

第一百二十七条 支所に、調整指導官及び統括検疫管理官それぞれ一人(北海道・東北支所及び沖縄支所にあつては、調整指導官一人)を置く。

2 調整指導官は、動物検疫の業務についての連絡調整及び指導に関する事務を行なう。

3 統括検疫管理官は、動物検疫の業務についての専門技術上の調査、企画及び連絡調整に関する事務を行なう。

(出張所長)

第一百二十八条 出張所に、出張所長を置く。

(第三款 動物医薬品検査所)

(動物医薬品検査所の位置)
第一百二十九条 動物医薬品検査所は、東京都に置く。

(所長)

第一百三十条 動物医薬品検査所に、所長を置く。

2 所長は、動物医薬品検査所の事務を掌理する。

(動物医薬品検査所に置く部等)

第一百三十二条 動物医薬品検査所に、企画連絡室、庶務課及び会計課並びに次の二部を置く。

検査第一部

(企画連絡室の所掌事務)

第一百三十三条 企画連絡室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 動物用の医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の検査に関する総合的な企画及び立案並びに調整に関すること。

二 動物用の医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の検査に関する連絡調整に関すること。

三 動物用の医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の検査に関する資料の収集、整理及び提供に関すること。

四 動物用の医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の製造及び検査に関する技術的講習に関すること。

五 動物用の医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の検査に関する技術的事項についての審査、調査、評価及び指導に関すること。

六 動物用の医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の検査成績並びに標準製剤の保証並びに病原微生物その他の危険物の管理に関する監査に関すること。

(企画連絡室に置く課)

第一百三十四条 企画連絡室に、次の三課を置く。

企画調整課

審査調整課

(企画調整課の所掌事務)

第一百三十五条 企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 動物用の医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の検査に関する総合的な企画及び立案並びに調整に関すること。

二 動物用の医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の検査に関する連絡調整に関すること。(審査調整課の所掌に属するものを除く。)

三 動物用の医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の検査に関する資料の収集、整理及び提供に関すること。

四 動物用の医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の製造及び検査に関する技術の講習に関すること。

(審査調整課の所掌事務)

第一百三十六条 審査調整課は、動物用の医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の検査に関する技術的事項についての審査及び連絡調整に関する事務をつかさどる。

(技術指導課の所掌事務)

第一百三十七条 技術指導課は、動物用の医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の検査に関する技術的事項についての調査、評価及び指導に関する事務をつかさどる。

(動物用医薬品審査官、動物用医療機器審査官、動物用医薬品専門官及び病原微生物管理専門官)

第一百三十八条 企画連絡室に、動物用医薬品審査官三人、動物用医療機器審査官一人、動物用医薬品専門官二人及び病原微生物管理専門官一人を置く。

2 動物用医薬品審査官は、命を受けて、動物用医薬品の検査に関する専門技術上の事項についての審査に関する事務を行なう。

3 動物用医療機器審査官は、動物用医療機器の検査に関する専門技術上の事項についての審査に関する事務を行なう。

4 動物用医薬品専門官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。

一 動物用医薬品の再評価に関する専門技術上の事項についての資料の収集及び整理に関すること。

二 動物用医薬品の検査に係る国際的な基準の設定に関する専門技術上の事項についての企画及び連絡調整並びに資料の収集及び整理に関すること。

三 動物用抗菌剤の使用に伴う危険性に関する専門技術上の事項についての評価、資料の収集及び整理並びにその結果の提供に関すること。

5 病原微生物管理専門官は、病原微生物の管理に関する専門技術上の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

(庶務課の所掌事務)

第一百三十九条 庶務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 所長の官印及び所印の保管に関すること。

二 職員の人事に関すること。

三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

四 前各号に掲げるもののほか、動物医薬品検査所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(会計課の所掌事務)

第一百四十一条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。

二 国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

三 庁内の管理に關すること。

(検査第一部の所掌事務)

第一百三十五条 検査第一部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 動物用の生物学的製剤及び再生医療等製品の検査を行うこと。

二 動物用の生物学的製剤及び再生医療等製品に係る細胞株、ウイルス株、菌株及び標準製剤の保存及び配布を行うこと。

三 動物用の医薬品、医薬部外品及び医療機器の検査に関する調査及び研究を行うこと。

(検査第二部の所掌事務)

第一百三十六条 検査第二部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 動物用の医薬品(生物学的製剤を除く。次号及び第三号において同じ)、医薬部外品及び医療機器の検査を行うこと。

二 動物用の医薬品、医薬部外品及び医療機器の検査に関する調査及び研究を行うこと。

三 動物用の医薬品及び医薬部外品に係る菌株及び標準製剤の保存及び配布を行うこと。

第四款 農林水産研修所

(農林水産研修所の位置)

第一百三十七条 農林水産研修所は、東京都に置く。

(所長及び副所長)

第一百三十八条 農林水産研修所に、所長及び副所長一人を置く。

2 所長は、農林水産研修所の事務を掌理する。

3 副所長は、所長を助け、農林水産研修所の事務を整理する。

(農林水産研修所に置く課等)

第一百三十九条 農林水産研修所に、次の三課並びに研修調整官一人、研修企画官四人、農福連携研修企画官一人、教務指導官一人及び技術研修指導官九人を置く。

総務課

教務課

技術研修課

(総務課の所掌事務)

第一百四十条 総務課は、次に掲げる事務(技術研修課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

一 所長の官印及び所印の保管に関する事務。

二 職員の人事に関する事務。

三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事務。

四 経費及び収入の予算、決算及び会計に関する事務。

五 行政財産及び物品の管理に関する事務。

六 庁内の管理に関する事務。

七 前各号に掲げるもののほか、農林水産研修所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。

(教務課の所掌事務)

第一百四十二条 教務課は、次に掲げる事務(技術研修課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

一 研修計画の作成及び実施に関する事務。

二 研修生の入所及び退所並びに研修生活に関する事務。

三 研修に関する調査並びに資料の収集及び整理に関する事務。

(技術研修課の所掌事務)

第一百四十二条 技術研修課は、次に掲げる事務に係る第百四十二条第三号から第六号まで及び前条各号に掲げる事務をつかさどる。

一 食品の表示の適正化及び安全性の確保に関する技術についての研修に関する事務。

二 農業の機械化及び農業に関する普及事業についての研修に関する事務。

三 農林漁業從事者の生活に関する知識及び技術並びに農林漁業從事者の生活に関する普及事業についての研修に関する事務。

四 障害者の農業に関する活動の促進に関する知識及び技術についての研修に関する事務。

五 前各号に掲げるもののほか、農林水産省の所掌に係る技術に関する研修に関する研修に関する事務。

(研修調整官の職務)

第一百四十三条 研修調整官は、農林水産省の所掌に係る事務及び技術に関する研修についての総合的な企画及び連絡調整に関する事務を行う。

(研修企画官の職務)

第一百四十四条 研修企画官は、命を受けて、農林水産省の所掌に係る事務及び技術に関し必要な研修の企画に関する事務（農福連携研修企画官の所掌に属するものを除く。）を行う。

(農福連携研修企画官の職務)

第一百四十五条 農福連携研修企画官は、障害者の農業に関する活動の促進に関する知識及び技術についての研修の企画に関する事務を行う。

(教務指導官の職務)

第一百四十六条 教務指導官は、命を受けて、農林水産省の所掌に係る事務に關し必要な研修を行う。

(技術研修指導官の職務)

第一百四十七条 技術研修指導官は、命を受けて、農林水産省の所掌に係る技術に關し必要な研修を行う。

第五款 農林水産政策研究所

(農林水産政策研究所の職務)

第一百四十八条 農林水産政策研究所は、東京都に置く。

(農林水産政策研究所の位置)

第一百四十九条 農林水産政策研究所に、所長及び次長一人を置く。

2 所長は、農林水産政策研究所の事務を掌理する。

3 次長は、所長を助け、農林水産政策研究所の事務を整理する。

(農林水産政策研究所に置く室等)

第一百五十条 農林水産政策研究所に、次の二室及び二課並びに総括上席研究官三人及び政策研究調整官四人を置く。

(企画広報室)

企画課

(企画広報室の所掌事務)

第一百五十一条 企画広報室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 調査及び研究の総合的な企画及び立案並びに調整に関する事。

二 調査及び研究に関する広報に関する事。

三 調査及び研究に関する連絡調整に関する事。

四 図書その他の調査及び研究に関する資料の収集、整理及び保管に関する事。

五 調査及び研究に関する情報の分析及び提供に関する事。

(庶務課の所掌事務)

第一百五十二条 庶務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 所長の官印及び所印の保管に関する事。

二 職員の人事に関する事。

三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。

四 前各号に掲げるもののほか、農林水産政策研究所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(会計課の所掌事務)

第一百五十三条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 経費及び収入の予算、決算及び会計に関する事。

二 物品の管理に関する事。

三 庁内の管理に関する事。

(総括上席研究官の所掌事務)

第一百五十四条 総括上席研究官は、命を受けて、農林水産省の所掌事務に関する政策に関する調査及び研究に関する事務を総括する。

(政策研究調整官の所掌事務)

第一百五十五条 政策研究調整官は、命を受けて、農林水産省の所掌事務に関する政策に関する調査及び研究に係る重要事項についての企画及び連絡調整に関する事務をつかさどる。

(参与)

第一百五十六条 農林水産政策研究所に、参与を置くことができる。

(2 参与は、所長の諮問を受けて、農林水産政策研究所の事務に参与する。

(専門委員)

第一百五十七条 農林水産政策研究所に、専門委員を置くことができる。

- 専門委員は、所長の指揮を受けて、専門事項を調査する。

（地方参事官）

第三節 地方支分部局

第一款 地方農政局

第一目 内部部局

第一百五十八条 地方農政局に、各地方農政局を通じて地方参事官七十四人を置く。

2 地方参事官は、命を受けて、地方農政局の所掌事務に関する重要な事項に関する事務を行ふ。

（企画調整室）

第一百五十九条 地方農政局に、企画調整室を置く。

2 企画調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方農政局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事務。

二 地方農政局の所掌事務に関する総合調整に関する事務。

三 公文書類の審査に関する事務。

四 広報に関する事務。

五 農林水産省の所掌事務に係る災害対策に関する事務の総括に関する事務。

六 農畜産物、飲食料品及び油脂についての物価対策に関する事務のうち地方農政局の所掌に係るものに関する事務。

七 農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関する事務。（総務部（北陸農政局、東海農政局、近畿農政局及び中国四国農政局にあっては、総務課）及び消費・安全部の所掌に属するものを除く。）。

八 農林水産省の所掌事務に関する相談に関する事務。

九 前各号に掲げるもののほか、地方農政局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。

（調整官、企画官及び地域農政調整官）

第一百六十条 企画調整室に、調整官一人、企画官三人（東北農政局にあっては、四人）及び地域農政調整官一人（中国四国農政局にあっては、二人）を置く。

2 調整官は、命を受けて、地方農政局の所掌事務に関する総合的な政策に關し調整をする重要な事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

3 企画官は、命を受けて、地方農政局の所掌事務に関し調整をする事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

4 地域農政調整官は、命を受けて、地方農政局の管轄区域内における地域農業の総合的な振興に関する事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（総務部の所掌事務）

第一百六十二条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 局長の官印及び局印の保管に関する事務。

二 職員の人事並びに教養及び訓練に関する事務。

三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事務。

四 地方農政局の保有する情報の公開に関する事務。

五 地方農政局の保有する情報の安全の確保に関する事務。

六 地方農政局の保有する個人情報の保護に関する事務。

七 経費及び収入の予算、決算及び会計に関する事務。

八 国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関する事務。

九 職員の福利厚生に関する事務。

十 職員に貸与する宿舎に関する事務。

十一 営繕に関する事務。

十二 庁内の管理に関する事務。

十三 地方農政局の所掌事務の運営の改善に関する事務。

十四 食料安定供給特別会計の食糧管理勘定、業務勘定及び国営土地改良事業勘定の経理並びに東日本大震災復興特別会計の経理（農林水産省の所掌に係るものに限る。）に関する事務。

十五 食料安定供給特別会計の食糧管理勘定及び業務勘定に属する国有財産の管理及び処分（農林水産省の所掌に係るものに限る。）に関する事務。

十六 食料安定供給特別会計の食糧管理勘定、業務勘定及び国営土地改良事業勘定に属する物品の管理並びに東日本大震災復興特別会計に属する物品の管理（農林水産省の所掌に係るものに限る。）に関する事務。

（消費・安全部の所掌事務）

（消費・安全部は、次に掲げる事務をつかさどる。）

- 一 農林水産省の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。
- 二 食品表示法第四条第六項に規定する食品表示基準（酒類に係るもの）を除く。以下「食品表示基準」という。及び飲食料品以外の農林物資の品質に関する表示の基準に関すること（これらに基づく基準の策定に関する事を除く。第百七十六条第一号、第二百九十二条第二号及び第三百七十七条第一号において同じ。）。
- 三 指定農林物資に係る表示に関する事務（登録認証機関等に関する事務を除く。）。
- 四 米穀及び米穀を原材料とする飲食料品の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する事務（当該遵守事項の策定に関する事務を除く。）。
- 五 米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項に関する事務（当該遵守事項の策定に関する事務を除く。）。
- 六 農産物検査の適正かつ確実な実施を確保するための措置に関する事務（当該遵守事項の策定に関する事務を除く。）。
- 七 特定第一種水産動植物等の取引等に係る情報の記録及び伝達に関する事務（勧告等に係るものに限る。）。
- 八 健全な食生活その他の食料の消費に関する知識の普及に関する事務の総括に関する事務（当該遵守事項の策定に関する事務を除く。）。
- 九 農林水産物の食品としての安全性の確保に関する事務（うち生産過程に係るものに限る。）。
- 十 農地の土壤の汚染の防止及び除去に関する事務（当該遵守事項の策定に関する事務を除く。）。
- 十一 病虫害の防除（蚕病の予防に関する事務を除く。）並びに家畜及び養殖水産動植物の衛生に関する事務（当該遵守事項の策定に関する事務を除く。）。
- 十二 獣医療に関する事務（当該遵守事項の策定に関する事務を除く。）。
- 十三 肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに動物用の医薬品、医療機器及び再生医療等製品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務（肥料にあっては緑肥及び堆肥並びに経済産業省がその生産を所掌する肥料の生産に関する事務を除く。）。
- 十四 輸出入植物の検疫に関する情報の収集及び提供に関する事務（当該遵守事項の策定に関する事務を除く。）。
- （生産部の所掌事務）
- 五百六十三条 生産部は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 農畜産物（蚕糸を含み、種苗（さとうきび及びばれいしょの種苗、桑苗並びに飼料作物の種苗を除く。）を除く。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務（肥料にあっては緑肥及び堆肥並びに経済産業省がその生産を所掌する肥料の生産に関する事務を除く。）。
- 二 農作物の作付体系の合理化に関する事務（肥料にあっては緑肥及び堆肥並びに経済産業省がその生産を所掌する肥料の生産に関する事務を除く。）。
- 三 家畜の改良及び増殖並びに取引に関する事務（肥料にあっては緑肥及び堆肥並びに経済産業省がその生産を所掌する肥料の生産に関する事務を除く。）。
- 四 農地の土壤の改良に関する事務（肥料にあっては緑肥及び堆肥並びに経済産業省がその生産を所掌する肥料の生産に関する事務を除く。）。
- 五 草地の整備に関する事務（肥料にあっては緑肥及び堆肥並びに経済産業省がその生産を所掌する肥料の生産に関する事務を除く。）。
- 六 蚕病の予防に関する事務（肥料にあっては緑肥及び堆肥並びに経済産業省がその生産を所掌する肥料の生産に関する事務を除く。）。
- 七 農機具その他の農畜産業専用物品（飼料を除き、蚕糸業専用物品及び林業専用物品を含む。以下この号において同じ。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務（肥料にあっては緑肥及び堆肥並びに経済産業省がその生産を所掌する肥料の生産に関する事務を除く。）。
- 八 飼料の安定供給の確保に関する事務（肥料にあっては緑肥及び堆肥並びに経済産業省がその生産を所掌する肥料の生産に関する事務を除く。）。
- 九 地方競馬の監督に関する事務（肥料にあっては緑肥及び堆肥並びに経済産業省がその生産を所掌する肥料の生産に関する事務を除く。）。
- 十 農業技術の改良及び発達並びに農業及び農林漁業従事者の生活に関する知識の普及交換に関する事務（肥料にあっては緑肥及び堆肥並びに経済産業省がその生産を所掌する肥料の生産に関する事務を除く。）。
- 十一 米穀を主な原料とする飲食料品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務（肥料にあっては緑肥及び堆肥並びに経済産業省がその生産を所掌する肥料の生産に関する事務を除く。）。
- 十二 主要食糧の流通及び加工に関する事務の発達、改善及び調整に関する事務（肥料にあっては緑肥及び堆肥並びに経済産業省がその生産を所掌する肥料の生産に関する事務を除く。）。
- 十三 主要食糧の生産、集荷、消費その他需給の調整に関する事務（肥料にあっては緑肥及び堆肥並びに経済産業省がその生産を所掌する肥料の生産に関する事務を除く。）。
- 十四 主要食糧の輸入に係る納付金の徴収に関する事務（肥料にあっては緑肥及び堆肥並びに経済産業省がその生産を所掌する肥料の生産に関する事務を除く。）。
- 十五 輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しの実施に関する事務（肥料にあっては緑肥及び堆肥並びに経済産業省がその生産を所掌する肥料の生産に関する事務を除く。）。
- 十六 農産物検査に関する事務（肥料にあっては緑肥及び堆肥並びに経済産業省がその生産を所掌する肥料の生産に関する事務を除く。）。
- （経営・事業支援部の所掌事務）
- 五百六十四条 経営・事業支援部は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 飲食料品（米穀を主な原料とするものを除く。）及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務（消費・安全部の所掌に属するものを除く。）。
- 二 農畜産物、飲食料品及び油脂の流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務の総括に関する事務（消費・安全部の所掌に属するものを除く。）。
- 三 農文化の振興に関する事務のうち農林水産省の所掌に属するものに関する事務（農村振興部の所掌に属するものを除く。）。
- 四 農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出の促進に関する事務（農村振興部の所掌に属する事務を除く。）。
- 五 農林水産業その他の農林水産省の所掌に係る事業とこれらに関連する事業との連携に関する事務（農村振興部の所掌に属するものを除く。）。
- 六 農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における新たな事業機会の創出に関する事務（農村振興部の所掌に属するものを除く。）。
- 七 農畜産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における知的財産の活用に関する事務（農村振興部の所掌に属するものを除く。）。
- 八 農林水産省の所掌事務に係るバイオマスその他の資源の有効な利用の確保に関する事務（農村振興部の所掌に属するものを除く。）。
- 九 特定農林水産物等の名称の保護に関する事務（農村振興部の所掌に属するものを除く。）。
- 十 農林水産の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務（生産部の所掌に属するものを除く。）。
- 十一 農林水産省の所掌事務に係るバイオマスその他の資源の有効な利用の確保に関する事務（農村振興部の所掌に属するものを除く。）。

- 十二 食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における資源の有効な利用の確保に関する事務の総括に関すること。
- 十三 中央卸売市場の監督その他卸売市場に関すること。（生産部の所掌に属するものを除く。）。
- 十四 商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに関すること。
- 十五 農林水産省の所掌に係る事業における標準化に関する事務の総括に関すること。
- 十六 日本農林規格に関すること（消費・安全部の所掌に属するものを除く。）。
- 十七 農業協同組合その他の農業者の協同組織の発達に関すること。
- 十八 農業経営の改善及び安定に関すること。
- 十九 食料安定供給特別会計の農業経営安定勘定の経理に関すること。
- 二十 農業を担うべき者の確保に関すること。
- 二十一 農業労働に関すること。
- 二十二 農業地等の管理及び処分に関すること。
- 二十三 農地の権利移動（転用のためのものを除く。）その他農地関係の調整に関すること。
- 二十四 農業構造の改善に関すること。
- 二十五 農業委員会に関すること。
- 二十六 農畜産業の振興のための資金についての調整に関すること。
- 二十七 農畜産業の振興のための金融上の措置に関する助成に関すること。
- 二十八 農業信用基金協会の業務に関すること。
- 二十九 農住組合の設立及び業務に関すること（交換分合に関する것을除く。）。
- 第一百六十五条** 農村振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関すること。
 - 二 高齢者及び障害者の農業に関する活動の促進に関すること。
 - 三 農業振興地域整備計画その他農山漁村の総合的な振興計画の作成及び実施についての指導及び助成に関すること。
 - 四 農業就業構造の改善に関すること。
 - 五 地域資源を活用した農林漁業者による農林漁業及び関連事業の総合化に関すること。
 - 六 農畜産物の生産された地域における当該農畜産物の消費の増進、改善及び調整に関する事務の総括に関すること。
 - 七 中山間地域等における農業の生産条件に関する不利を補正するための支援に関すること。
 - 八 土地、水その他の資源の農業上の利用の確保に関すること。
 - 九 農地の転用に関すること。
 - 十 農業水利に関すること。
 - 十一 交換分合（国立研究開発法人森林研究・整備機構の行うものを除く。）の指導及び助成に関すること。
 - 十二 土地改良事業（国立研究開発法人森林研究・整備機構及び独立行政法人水資源機構の行うものを除く。）に関すること。
 - 十三 土地改良財産の管理及び処分に関すること。
 - 十四 農地の保全に係る海岸の整備、利用、保全その他の管理に関すること。
 - 十五 農地の保全に係る地すべり防止に関する事業と並びに農地の保全に係るば山の崩壊の防止に関する事業の助成及び監督に関すること（地すべり等防止法の規定による地すべり防止区域及びば山崩壊防止区域の指定及び廃止に関する것을除く。）。
 - 十六 地方公共団体からの要請等に基づき派遣される農業農村灾害緊急派遣隊に関すること。
 - 十七 農山漁村に滞在しつつ行う農林漁業の体験その他の農山漁村と都市との地域間交流に関すること。
 - 十八 市民農園の整備の促進に関すること。
 - 十九 都市及びその周辺における農業の振興に関すること。
- 第一百六十六条** 統計部は、農林水産業及びこれに從事する者に関する統計その他農林水産省の所掌事務に係る統計の作成及び提供並びにその作成に必要な調査に関する事務をつかさどる。
- （統計部の所掌事務）
- 2 第百六十七条 統計部等に置く課等）
- 北陸農政局、東海農政局、近畿農政局及び中国四国農政局に、総務管理官一人を置く。
- 2 総務部に、次の二課及び事業経理官一人を置く。
- 総務課

三 食料安定供給特別会計の食糧管理勘定、業務勘定及び国営土地改良事業勘定に属する物品の管理並びに東日本大震災復興特別会計に属する物品の管理（農林水産省の所掌に属るものに限る。）に關すること。

四 営繕に關すること。

五 庁内の管理に關すること。

3 会計専門官は、命を受けて、会計課の所掌事務に關し調整を要する事項についての企画及び連絡調整に關する事務を行う。

4 第一項に掲げるもののほか、中国四國農政局の会計課に、管理官一人を置く。

5 管理官は、国有財産の管理及び処分並びに物品の管理並びに當繕についての連絡調整及び指導に關する事務を行う。

（消費・安全部に置く課等）

第一百七十四条 消費・安全部に、次の四課並びに消費・安全調整官及び消費・安全管理官それぞれ一人を置く。

消費生活課

米穀流通・食品表示監視課

農産安全管理課

畜水産安全管理課

（消費生活課の所掌事務）

第一百七十五条 消費生活課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 消費 安全部の所掌に属する事務の調整に關すること。

二 農林水産省の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に關すること。

三 健全な食生活その他の食料の消費に關する知識の普及に關する事務の総括に關すること。

四 前二号に掲げるもののほか、消費・安全部の所掌事務で他の所掌に属しないものに關すること。

（米穀流通・食品表示監視課の所掌事務）

第一百七十六条 米穀流通・食品表示監視課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食品表示基準及び飲食料品以外の農林物資の品質に關する表示の基準に關すること。

二 指定農林物資に係る表示に關すること（登録認証機関等に關することを除く。）。

三 米穀及び米穀を原材料とする飲食料品の取引等に係る情報の記録及び产地情報の伝達に關すること。

四 米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項に關すること（当該遵守事項の策定に關することを除く。）。

五 農産物検査の適正かつ確実な実施を確保するための措置に關すること。

六 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に關すること（安全管理課の所掌に属するものを除く。）。

七 特定第一種水産動植物等の取引等に係る情報の記録及び伝達に關すること（勧告等に係るものに限る。）。

（農産安全管理課の所掌事務）

第一百七十七条 農産安全管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 農林物資の食品としての安全性の確保に關する事務のうち生産過程に係るものに關すること（食品衛生に關すること及び環境省の所掌に係る農薬の安全性の確保に關することを除く。）。

二 農地の土壤の汚染の防止及び除去に關すること。

三 病虫害の防除に關すること（蚕病の予防に關することを除く。）。

四 肥料及び農薬の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に關すること（綠肥及び堆肥並びに経済産業省がその生産を所掌する肥料の生産に關することを除く。）。

五 輸出入植物の検疫に關する情報の収集及び提供に關すること。

（畜水産安全管理課の所掌事務）

第一百七十八条 畜水産安全管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 農林産物の食品としての安全性の確保に關する事務のうち生産過程に係るものに關すること（食品衛生に關することを除く。）。

二 病虫害の防除に關すること（蚕病の予防に關することを除く。）。

三 肥料及び農薬の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に關すること（綠肥及び堆肥並びに経済産業省がその生産を所掌する肥料の生産に關することを除く。）。

四 獣医療に關すること。

（畜水産安全管理課の所掌事務）

第一百七十九条 畜水産安全管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 農畜産物及び水産物の食品としての安全性の確保に關する事務のうち生産過程に係るものに關すること（食品衛生に關することを除く。）。

二 家畜及び養殖水産動植物の衛生に關すること。

三 獣医療に關すること。

四 飼料及び飼料添加物並びに動物用の医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に關すること（飼料にあつては、生産部の所掌に属するものを除く。）。

（消費・安全調整官の職務）

第一百八十一条 消費・安全調整官は、消費・安全部の所掌事務に關し調整を要する事項についての企画、連絡調整及び指導に關する事務を行う。

（消費・安全管理官の職務）

第一百八十二条 消費・安全管理官は、消費・安全部の所掌事務に關する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に關する事務を行う。

(消費者行政専門官、食育情報専門官及び教育ファーム推進専門官)

第一百八十二条 消費生活課に、消費者行政専門官二人、食育情報専門官一人及び教育ファーム推進専門官一人を置く。

2 消費者行政専門官は、命を受けて、地方農政局の管轄区域内における一般消費者の利益の保護に関し調整を要する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

3 食育情報専門官は、命を受けて、地方農政局の管轄区域内における健全な食生活その他の食料の消費に関する知識の普及及び情報の提供に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

4 教育ファーム推進専門官は、地方農政局の管轄区域内における食料の消費の増進、改善及び調整の観点からの農林水産業に関する知識の普及及び情報の提供に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

(生産部に置く課)

第一百八十三条 生産部に、次の五課及び農産政策調整官一人を置く。

- 生産振興課
- 業務管理課
- 園芸特産課
- 畜産課
- 生産技術環境課

(生産振興課の所掌事務)

第一百八十四条 生産振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 生産部の所掌に属する事務の調整に関すること。
- 二 穀類及びその生産に伴う副産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
- 三 農作物の作付体系の合理化に関すること(生産技術環境課の所掌に属するものを除く)。
- 四 米穀を主な原料とする飲食料品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
- 五 主要食糧の流通及び加工に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 六 米穀の需給計画の作成に関すること。
- 七 米穀の生産の調整に関すること。
- 八 農産物検査に関すること(消費・安全部の所掌に属するものを除く)。
- 九 前各号に掲げるもののほか、生産部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(業務管理課の所掌事務)

第一百八十五条 業務管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 主要食糧の輸入に係る納付金の徵収に関すること。
- 二 主要食糧の集荷、買入れ、保管及び売渡しに関すること。
- 三 輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しの実施に関すること。

(園芸特産課の所掌事務)

第一百八十六条 園芸特産課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 園芸農産物、工芸農産物、いも類及び蚕糸の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
- 二 園芸農作物、工芸農作物及びいも類の災害(病虫害及び鳥獸害を除く)の防除並びに蚕病の予防に関すること。
- 三 蚕糸業専用物品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

(畜産課の所掌事務)

第一百八十七条 畜産課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 畜産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
- 二 家畜の改良及び増殖並びに取引に関すること。
- 三 草地の整備に関すること。
- 四 畜産業専用物品(飼料を除く)の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること(畜産製品の製造に係るもののが生産に関する限り消費・安全部の所掌に属するものを除く)。
- 五 飼料の安定供給の確保に関すること。
- 六 地方競馬の監督に関すること。
- 七 畜産技術の改良及び発達に関すること。

(生産技術環境課の所掌事務)

第一百八十八条 生産技術環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 農業生産に関する総合的な政策のうち環境の保全に関すること。

二 農作物の災害（病虫害及び鳥獣害を除く。）の防除に関すること（園芸特産課の所掌に属するものを除く。）
 三 農業の生産行程の改善のための農業生産に関する規範に関すること。

四 農地の土壤の改良に関すること。

五 農機具その他の農業専用物品（蚕糸業専用物品を除き、林業専用物品を含む。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（消費・安全部の所掌に属するもの及び経済産業省がその生産を所掌する肥料の生産に関する事を除く。）。

六 緑肥及び堆肥の生産に関すること。

七 農業技術の改良及び発達並びに農業及び農林漁業従事者の生活に関する知識の普及交換に関すること。

（農産政策調整官の職務）
 第百八十七条の二 農産政策調整官は、生産部の所掌事務に関し調整を要する事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（上席農政業務管理官、農政調整官、地域指導官及び検査技術指導官）

第百八十七条の三 生産振興課に、上席農政業務管理官一人、農政調整官一人（東北農政局及び北陸農政局にあつては、二人）、地域指導官一人及び検査技術指導官一人（東北農政局及び中国四国農政局にあつては、三人）を置く。

2 上席農政業務管理官は、生産振興課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち地方農政局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行なう。

3 農政調整官は、命を受けて、生産振興課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち地方農政局長が指定する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行なう。

4 地域指導官は、地方農政局の管轄区域内における地域農業生産の総合的な振興に関する事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行なう。

5 検査技術指導官は、命を受けて、農産物検査に関する技術の指導及び検査方法の改善並びに調査及び連絡調整に関する事務を行う。

（農政調整官及び流通指導官）
 第百八十七条の四 園芸特産課に、農政調整官五人（東北農政局及び中国四国農政局にあつては四人、北陸農政局にあつては三人）及び流通指導官一人を置く。

2 農政調整官は、命を受けて、園芸特産課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち地方農政局長が指定する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行なう。

3 流通指導官は、園芸特産課の所掌事務に係る農産物（蚕糸を含む。）の生産及び流通の改善に関する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行なう。

（農政調整官、畜産環境対策官、畜産物流通指導官及び競馬監督官）
 第百八十七条の五 畜産課に、農政調整官一人、畜産環境対策官一人、畜産物流通指導官一人及び競馬監督官一人（関東農政局及び東海農政局にあつては、二人）を置く。

2 農政調整官は、畜産課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち地方農政局長が指定する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行なう。

3 畜産環境対策官は、地方農政局の管轄区域内における畜産に関する環境の保全に関する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行なう。

4 畜産物流通指導官は、畜産物の流通の改善に関する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行なう。

5 競馬監督官は、命を受けて、地方競馬の実施の監督に関する事務を行なう。

（農政調整官）
 第百八十七条の六 生産技術環境課に、農政調整官一人を置く。

2 農政調整官は、生産技術環境課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち地方農政局長が指定する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行なう。

（経営・事業支援部に置く課等）

第百八十八条 経営・事業支援部に、次の五課及び経営政策調整官一人を置く。

担い手育成課（**（担い手育成課の所掌事務）**
 輸出促進課
 食品企業課
 農地政策推進課
 経営支援課
 （輸出促進課の所掌事務）
 （担い手育成課の所掌事務）
 第百八十九条 担い手育成課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 経営・事業支援部の所掌に属する事務の調整に関すること。

二 農業経営の改善及び安定に関すること。

三 食料安定供給特別会計の農業経営安定勘定の經理に関すること。

四 前各号に掲げるもののほか、経営・事業支援部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（輸出促進課の所掌事務）
 第百九十条 輸出促進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出の促進に関すること。

二 食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の海外事業活動に関すること。

三 農畜産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における知的財産の活用に関すること。

四 特定農林水産物等の名称の保護に關すること。

五 種苗の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に關すること（生産部の所掌に屬するものを除く。）。

（食品企業課の所掌事務）

第一百九十二条 飲食料品は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 飲食料品（米穀を主な原料とするものを除く。）及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に關すること。

二 農畜產物、飲食料品及び油脂の流通及び消費の増進、改善及び調整に關する事務の總括に關すること（消費・安全部の所掌に屬するものを除く。）。

三 食文化の振興に關する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに關すること。

四 農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の振興のための農林水産業又は食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における資源の有効な利用の確保に關すること。

五 農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における新たな事業機会の創出に關すること（農村振興部の所掌に属するものを除く。）。

六 農林水産省の所掌に係るバイオマスその他の資源の有効な利用の確保に關すること。

七 食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における資源の有効な利用の確保に關すること。

八 食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に關すること（生産部及び輸出促進課の所掌に属するものを除く。）。

九 中央卸売市場その他卸売市場に關すること。

十 商品市場における取引及び商品投資の監督に關する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに關すること。

十一 農林水産省の所掌に係る事業における標準化に關する事務の總括に關すること。

十二 日本農林規格に關すること（消費・安全部の所掌に属するものを除く。）。

（農地政策推進課の所掌事務）

第一百九十三条 農地政策推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 農地の権利移動（転用のためのものを除く。）その他農地關係の調整に關すること。

二 農地の利用の集積に關すること。

三 国有農地等の管理及び処分に關すること。

四 農業委員会に關すること。

（經營支援課の所掌事務）

第一百九十四条 經營支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 農業を擔うべき者の確保に關すること。

二 農業構造の改善に關すること（農地政策推進課の所掌に属するものを除く。）。

三 農業労働に關すること。

四 農業協同組合その他の農業者の協同組織の發達に關すること。

五 農畜産業の振興のための資金についての調整に關すること。

六 農畜産業の振興のための金融上の措置に關する助成に關すること。

七 農業信用基金協会の業務の監督に關すること。

八 農住組合の設立及び業務に關すること（交換分合に關することを除く。）。

（經營政策調整官の職務）

第一百九十五条 經營政策調整官は、經營・事業支援部の所掌事務に關し調整を要する事項についての企画、連絡調整及び指導に關する事務を行う。

（農業組織育成指導官）

第一百九十六条 農業組織育成指導官は、經營・事業支援部の所掌事務に關し調整を要する事項についての企画、連絡調整及び指導に關する事務を行う。

（知的財産監視官）

第一百九十七条 東北農政局、北陸農政局、東海農政局、近畿農政局、中国四国農政局及び九州農政局の經營・事業支援部輸出促進課に知的財産監視官一人を置き、関東農政局の經營・事業支援部輸出促進課にそれぞれ知的財産監視官一人を置き、関東農政局の經營・事業

支援部輸出促進課に知的財産監視官二人を置く。

2 知的財産監視官は、地方農政局の管轄区域内における特定農林水産物等の名称の保護に關する法律（平成二十六年法律第八十四号）第二条第三項に規定する地理的表示及び同法第四条第一項に規定する登録標準に関する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導、種苗に係る表示に關する事項についての調査、連絡調整及び指導並びに種苗の利用に關する専門の事項についての連絡調整に關する事務を行ふ。

（地域計画推進指導官、訟務官、小作官、管理官及び農地集積指導官）

第一百九十八条 農地政策推進課に、地域計画推進指導官一人、訟務官一人（北陸農政局にあつては、一人）、小作官一人及び管理官一人を置く。

(都市農村交流課の所掌事務)

第二百一十二条 都市農村交流課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 農山漁村に滞在しつつ行う農林漁業の体験その他の農山漁村と都市との地域間交流に関すること。

二 農業就業構造の改善に関すること。

三 地域資源を活用した農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化に関すること。

四 農畜産物の生産された地域における当該農畜産物の消費の増進、改善及び調整に関する事務の総括に関すること。

五 高齢者及び障害者の農業に関する活動の促進に関すること。

(土地改良管理課の所掌事務)

第二百二十二条 土地改良管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 土地改良事業に関する制度に関すること。

二 交換分合(国立研究開発法人森林研究・整備機構の行うものを除く。)の指導及び助成に関すること。

(農村環境課の所掌事務)

第二百三十三条 農村環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 土地その他の開発資源の調査に関すること。

二 土地改良事業に係る環境の保全に関する企画及び立案に関すること。

三 鳥獣害の防除に関すること。

(事業計画課の所掌事務)

第二百四十四条 事業計画課は、土地改良事業計画に関する事務(農村環境課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(用地課の所掌事務)

第二百五十五条 用地課は、土地改良事業並びに農地の保全に係る海岸保全施設に関する事業、地すべり防止に関する事業及びぼた山の崩壊の防止に関する事業の用に供する土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する事務をつかさどる。

(水利整備課の所掌事務)

第二百六十六条 水利整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 土地改良事業のうちかんがい排水事業及び農業水利施設の管理に関すること。

二 土地改良事業のうち前号に掲げる事業以外の事業に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)。

三 土地改良財産の管理及び処分に関すること。

(農地整備課の所掌事務)

第二百七十七条 農地整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 土地改良事業のうち区画整理、干拓及び農用地の造成の事業並びに農業用道路の整備を行う事業に関すること。

二 土地改良事業に係る營農計画の実施に関する指導に関すること。

(地域整備課の所掌事務)

第二百八十八条 地域整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 土地改良事業のうち農業集落排水施設の整備を行う事業に関すること。

二 農業振興地域整備計画その他農山漁村の総合的な振興計画の実施についての指導及び助成に関すること。

(防災課の所掌事務)

第二百九十九条 防災課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 土地改良事業のうち農用地及び農業用施設に関する灾害防除事業及び災害復旧事業に関すること。

二 農業振興ため池の管理及び保全に関する法律(平成三十一年法律第十七号)の施行に関すること。

三 農地の保全に係る海岸の整備、利用、保全その他の管理に関すること。

四 農地の保全に係る地すべり防止に関する事業に関すること並びに農地の保全に係るぼた山の崩壊の防止に関する事業の助成及び監督に関すること(地すべり等防止法の規定による地すべり防止区域及びぼた山崩壊防止区域の指定及び廃止に関することを除く。)。

五 農業農村災害緊急派遣隊に関すること。

(事業管理調整官の職務)

第二百十一条 事業管理調整官は、農村振興部の所掌事務に関する事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

(洪水調節機能強化対策官の職務)

第二百十一条の二 洪水調節機能強化対策官は、ダムその他のえん堤の洪水調節機能の強化に関する事務のうち農村振興部の所掌に係るものに関するものに調整を要する事項についての調査、企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

(福島復旧復興対策官の職務)

第二百十一条

福島復旧復興対策官は、福島の復旧及び復興に関する事務のうち農村振興部の所掌に係るものに関し調整を要する事項についての調査、企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（事業調整室並びに農業土木専門官、技術審査官、工事検査官、水利計画官、地域環境調整官及び強靭化指導官）**第二百十二条**

設計課に、事業調整室並びに農業土木専門官一人（九州農政局にあつては、二人）、技術審査官一人、工事検査官一人及び水利計画官一人を置く。

第二百十三条

事業調整室は、地方農政局の管轄区域内における土地改良事業の実施並びに土地改良事業の実施についての指導及び助成に關し調整を要する事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百十四条

工事検査官は、地方農政局の管轄区域内における土地改良事業の工事の検査に関する事務を行う。

第二百十五条

水利計画官は、地方農政局の管轄区域内における農業水利に関する事項についての調査及び連絡調整に關する事務を行う。

第二百十六条

第一項に規定するもののほか、九州農政局の農村振興部設計課に地域環境調整官一人を、東北農政局、関東農政局及び東海農政局の農村振興部設計課にそれぞれ強靭化指導官一人を置く。

第二百十七条

農業土木専門官は、命を受けて、地方農政局の管轄区域内における土地改良事業の工事の設計に関する専門技術上の事項についての調査、測量及び設計についての契約に必要な専門技術上の事項についての審査及び連絡調整に関する事務を行う。

第二百十八条

技術審査官は、地方農政局の管轄区域内における土地改良事業の工事並びに工事のための調査、測量及び設計についての指導及び助成に關し調整を要する事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百十九条

（盛土対策専門官、土地利用指導官、中山間地域振興調整官及び農村復興指導官）

第二百二十条

盛土対策専門官は、農村計画課に、盛土対策専門官一人を置く。

第二百二十一条

工事検査官は、農村計画課の所掌事務に係る盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に伴う災害の防止に関する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百二十二条

第一項に規定するもののほか、近畿農政局の農村振興部農村計画課に土地利用指導官一人を、関東農政局、東海農政局、近畿農政局、中国四国農政局及び九州農政局の農村振興部農村計画課にそれぞれ中山間地域振興調整官一人を、東北農政局の農村振興部農村計画課に農村復興指導官一人を置く。

第二百二十三条

土地利用指導官は、地方農政局の管轄区域内における農業振興地域整備計画の作成に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百二十四条

中山間地域振興調整官は、地方農政局の管轄区域内における中山間地域等の振興に関する事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百二十五条

農村復興指導官は、農村計画課の所掌事務に係る東日本大震災による被害を受けた地域の復興に関する事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（企画官及び地域資源活用専門官）**第二百二十六条**

都市農村交流課に、企画官及び地域資源活用専門官一人を置く。

第二百二十七条

企画官は、都市農村交流課の所掌事務に關し調整を要する事項のうち地方農政局長が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第二百二十八条

地域資源活用専門官は、第二百一条の二第三号及び第四号に掲げる事務に関する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（農政調整官、土地改良指導官及び農地集団化推進官）**第二百二十九条**

土地改良管理課に、農政調整官一人及び土地改良指導官一人（東北農政局にあつては、二人）を置く。

第二百三十条

企画官は、都市農村交流課の所掌事務に關し調整を要する事項のうち地方農政局長が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第二百三十四条

地域資源活用専門官は、第二百一条の二第三号及び第四号に掲げる事務に関する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（農地改良指導官）**第二百三十五条**

農地改良指導官は、土地改良管理課の所掌事務に關し調整を要する事項のうち地方農政局長が指定する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百三十六条

土地改良指導官は、命を受けて、地方農政局の管轄区域内における土地改良区、土地改良区連合及び土地改良事業団体連合会の業務及び会計に関する事務、交換分合その他土地改良事業による農用地の集團化の促進に関する重要事項についての指導及び連絡調整に関する事務を行なう。

第二百三十七条

第一項に規定するもののほか、関東農政局、近畿農政局及び中国四国農政局の農村振興部土地改良管理課に、それぞれ農地集団化推進官一人を置く。

第二百三十八条

農地集団化推進官は、地方農政局の管轄区域内における農村地域の環境の保全に関する専門技術上の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百三十九条

第一項に規定するもののほか、中国四国農政局及び九州農政局の農村振興部農村環境課に、それぞれ鳥獸対策専門官一人を置く。

（地質官、リスク対策調査官、環境保全局官及び鳥獸対策専門官）**第二百四十条**

農村環境課に、地質官二人（北陸農政局及び東海農政局にあつては、一人）、リスク対策調査官一人及び環境保全局官一人を置く。

第二百四十一条

地質官は、命を受けて、地方農政局の管轄区域内における土地改良事業に係る地質及び地下水に関する専門技術上の事項についての指導に関する事務を行う。

第二百四十二条

リスク対策調査官は、地方農政局の管轄区域内における灾害対策に係る地質及び地下水に関する事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百四十三条

環境保全局官は、地方農政局の管轄区域内における農村地域の環境の保全に関する専門技術上の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百四十四条

第一項に規定するもののほか、中国四国農政局及び九州農政局の農村振興部農村環境課に、それぞれ鳥獸対策専門官一人を置く。

（鳥獸対策専門官）**第二百四十五条**

鳥獸対策専門官は、地方農政局の管轄区域内における鳥獸による被害の防止、捕獲した鳥獸の有効な利用その他の鳥獸害の防除に関する専門技術上の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（事業計画管理官及び環境計画専門官）**第二百四十六条**

事業計画課に、事業計画管理官一人を置く。

（事業計画管理官及び環境計画専門官）**第二百四十七条**

事業計画管理官は、地方農政局の管轄区域内における土地改良事業計画の管理に関する事項についての調査及び連絡調整に関する事務を行う。

第二百四十八条

第一項に規定するもののほか、東北農政局及び中国四国農政局の農村振興部事業計画課に、それぞれ環境計画専門官一人を置く。

（環境計画専門官）**第二百四十九条**

環境計画専門官は、地方農政局の管轄区域内における土地改良事業計画の環境との調和への配慮に関する事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

(用地官及び用地調整官)

第二百十七条 用地課に、用地官二人（東海農政局にあっては一人、九州農政局にあっては三人）及び用地調整官一人を置く。

2 用地官は、命を受けて、地方農政局の管轄区域内における土地改良事業並びに農地の保全に係る海岸保全施設に関する事業、地すべり防止に関する事業の用に供する土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に伴うこれらの物件及び権利の評価に関する事務を行う。

3 用地調整官は、地方農政局の管轄区域内における土地改良事業並びに農地の保全に係る海岸保全施設に関する事業、地すべり防止に関する事業の用に供する権利の保全に関する事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

(管理調整官及び放射性物質対策調整官)

第二百十八条 水利整備課に、管理調整官一人を置く。

2 管理調整官は、地方農政局の管轄区域内における土地改良財産の管理及び処分に関する事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

3 第一項に規定するもののほか、東北農政局の農村振興部水利整備課に放射性物質対策調整官一人を置く。

4 放射性物質対策調整官は、地方農政局の管轄区域内における農業水利施設の放射性物質に係る対策に関する事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

(多面的機能支払推進室及び多面的機能企画官)

第二百十九条 農地整備課に、多面的機能支払推進室を置く。

2 多面的機能支払推進室は、地方農政局の管轄区域内における農地その他の農業資源の保全を図るための活動に対する支援に関する事務をつかさどる。

3 第一項に規定するもののほか、東北農政局、北陸農政局及び九州農政局の農村振興部農地整備課に、それぞれ多面的機能企画官一人を置く。

4 多面的機能企画官は、地方農政局の管轄区域内における農地その他の農業資源の保全を図るために活動に対する支援に関する企画及び連絡調整に関する事務を行う。

(集落排水資源循環専門官)

第二百二十条 中國四國農政局の農村振興部地域整備課に、集落排水資源循環専門官一人を置く。

2 集落排水資源循環専門官は、地方農政局の管轄区域内における農業集落排水施設から生じた汚泥の肥料としての利用に関する情報の収集、整理及び分析、連絡調整並びに指導に関する事務を行う。

第二百二十二条 農害対策室並びに防災・減災対策官及び灾害査定官

2 災害対策室は、地方農政局の管轄区域内における農用地及び農業用施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設、地すべり防止施設及びぼた山崩壊防止施設に関する事務を行ふ。

(災害対策室並びに防災・減災対策官及び灾害査定官)

第二百二十三条 農村振興部防災課に、災害対策室を置く。

2 灾害対策室は、地方農政局の管轄区域内における農用地及び農業用施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設、地すべり防止施設及びぼた山崩壊防止施設から生じた汚泥の肥料としての利用に関する情報の収集、整理及び分析、連絡調整並びに指導に関する事務を行ふ。

第二百二十四条 経営企画課

2 生産流通消費統計課

3 前項に掲げるもののほか、統計部（近畿農政局の統計部を除く。）に、統計管理官一人（東北農政局にあっては二人、東海農政局及び九州農政局にあっては三人）を置く。

第二百二十五条 調整課

2 (調整課の所掌事務)

3 1 一 地方農政局の所掌事務に属する事務の調整に関する事務をつかさどる。

2 二 地方農政局の所掌事務に係る統計に関する事務をつかさどる。

3 三 前二号に掲げるもののほか、統計部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務をつかさどる。

(統計企画課の所掌事務)

第二百二十六条 経営企画課

2 統計部の所掌事務に係る統計に関する事務をつかさどる。

3 1 一 統計部の所掌事務に係る統計に関する事務をつかさどる。

2 二 統計部の所掌事務に係る統計の総合的な分析に関する事務をつかさどる。

(経営・構造統計課の所掌事務)

第二百二十七条 経営・構造統計課

2 統計部の所掌事務をつかさどる。

- 一 農林水産業の経営及び農林漁家の経済に関する統計の作成に関すること。
- 二 農山漁村の物価及び賃金に関する統計の作成に関すること。
- 三 農畜産物及び林産物の生産費に関する統計の作成に関すること。
- 四 農林水産業に関するセンサスその他農林水産業の構造に関する統計の作成に関する技術の指導並びに統計に関する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。
- 五 農業環境その他の農山漁村の地域経済に関する統計の作成に関すること。

第二百二十六条 削除

(生産流通消費統計課の所掌事務)

第二百二十七条 生産流通消費統計課は、農林水産物の生産、流通、加工及び消費に関する統計の作成に関する事務をつかさどる。

(統計管理官の職務)

- 第二百二十八条** 統計管理官は、命を受けて、農林水産業に関する統計の整備及び利用についての研究及び連絡調整、統計部の所掌事務に係る地区別統計の作成及び指導、統計の作成に関する技術の指導並びに統計に関する職員の養成に関する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

(地域統計企画官の職務)

- 第二百二十九条 地域統計企画官は、地方農政局の管轄区域内における統計の設計についての企画及び調整に関する事務を行う。**

第二百三十条 削除

(農政調整官及び統計品質向上専門官)

第二百三十二条 調整課に、農政調整官一人及び統計品質向上専門官一人を置く。

- 2 農政調整官は、調整課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち地方農政局長が指定する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

- 3 統計品質向上専門官は、命を受けて、地方農政局の所掌事務に係る統計の品質の向上のための審査並びに品質の管理に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

(統計指導官、統計分析官及び地域統計分析官)

- 第二百三十三条 統計企画課に、統計指導官二人、統計分析官二人及び地域統計分析官一人を置く。**

- 2 統計指導官は、命を受けて、統計調査員その他の職員の養成に関する事項についての企画及び連絡調整並びに統計の作成に関する技術の指導に関する事務を行う。

- 3 統計分析官は、命を受けて、地方農政局の所掌事務に係る統計の総合的な分析に係る統計の収集、整理及び分析に関する事務を行う。

- 4 地域統計分析官は、地方農政局の管轄区域内における統計の分析に係る統計の収集、整理及び分析並びに統計の分析に関する技術の指導に関する事務(統計分析官の所掌に属するものを除く。)を行う。

第二百三十四条 削除

(津軽土地改良建設事務所)

第二百三十五条 事務所及び事業所

第二百三十六条 削除

(津軽土地改良建設事務所)

- 第二百三十七条 国営の浅瀬石川二期農業水利事業、津軽北部二期農業水利事業及び十三湖農地防災事業に関する事務を分掌させるため、東北農政局に、津軽土地改良建設事務所を置く。**

- 2 津軽土地改良建設事務所に、次長二人を置く。

- 3 次長は、所長を助け、津軽土地改良建設事務所の事務を整理する。

- 4 津軽土地改良建設事務所に、次の三課並びに津軽北部二期農業水利事業建設所及び十三湖農地防災事業建設所並びに企画官二人及び技術専門官二人を置く。

庶務課

用地課

- 5 庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、用地課は浅瀬石川二期農業水利事業に係る工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する事務並びに土地改良財産の管理及び処分に関する事務を、工事課は浅瀬石川二期農業水利事業に係る工事の施行に関する事務をつかさどる。

- 6 津軽北部二期農業水利事業建設所は、津軽北部二期農業水利事業に係る工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する事務並びに工事の施行に関する事務をつかさどる。

- 7 十三湖農地防災事業建設所は、十三湖農地防災事業に係る工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する事務並びに工事の施行に関する事務をつかさどる。

- 8 企画官は、命を受けて、事業の実施に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

- 9 技術専門官は、事業の実施に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

- 第二百六十六条 津軽北部二期農業水利事業建設所に、工事課及び施設機械課並びに技術専門官一人を置く。**

- 2 工事課は津軽北部二期農業水利事業に係る工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する事務並びに工事の施行に関する事務を、施設機械課は津軽北部二期農業水利事

- 業に係る農業用施設機械及び電気通信設備に関する事務をつかさどる。
- 3 技術専門官は、事業の実施に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百六十六条の二 十三湖農地防災事業建設所に、工事課及び技術専門官一人を置く。

2 工事課は、十三湖農地防災事業に係る工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する事務並びに工事の施行に関する事務をつかさどる。

3 技術専門官は、事業の実施に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

(北奥羽土地改良調査管理事務所)

第二百六十七条 北奥羽地域（青森県の区域をいう。）における国営の土地改良事業の実施に関する調査並びに国営の土地改良事業によつて造成された施設並びに当該施設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事務を分掌させるため、東北農政局に、北奥羽土地改良調査管理事務所を置く。

2 北奥羽土地改良調査管理事務所に、次長一人を置く。

3 次長は、所長を助け、北奥羽土地改良調査管理事務所の事務を整理する。

4 北奥羽土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、保全整備専門官及び施設復旧対策専門官それぞれ一人を置く。

5 底務課

6 計画課

7 財産管理課

8 保全計画課

9 保全整備課

10 底務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、企画課は第一項の事業の実施に関する調査及び計画についての企画及び連絡調整に関する事務（調査課及び計画課の所掌に属するものを除く。）を、調査課は同項の事業の実施に関する土地その他の開発資源の調査、農業開発のための地域計画、土地利用計画及び営農計画の作成、経済効果の測定並びに同項の事業の相互間又は他事業との関連において必要な調査その他必要な調査に関する事務（計画課の所掌に属するものを除く。）を、計画課は同項の事業の実施に関する水その他の開発資源の調査並びに建設工事計画及びその技術的可能性的調査に関する事務（計画課の所掌に属するものを除く。）を、計画課は同項の事業によって造成された施設並びに当該施設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事務（保全計画課及び保全整備課の所掌に属するものを除く。）を、保全計画課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち調査及び計画に関する事務その他の当該施設の管理に関する事務（保全整備課の所掌に属するものを除く。）を、保全整備課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち整備に関する事務をつかさどる。

11 企画情報管理官は、調査及び計画に係る情報の管理及び分析並びに品質の確保に関する専門の事項（施設監視専門官、調査計画専門官及び環境調査専門官の所掌に属するものを除く。）についての連絡調整及び指導に関する事務を行なう。

12 施設監視専門官は、第一項の事業によつて造成された施設の監視に関する情報の管理及び分析に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行なう。

13 水利調整専門官は、河川の流水の農業上の利用に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行なう。

14 洪水調節機能強化専門官は、第一項の事業によつて造成されたダムその他のえん堤の洪水調節機能の強化に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行なう。

15 調査計画専門官は、調査及び計画の作成に関する専門の事項（環境調査専門官の所掌に属するものを除く。）についての連絡調整及び指導に関する事務を行なう。

16 環境調査専門官は、調査及び計画の作成に関し、環境との調和に配慮するため必要な専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行なう。

17 保全整備専門官は、第一項の事業によつて造成された施設の保全に関する事務のうち整備に関する事務をつかさどる。

18 施設復旧対策専門官は、第一項の事業によつて造成された施設の保全に関する事務のうち当該施設の突発事故被害の復旧に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行なう。

(北上土地改良調査管理事務所)

第二百六十八条 北上地域（岩手県の区域及び宮城県の区域（仙台市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、刈田郡、柴田郡、伊具郡及び亘理郡の区域を除く。）をいう。）における国営の土地改良事業の実施に関する調査並びに国営の土地改良事業によつて造成された施設並びに当該施設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事務を分掌させるため、東北農政局に、北上土地改良調査管理事務所を置く。

2 北上土地改良調査管理事務所に、次長一人を置く。

3 次長は、所長を助け、北上土地改良調査管理事務所の事務を整理する。

4 北上土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに企画情報管理官、施設再編専門官、施設監視専門官、水利調整専門官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、保全整備専門官及び施設復旧対策専門官それぞれ一人を置く。

5 底務課

6 計画課

7 財産管理課

8 企画課

9 調査課

10 計画課

11 財産管理課

12 底務課

農業水利総合対策官は、農業水利に係る総合的な対策に関する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。	10
洪水調節機能強化専門官は、第一項の事業によつて造成されたダムその他のえん堤の洪水調節機能の強化に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。	11
調査計画専門官は、調査及び計画の作成に関する専門の事項（環境調査専門官の所掌に属するものを除く。）についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。	12
環境調査専門官は、調査及び計画の作成に關し、環境との調和に配慮するため必要な専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。	13
権利保全対策官は、第一項の事業によつて造成された施設の保全に関する事務のうち当該施設の用に供する権利の保全に関する事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。	14
保全整備専門官は、第一項の事業によつて造成された施設の保全に関する事務のうち整備に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。	15
施設復旧対策専門官は、第一項の事業によつて造成された施設の保全に関する事務のうち当該施設の突発事故被害の復旧に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。	16
西奥羽土地改良調査管理事務所に、最上川支所及び村山北部支所を置く。	17
(阿武隈土地改良調査管理事務所)	
阿武隈土地改良調査管理事務所に、次長一人を置く。	1
阿武隈土地改良調査管理事務所の事務を整理する。	2
次長は、所長を助け、阿武隈土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、農業水利総合対策官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、権利保全対策官、保全整備専門官及び施設復旧対策専門官それぞれ一人を置く。	3
阿武隈土地改良調査管理事務所を置く。	4
阿武隈土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、農業水利総合対策官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、権利保全対策官、保全整備専門官及び施設復旧対策専門官それぞれ一人を置く。	5
企画課 調査課 保全整備課	6
企画課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務を、企画課は第一項の事業の実施に関する調査及び計画についての企画及び連絡調整に関する事務（調査課及び計画課の所掌に属するものを除く。）を、調査課は同項の事業の実施に関する土地その他の開発資源の調査、農業開発のための地域計画、土地利用計画及び営農計画の作成、経済効果の測定並びに同項の事業の相互間又は他事業との関連において必要な調査その他必要な調査に関する事務（計画課の所掌に属するものを除く。）を、計画課は同項の事業の実施に関する水その他の開発資源の調査並びに建設工事計画及びその技術的可能性の調査に関する事務並びに実施設計の作成に関する事務を、財産管理課は同項の事業によつて造成された施設並びに当該施設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事務（保全計画課及び保全整備課の所掌に属するものを除く。）を、保全計画課は同項の事業によつて造成された施設の保全に関する事務のうち整備に関する事務をつかさどる。	7
企画情報管理官は、調査及び計画に係る情報の管理及び分析並びに品質の確保に関する専門の事項（施設監視専門官、調査計画専門官及び環境調査専門官の所掌に属するものを除く。）についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。	8
施設監視専門官は、第一項の事業によつて造成された施設の監視に関する情報の管理及び分析に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。	9
水利調整専門官は、河川の流水の農業上の利用に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。	10
農業水利総合対策官は、農業水利に係る総合的な対策に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。	11
洪水調節機能強化専門官は、第一項の事業によつて造成されたダムその他のえん堤の洪水調節機能の強化に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。	12
調査計画専門官は、調査及び計画の作成に関する専門の事項（環境調査専門官の所掌に属するものを除く。）についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。	13
環境調査専門官は、調査及び計画の作成に關し、環境との調和に配慮するため必要な専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。	14
権利保全対策官は、第一項の事業によつて造成された施設の保全に関する事務のうち当該施設の用に供する権利の保全に関する事項についての調査及び連絡調整に関する事務を行う。	15
保全整備専門官は、第一項の事業によつて造成された施設の保全に関する事務のうち整備に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。	16
施設復旧対策専門官は、第一項の事業によつて造成された施設の保全に関する事務のうち当該施設の突発事故被害の復旧に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。	17
阿武隈土地改良調査管理事務所に、羽鳥ダム管理所及び角田支所を置く。	
(利根川水系土地改良調査管理事務所)	
第二百七十二条 利根川水系地域（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県及び東京都の区域をいう。）における国営の土地改良事業の実施に関する調査並びに国営の土地改良事業によつて造成された施設並びに当該施設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事務を分掌させるため、関東農政局に、利根川水系土地改良調査管理事務所を置く。	

4	木曽川水系土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、耐震対策専門官、権利保全対策官、保全整備専門官、施設復旧対策専門官及び施設管理調整官それぞれ一人を置く。
5	企画課 財産管理課 保全計画課 保全整備課
6	5 庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、企画課は第一項の事業の実施に関する調査及び計画についての企画及び連絡調整に関する事務（調査課及び計画課の所掌に属するものを除く。）を、調査課は同項の事業の実施に関する土地その他の開発資源の調査、農業開発のための地域計画、土地利用計画及び営農計画の作成、経済効果の測定並びに同項の事業の相互間又は他事業との関連において必要な調査その他必要な調査に関する事務（計画課の所掌に属するものを除く。）を、計画課は同項の事業の実施に関する水その他の開発資源の調査並びに建設工事計画及びその技術的可能性の調査に関する事務並びに実施設計の作成に関する事務を、財産管理課は同項の事業によって造成された施設並びに当該施設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事務（保全計画課及び保全整備課の所掌に属するものを除く。）を、保全計画課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち、調査及び計画に関する事務その他の当該施設の管理に関する事務（保全整備課の所掌に属するものを除く。）を、保全整備課は同項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち、整備に関する事務をつかさどる。
7	6 企画情報管理官は、調査及び計画に係る情報の管理及び分析並びに品質の確保に関する専門の事項（施設監視専門官、調査計画専門官及び環境調査専門官の所掌に属するものを除く。）についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。
8	7 施設監視専門官は、第一項の事業によつて造成された施設の監視に関する情報の管理及び分析に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。
9	8 水利調整専門官は、河川の流水の農業上の利用に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。
10	9 洪水調節機能強化専門官は、第一項の事業によつて造成されたダムその他のえん堤の洪水調節機能の強化に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。
11	10 調査計画専門官は、調査及び計画の作成に関する専門の事項（環境調査専門官及び耐震対策専門官の所掌に属するものを除く。）についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。
12	11 環境調査専門官は、調査及び計画の作成に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。
13	12 耐震対策専門官は、調査及び計画の作成に関する専門の事項のうち耐震対策に関するものについての連絡調整及び指導に関する事務を行う。
14	13 権利保全対策官は、第一項の事業によつて造成された施設の保全に関する事務のうち当該施設の用に供する権利の保全に関する事項についての調査及び連絡調整に関する事務を行う。
15	14 保全整備専門官は、第一項の事業によつて造成された施設の保全に関する事務のうち整備に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。
16	15 施設復旧対策専門官は、第一項の事業によつて造成された施設の保全に関する事務のうち当該施設の突發事故被害の復旧に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。
17	16 施設管理調整官は、国営の土地改良事業によつて造成された施設の操作及び保守に関する連絡調整及び指導に関する事務を行う。
18	17 木曽川水系土地改良調査管理事務所に、犬山頭首工管理所及び中勢支所を置く。
19	(淀川水系土地改良調査管理事務所)
20	第二百七十六条 淀川水系地域（滋賀県、京都府、大阪府及び兵庫県の区域並びに奈良県の区域（奈良市のうち旧添上郡月ヶ瀬村及び旧山辺郡都祁村、宇陀市、山辺郡並びに宇陀郡の区域に限る。）をいう。）における国営の土地改良事業の実施に関する調査並びに国営の土地改良事業によつて造成された施設並びに当該施設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事務を分掌させるため、近畿農政局に、淀川水系土地改良調査管理事務所を置く。
21	淀川水系土地改良調査管理事務所に、次長二人を置く。
22	次長は、所長を助け、淀川水系土地改良調査管理事務所の事務を整理する。
23	木曽川水系土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、権利保全対策官、保全整備専門官、施設復旧対策専門官及び用地調整官それぞれ一人を置く。
24	4 企画課 財産管理課 保全計画課 保全整備課
25	5 庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、企画課は第一項の事業の実施に関する調査及び計画についての企画及び連絡調整に関する事務（調査課及び計画課の所掌に属するものを除く。）を、調査課は同項の事業の実施に関する土地その他の開発資源の調査、農業開発のための地域計画、土地利用計画及び営農計画の作成、経済

効果の測定並びに同項の事業の相互間又は他事業との関連において必要な調査その他必要な調査に関する事務（計画課の所掌に属するものを除く。）を、計画課は同項の事業の実施に関する水その他の開発資源の調査並びに建設工事計画及びその技術的可能性の調査に関する事務並びに実施設計の作成に関する事務を、財産管理課は同項の事業によつて造成された施設並びに当該施設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事務（保全計画課及び保全整備課の所掌に属するものを除く。）を、保全計画課は同項の事業によつて造成された施設の保全に関する事務のうち調査及び計画に関する事務その他の当該施設の管理に関する事務（保全整備課の所掌に属するものを除く。）を、保全整備課は同項の事業によつて造成された施設の保全に関する事務のうち整備に関する事務をつかさどる。

企画情報管理官は、調査及び計画に係る情報の管理及び分析並びに品質の確保に関する専門の事項（施設監視専門官、調査計画専門官及び環境調査専門官の所掌に属するものを除く。）についての車路調整及び指導に関する事務を行う。

企画情報管理官は、調査及び計画に係る情報の管理及び分析並びに品質の確保に関する専門の事項（施設監視専門官、調査計画専門官及び環境調査専門官の所掌に属するものを除く。）についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

水利調整専門官は、河川の流水の農業上の利用に関する専門の事項についての連絡調査及び指導に関する事務を行う。

洪水調節機能強化専門官は、第一項の事業によつて造成されたダムその他のえん堤の洪水調節機能の強化に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

環境調査専門官は、調査及び計画の作成に關し、環境との調和に配慮するため必要な専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

権利保全対策官は、第一項の事業によつて造成された施設の保全に関する事務のうち当該施設の用に供する権利の保全に関する事項についての調査及び連絡調整に関する事務を行ふ。

「夏の日は、朝から晩まで、一日中、汗をかいて、暑い。」
「でも、夏の日は、朝から晩まで、一日中、汗をかいて、暑い。」
「でも、夏の日は、朝から晩まで、一日中、汗をかいて、暑い。」

を行
う。

用地調整官は、工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する調査及び連絡調整に関する事務を行ふ。

ノリ湖ノ上管至月にて南北二月を置く
ノリ湖ノ上管至月にて南北二月を置く

(南近畿土地改良調査管理事務所)

第二百七十八条 南近畿地域（奈良県の区域）（奈良市のうち旧添上郡月ヶ瀬村及び旧山辺郡都祁村、宇陀市、山辺郡並びに宇陀郡の区域を除く。）及び和歌山県の区域をいう。における国営の土地

南近畿十地改良調査管理事務所に、次長一人を置く。

次長は所長を助け、南近畿士地改良調査管理事務所の事務を整理する。

庶務課

企画課

論語卷之三

保全計画課

保全整備

管見記

事務（調査計画課の所掌に属するものを除く。）を、調査計画課は同員の事業の実施に關する土地、水その他の開発資源の調査、農業開発のための地政計画、土地利用計画及び農業計画の作成、経

済効果の測定並びに同項の事業の相互間又は他事業との関連において必要な調査その他必要な調査に関する事務、建設工事計画及びその技術的の可能性の調査に関する事務、実施設計の作成に関する事務、

貿易管財課は同一の事業によって造形された施設並ては、当該施設に係る土地工事その他の物及び権利の管理に関する事務（保全・監査・修繕及て管財課の所掌に属するもの）を司る組織である。

（そのものの余地を除く。）を、果全整備課は同項の事業によつて告成された施設の果全に關する事務のうち整備に關する事務を、管理課は同項の事業によつて告成された施設の操作及び保守に關する事務を

企画情報管理官は、調査及び計画に係る情報の管理及び分析並ては品質の確保に関する専門の事項（旅宿監視専門官）を所掌する。企画情報管理官は、調査計画専門官及び環境調査専門官の所掌に属するものを除くことはしてはならない。

施設監視専門官は、第一項の事業によつて告成させしを施設の監視に關する情報の管理及び分析に關する専門の事項についての車両調整及び指導に關する事務を司る。

水利調整専門官は、河川の流水の農業上の利用に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

治水調節機能強化専門官は、第一項の事業によって造成されたタムその他のえん堤の治水調節機能の強化に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

- 全に関する事務のうち整備に関する事務を、環境調整課は同項の事業によつて造成された施設の保全その他の管理に関する事務のうち環境との調和に配慮するため必要な調査に関する事務（計画課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
- 6 筑後川下流福岡農業水利事業建設所は、筑後川下流福岡国営施設機能保全事業に係る工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する事務並びに工事の施行に関する事務をつかさどる。
- 7 企画情報管理官は、調査及び計画に係る情報の管理及び分析並びに品質の確保に関する専門の事項（施設監視専門官、調査計画専門官及び環境調査専門官の所掌に属するものを除く。）についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。
- 8 施設再編専門官は、第一項の事業によつて造成された施設の再編に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。
- 9 施設監視専門官は、第一項の事業によつて造成された施設の監視に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。
- 10 水利調整専門官は、河川の流水の農業上の利用に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。
- 11 洪水調節機能強化専門官は、第一項の事業によつて造成されたダムその他のえん堤の洪水調節機能の強化に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。
- 12 調査計画専門官は、調査及び計画の作成に関する専門の事項（環境調査専門官の所掌に属するものを除く。）についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。
- 13 環境調査専門官は、調査及び計画の作成に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。
- 14 環境調査専門官は、第一項の事業によつて造成された施設の保全に関する事務のうち当該施設の用に供する権利の保全に関する事項についての調査及び連絡調整に関する事務を行う。
- 15 権利保全対策官は、命を受けて、第一項の事業によつて造成された施設の保全に関する事務のうち当該施設の用に供する権利の保全に関する事項についての調査及び連絡調整に関する事務を行う。
- 16 保全整備専門官は、命を受けて、第一項の事業によつて造成された施設の保全に関する事務のうち当該施設の用に供する権利の保全に関する事項についての調査及び連絡調整に関する事務を行う。
- 17 環境保全専門官は、命を受けて、第一項の事業によつて造成された施設の保全その他の管理に関する事務を行つ。環境との調和に配慮するため必要な調査に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。
- 18 用地調整官は、工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する調査及び連絡調整に関する事務を行う。
- 19 北部九州土地改良調査管理事務所に、熊本支所、筑後川中流支所、駅館川支所及び上場支所を置く。
- 第二百八十二条の二** 筑後川下流福岡農業水利事業建設所に、用地課及び工事課並びに技術専門官二人を置く。
- 2 用地課は筑後川下流福岡国営施設機能保全事業に係る工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する事務を分掌させるため、九州農政局に、南部九州土地改良調査管理事務所を置く。
- 3 技術専門官は、命を受け、事業の実施に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。
- （南部九州土地改良調査管理事務所）
- 第二百八十三条** 南部九州地域（宮崎県及び鹿児島県の区域をいう。）における国営の土地改良事業の実施に関する調査並びに工事課の所掌に属しない事務に関する事務を、工事課は土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事務を分掌させるため、九州農政局に、南部九州土地改良調査管理事務所を置く。
- 3 2 南部九州土地改良調査管理事務所に、次長二人を置く。
- 3 次長は、所長を助け、南部九州土地改良調査管理事務所の事務を整理する。
- 4 3 南部九州土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに企画課、環境調査専門官、管理調整官、権利保全対策官、保全整備専門官、施設復旧対策専門官及び用地調整官それぞれ一人を置く。
- 5 庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、企画課は第一項の事業の実施に関する調査及び計画についての企画及び連絡調整に関する事務（調査課及び計画課の所掌に属するものを除く。）を、調査課は同項の事業の実施に関する土地その他の開発資源の調査、農業開発のための地域計画、土地利用計画及び営農計画の作成、経済効果の測定並びに同項の事業の相互間又は他事業との関連において必要な調査その他必要な調査その他の開発資源の調査並びに建設工事計画及びその技術的可能性の調査に関する事務（計画課の所掌に属するものを除く。）を、計画課は同項の事業の実施に関する水その他の開発資源の調査並びに建設工事計画及びその技術的可能性の調査に関する事務を、財産管理課は同項の事業によつて造成された施設並びに当該施設に係る土地、工作物その他の物件及び権利の管理に関する事務（保全計画課及び保全整備課の所掌に属するものを除く。）を、保全計画課は同項の事業によつて造成された施設の保全に関する事務のうち整備に調査及び計画に関する事務その他の当該施設の管理に関する事務（保全整備課の所掌に属するものを除く。）を、保全整備課は同項の事業によつて造成された施設の保全に関する事務のうち整備に関する事務をつかさどる。
- 6 企画情報管理官は、調査及び計画に係る情報の管理及び分析並びに品質の確保に関する専門の事項（施設監視専門官、調査計画専門官及び環境調査専門官の所掌に属するものを除く。）についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

- る事務を分掌させるため開拓建設事業所を、国営の草地の整備に関する事業の実施に関する事務を分掌させるため草地改良事業所を、国営の農用地及び農業用施設に関する災害防除事業の実施に関する事務を分掌させるため農地改良事業所を、国営の農地の保全に係る海岸保全施設及び地すべり防止施設に関する災害復旧事業の実施に関する事務を分掌させるため農地保全事業所を、国営の農地の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施に関する事務を分掌させるため海岸保全事業所を置くことができる。
- 2 地方農政局長は、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣の承認を受けて、所要の地に、前項に掲げる国営の事業のうち二以上の事業の実施に関する事務を分掌させるため、土地改良建設事業所を置くことができる。
- 3 地方農政局長は、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣の承認を受けて、事業所に次長を置くことができる。
- 4 次長は、所長を助け、事業所の事務を整理する。
- 5 地方農政局長は、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣の承認を受けて、事業所に次長を置くことができる。
- 6 前項の場合にあつては、庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、用地課は工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する事務並びに土地改良財産の管理及び処分に関する事務を、調査課は工事の実施に関する調査及び試験に関する事務を、工事課は工事に関する事務（調査課を置く事業所にあつては調査課の所掌に属するものを除く。）を、施設機械課を置く事業所にあつては施設機械課の所掌に属するものを除く。）を、施設機械課は農業用施設機械及び電気通信設備に関する事務を、工区は工区における工事の実施に関する事務をつかさどる。ただし、建設所を置く事業所にあつては、それぞれ、建設所の所掌に属するものを除く。
- 7 建設所は、事業所の所掌に係る事業のうち特定の事業に関する事務の一部をつかさどる。
- 8 地方農政局長は、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣の承認を受けて、建設所に用地課、調査課、開発計画課又は工事課を置くことができる。
- 9 前項の場合にあつては、工事第一課は工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する事務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、調査課は工事の実施に関する調査及び試験に関する事務を、開発計画課は第十八項の事務を、工事課は工事の実施に関する調査並びに試験に関する事務（調査課を置く建設所にあつては、調査課の所掌に属するものを除く。）並びに農業用施設機械及び電気通信設備に関する事務を、工区は工区における工事の実施に関する事務をつかさどる。
- 10 地方農政局長は、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣の承認を受けて、事業所に、第五項の工事課に代えて工事第一課及び工事第二課を、同項の用地課に代えて用地第一課及び用地第二課を置くことができる。
- 11 前項の場合にあつては、工事第一課は工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する事務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務（調査課を置く事業所にあつては、調査課の所掌に属するものを除く。）を、工事第二課は請負工事の監督及び直営工事の実施に関する事務、工事の検査に関する事務、土質試験、コンクリート試験その他工事用材料に関する試験に関する事務（調査課を置く建設所にあつては、調査課の所掌に属するものを除く。）並びに農業用施設機械及び電気通信設備に関する事務（施設機械課を置く事業所にあつては、施設機械課の所掌に属するものを除く。）を、用地第一課は工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収に関する事務を、用地第二課は工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収に関する事務並びに土地改良財産の管理及び処分に関する事務を、用地第一課及び用地第二課を置くことができる。
- 12 地方農政局長は、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣の承認を受けて、建設所に、第八項の工事課に代えて、工事第一課及び工事第二課を置くことができる。
- 13 前項の場合にあつては、工事第一課は工事の実施に関する調査及び調整に関する事務並びに工事の設計基準及び工種別実施設計の作成に関する事務（調査課を置く建設所にあつては、調査課の所掌に属するものを除く。）を、工事第二課は請負工事の監督及び直営工事の実施に関する事務、工事の検査に関する事務、土質試験、コンクリート試験その他工事用材料に関する試験に関する事務（調査課を置く建設所にあつては、調査課の所掌に属するものを除く。）並びに農業用施設機械及び電気通信設備に関する事務を、工区は工区における工事の実施に関する事務をつかさどる。
- 14 地方農政局長は、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣の承認を受けて、事業所（調査課を置くものを除く。）に、第十項の工事第一課及び工事第二課に代えて、調査設計課、工事第一課、工事第二課及び工事第三課を置くことができる。
- 15 前項の場合にあつては、調査設計課は工事の実施に関する調査及び調整に関する事務、工事の設計基準及び工種別実施設計の作成に関する事務並びに土質試験、コンクリート試験その他工事用材料に関する試験に関する事務を、工事第一課はダム、農用地の造成及び土壤改良の工事の実施及び検査その他の工事用材料に関する試験に関する事務を、工事第二課は頭首工及び水路の工事の実施及び検査に関する事務並びに農業用施設機械及び電気通信設備に関する事務（施設機械課を置く事業所にあつては、施設機械課の所掌に属するものを除く。）を、工事第三課は地域用水機能の増進のための工事の実施に関する事務をつかさどる。
- 16 地方農政局長は、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣の承認を受けて、事業所に、第十項の工事第一課及び工事第二課に代えて、企画設計課、工事第一課及び工事第二課を置くことができる。
- 17 前項の場合にあつては、企画設計課は事業の実施に関する企画及び立案並びに調整に関する事務並びに工事の設計基準の作成及び工事の検査に関する事務を、工事第一課は特定の事業の工事の実施に関する事務（調査課を置く事業所にあつては、調査課の所掌に属するものを除く。）を、工事第二課は工事第一課の所掌に属しない特定の事業の工事の実施に関する事務（調査課を置く事業所にあつては、施設機械課の所掌に属するものを除く。）を、工事第三課は地域用水機能の増進のための工事の実施に関する事務をつかさどる。
- 18 地方農政局長は、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣の承認を受けて、事業所に、国営のかんがい排水事業、区画整理の事業又は農用地の造成の事業に係る地区についての農業生産の基盤及び営農環境の総合的な整備及び開発のための事業の実施に関する調査を分掌させることができる。
- 19 地方農政局長は、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣の承認を受けて、前項の事業所に、第五項、第十項、第十四項及び第十六項の規定により置くもののほか、開発計画課を置くことができる。
- 20 前項の場合にあつては、開発計画課は、第十八項の事務をつかさどる。

21	地方農政局長は、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣の承認を受けて、事業所に、国営のかんがい排水事業、区画整理の事業又は農用地の造成の事業に係る地区についての農業生産の基盤及び營農環境の総合的な整備及び開発のための事業の実施に関する企画及び立案並びに調整に関する事務を分掌させることができる。
22	地方農政局長は、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣の承認を受けて、前項の事業所に、第五項、第十項、第十四項及び第十六項の規定により置くもののほか、企画開発課を置くことができる。
23	前項の場合にあつては、企画開発課は、第二十一項の事務をつかさどる。
24	地方農政局長は、事業の効率的な運用上特に必要があると認めるときは、第一項の規定にかかわらず、農林水産大臣の承認を受けて、事業所に、国営の他の事業に係る地区についての事業の実施に関する事務を分掌させることができる。
25	地方農政局長は、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣の承認を受けて、事業所に用地調整官、管理調整官、企画官、事業推進調整官、技術専門官及び環境専門官を置くことができる。
26	用地調整官は、工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する調査及び連絡調整に関する事務を行う。
27	管理調整官は、土地改良財産の管理及び処分に関する事項についての調査及び連絡調整に関する事務を行う。
28	企画官は、事業の実施に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。
29	事業推進調整官は、事業の推進に関する専門の事項についての調査及び連絡調整に関する事務を行う。
30	技術専門官は、事業の実施に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。
31	環境専門官は、工事が環境に及ぼす影響に関する調査に関する事務を行う。
32	地方農政局長は、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣の承認を受けて、建設所に用地調整官及び技術専門官を置くことができる。
33	建設所の用地調整官は、工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する調査及び連絡調整に関する事務を行う。
34	建設所の技術専門官は、事業の実施に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。
35	地方農政局長は、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣の承認を受けて、所要の地に、事業所の支所を置くことができる。
（地方農政局の事務所及び事業所の所掌事務に関する特例）	
第二百八十六条の二	地方農政局長は、特に必要があると認めるときは、第二百五十二条から前条までの規定にかかわらず、農用地及び農業用施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設及び地すべり防止施設に関する災害復旧事業に関する事務並びに土地改良施設の突発事故復旧事業に関する事務を分掌させることができる。
第二款 北海道農政事務所	
第一目 内部部局	
（次長、地方参考官及び地方調整官）	
第二百八十七条	北海道農政事務所に、次長一人、地方参考官五人及び地方調整官一人を置く。
2	次長は、所長を助け、北海道農政事務所の事務を整理する。
3	地方参考官は、命を受けて、北海道農政事務所の所掌事務に関する重要事項に関する事務を行う。
4	地方調整官は、命を受けて、北海道農政事務所の所掌事務に關し調整を要する重要事項に関する事務を行う。
（北海道農政事務所に置く部等）	
第二百八十八条	北海道農政事務所に、次の二室及び三部並びに総務管理官一人を置く。
企画調整室	
生産經營産業部	
消費・安全部	
統計部	
会計課	
（企画調整室の所掌事務）	
第二百八十九条	企画調整室は、次に掲げる室及び部に置くものほか、次の二課を置く。
一 北海道農政事務所に、前項に掲げる室及び部に置くものほか、次の二課を置く。	
二 総務課	
三 消費・安全部	
四 広報に關すること。	
五 農林水産省の所掌事務に係る災害対策に関する事務の総括に關すること。	
六 農畜産物、飲食料品及び油脂についての物価対策に関する事務のうち北海道農政事務所の所掌に係るもの総括に關すること。	
七 農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に關すること（消費・安全部及び総務課の所掌に屬するものを除く。）。	

- 八 農林水産省の所掌事務に関する相談に關すること。
九 前各号に掲げるものほか、北海道農政事務所の所掌事務で他の所掌に屬しないものに關すること。
(調整官)

- 職員の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 北海道農政事務所の保有する情報の公開に関すること。
- 北海道農政事務所の保有する個人情報の保護に関すること。
- 北海道農政事務所の保有すること。
- 北海道農政事務所の所掌事務の運営の改善に関すること。
- （会計課の所掌事務）
- 第二百九十五条** 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。
 - 二 国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。
 - 三 職員に貸与する宿舎に関すること。
 - 四 営繕に関すること。
 - 五 序内の管理に関すること。
- 六 食料安定供給特別会計の食糧管理勘定及び業務勘定の經理並びに東日本大震災復興特別会計の經理（農林水産省の所掌に係るものに限る。）に関すること。
- 七 食料安定供給特別会計の食糧管理勘定及び業務勘定に属する国有財産の管理及び処分（農林水産省の所掌に係るものに限る。）に関すること。
- 八 食料安定供給特別会計の食糧管理勘定及び業務勘定に属する物品の管理並びに東日本大震災復興特別会計に属する物品の管理（農林水産省の所掌に係るものに限る。）に関すること。
- 第二百九十六条** 総務課に、管理官二人を置く。
- 第二百九十七条** 会計課に、特別会計室を置く。
- 2 特別会計室は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 食料安定供給特別会計の食糧管理勘定及び業務勘定の經理に関すること。
 - 二 食料安定供給特別会計の食糧管理勘定及び業務勘定に属する国有財産の管理及び処分に関すること。
 - 三 食料安定供給特別会計の食糧管理勘定及び業務勘定に属する物品の管理に関すること。
- （生産經營産業部に置く課等）
- 第二百九十八条** 生産經營産業部に、次の四課並びに食品企業調整官及び農産政策調整官それぞれ一人を置く。
- 生産支援課
業務管理課
担い手育成課
事業支援課
- （生産支援課の所掌事務）
- 第二百九十九条** 生産支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 生産經營産業部の所掌に属する事務の調整に関すること。
 - 二 農畜産物（蚕糸を含み、種苗（さとうきび及びばれいしょの種苗、桑苗並びに飼料作物の種苗を除く。）を除く。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
 - 三 地方競馬の監督に関すること。
 - 四 米穀を主な原料とする飲食用品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
 - 五 主要食糧の流通及び加工に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。
 - 六 米穀の需給計画の作成に関すること。
 - 七 米穀の生産の調整に関すること。
 - 八 農産物検査に関すること（消費・安全部の所掌に属するものを除く。）。
- 前各号に掲げるもののほか、生産經營産業部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
- 第三百条** 業務管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 主要食糧の輸入に係る納付金の徵収に関すること。
 - （業務管理課の所掌事務）

- 二 主要食糧の集荷、買入れ、保管及び売渡しに關すること。
 三 輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しの実施に關すること。
 (担い手育成課の所掌事務)

第一 農業經營の改善及び安定に關すること。

- 二 食料安定供給特別会計の農業經營安定勘定の經理に關すること。
 (事業支援課の所掌事務)

第三百一条 担い手育成課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 農業經營の改善及び安定に關すること。
 (事業支援課の所掌事務)

第三百二条 事業支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 飲食料品(米穀を主な原料とするものを除く。)及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に關すること(消費・安全部の所掌に屬するものを除く。)。
 二 食文化の振興に関する事務のうち農林水產省の所掌に係るものに關すること。
 三 農畜産物の生産された地域における当該農畜産物の消費の増進、改善及び調整に關する事務の總括に關すること。
 四 農林水產省の所掌事務に係る物資についての輸出の促進に關すること。
 五 農林水產業とその他の事業とを一体的に行う事業活動の促進を通じた新たな事業の創出に關すること。
 六 農畜産業及び食品産業その他の農林水產省の所掌に係る事業における知的財産の活用に關すること。
 七 特定農林水產物等の名称の保護に關すること。
 八 種苗の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に關すること(生産支援課の所掌に屬するものを除く。)。
 九 農林水產省の所掌事務に係るバイオマスその他の資源の有効な利用の確保に關すること。
 十 食品産業その他の農林水產省の所掌に係る事業における資源の有効な利用の確保に關する事務の總括に關すること。
 十一 食品産業その他の農林水產省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に關すること(生産支援課の所掌に屬するものを除く。)。
 十二 農林水產省の所掌に係る事業における標準化に關する事務の總括に關すること。
 十三 日本農林規格に關すること(消費・安全部の所掌に屬するものを除く。)。
 (食品企業調整官の職務)

第三百三条 食品企業調整官は、生産經營產業部の所掌事務に關し調整を要する事項についての企画、連絡調整及び指導に關する事務を行う。

(農產政策調整官の職務)

第三百三条の二 農產政策調整官は、生産經營產業部の所掌事務に關する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に關する事務を行う。

(上席農政業務管理官、農政調整官、競馬監督官及び検査技術指導官)

第三百四条 生産支援課に、上席農政業務管理官一人、農政調整官一人、競馬監督官二人及び検査技術指導官一人を置く。

2 上席農政業務管理官は、生産支援課の所掌事務に關し調整を要する事項のうち北海道農政事務所長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に關する事務を行ふ。

3 農政調整官は、生産支援課の所掌事務に關し調整を要する事項のうち北海道農政事務所長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に關する事務を行ふ。

4 競馬監督官は、命を受けて、地方競馬の実施の監督に關する事務を行ふ。

5 檢査技術指導官は、農産物検査に關する技術の指導及び検査方法の改善並びに調査及び連絡調整に關する事務を行う。

(知的財産監視官)

第三百四条の二 事業支援課に、知的財産監視官一人を置く。

2 知的財産監視官は、北海道農政事務所の管轄区域内における特定農林水產物等の名称の保護に關する法律第二条第三項に規定する地理的表示及び同法第四条第一項に規定する登録標章に關する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に關する事務を行ふ。

(消費・安全部に置く課等)

第三百五条 消費・安全部に、次の四課及び消費・安全管理官一人を置く。

一 消費生活課

二 農産・食品安全管理課

三 農産安全管理課

(消費生活課の所掌事務)

第一 消費・安全部の所掌に屬する事務の調整に關すること。

二 農林水產省の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に關すること。

三 健全な食生活その他の食料の消費に關する知識の普及に關する事務の總括に關すること。

四 前三号に掲げるもののほか、消費・安全部の所掌事務で他の所掌に屬しないものに關すること。

(米穀流通・食品表示監視課の所掌事務)

第三百七条 米穀流通・食品表示監視課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食品表示基準及び飲食料品以外の農林物資の品質に関する表示の基準に関すること。

二 指定農林物資に係る表示に関すること（登録認証機関等に関するることを除く。）。

三 米穀及び米穀を原材料とする飲食料品の取引等に係る情報の記録及び产地情報の伝達に関すること。

四 米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項に関すること（当該遵守事項の策定に関することを除く。）。

五 農産物検査の適正かつ確実な実施を確保するための措置に関すること。

六 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関すること（安全管理課の所掌に属するものを除く。）。

七 特定第一種水産動植物等の取引等に係る情報の記録及び伝達に関すること（勧告等に係るものに限る。）。

(農産安全管理課の所掌事務)

第三百八条 農産安全管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 農林産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るものに関すること（食品衛生に関する限りを除く。）。

二 輸出入植物の検疫に関する情報の収集及び提供に関すること。

(畜水産安全管理課の所掌事務)

第三百九条 畜水産安全管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 畜産物及び水産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るものに関すること（食品衛生に関する限りを除く。）。

二 愛玩動物用飼料の安全性の確保を図るために必要な報告の徴収及び立入検査等の実施に関すること。

三 動物用の医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の品質、有効性及び安全性の確保に関すること。

(消費・安全管理官の職務)

第三百十条 消費・安全管理官は、消費・安全部の所掌事務に関する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

(消費者行政専門官、教育情報専門官及び教育ファーム推進専門官)

第三百十一条 消費生活課に、消費者行政専門官、教育情報専門官及び教育ファーム推進専門官それぞれ一人を置く。

2 消費者行政専門官は、北海道農政事務所の管轄区域内における一般消費者の利益の保護に関し調整を要する専門の事項についての企画及び連絡調整をする事務を行う。

3 食育情報専門官は、北海道農政事務所の管轄区域内における健全な食生活その他の食料の消費に関する知識の普及及び情報の提供に関する専門の事項についての企画及び連絡調整をする事務を行う。

4 教育ファーム推進専門官は、北海道農政事務所の管轄区域内における食料の消費の増進、改善及び調整の観点からの農林水産業に関する知識の普及及び情報の提供に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

(統計部に置く課等)

第三百十二条 統計部に、次の四課並びに総括統計官一人、地域統計調整官一人及び統計管理官五人を置く。

調整課

統計企画課

経営・構造統計課

生産流通消費統計課

(調整課の所掌事務)

第三百十三条 調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 統計部の所掌に属する事務の調整に関する調整に係る調整に関する事務。

二 北海道農政事務所の所掌事務に係る統計に関する調整に係る調整に関する事務。

三 前二号に掲げるもののほか、統計部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。

(統計企画課の所掌事務)

第三百十四条 統計企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 統計部の所掌事務に係る統計に関する事務に関する企画及び立案に関する事務。

二 統計部の所掌事務に係る統計の総合的な分析に関する事務。

(経営・構造統計課の所掌事務)

第三百十五条 経営・構造統計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 農林水産業の経営及び農林漁家の経済に関する統計の作成に関する事務。

二 農山漁村の物価及び賃金に関する統計の作成に関する事務。

三 農畜産物及び林産物の生産費に関する統計の作成に関する事務。

四 農林水産業に関するセンサスその他農林水産業の構造に関する統計の作成に関すること。
 五 営農環境その他の農山漁村の地域経済に関する統計の作成に関すること。

(生産流通消費統計課の所掌事務)
第三百一十六条 生産流通消費統計課は、農林水産物の生産、流通、加工及び消費に関する統計の作成に関する統計の作成に関する事務を総括すること。

(総括統計官の職務)
第三百一十七条 総括統計官は、統計部の所掌事務に関する統計に関する事務を総括する。

(地域統計調整官の職務)
第三百一十八条 削除

(地域統計調整官の職務)

第三百一十九条 地域統計調整官は、命を受けて、統計の地域的分析並びに地域における統計に関する事務についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

(統計管理官の職務)

第三百二十条 統計管理官は、命を受けて、農林水産業に関する統計の整備及び利用についての研究及び連絡調整、統計部の所掌事務に係る地区別統計の作成及び指導、統計の作成に関する技術の指導並びに統計及び情報処理に関する職員の養成に関する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第三百二十二条 削除

(農政調整官及び統計品質向上専門官)

第三百二十二条 調整課に、農政調整官一人及び統計品質向上専門官二人を置く。

(統計管理官の職務)

第三百二十三条 農政調整官は、命を受けて、北海道農政事務所長が指定する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行なう。

(統計指導官、統計分析官及び地域統計分析官)

第三百二十四条 統計企画課に、統計指導官二人、統計分析官二人及び地域統計分析官一人を置く。

(統計企画課の職務)

第三百二十四条から第三百二十六条まで 削除

(統計企画課の職務)

第三百二十七条から第三百八十五条まで 削除

(統計企画課の職務)

第二日 削除

(統計企画課の職務)

第三百二十九条から第三百三十二条まで 削除

(統計企画課の職務)

第一節 林野庁

第一款 内部部局

(監査室並びに業務改革推進専門官、広報官、監査官及び管理官)

第三百八十六条 林政課に、監査室並びに業務改革推進専門官一人、広報官一人、監査官五人及び管理官五人を置く。

監査室は、林野庁の行政の考査及び国有林野事業の監査並びに林野庁の所掌に係る会計の監査に関する事務をつかさどる。

監査室に、室長を置く。

業務改革推進専門官は、林野庁の所掌に係る業務改革の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

広報官は、林野庁の所掌事務についての広報に関する企画及び連絡調整に関する事務を行う。

監査官は、命を受けて、林野庁の行政の考査及び国有林野事業の監査並びに林野庁の所掌に係る会計の監査に関する事務を行う。

管理官は、命を受けて、職員の人事管理、予算及び決算又は契約の適正化に関する重要事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

(林野図書資料館及び税制専門官)

第三百八十七条 企画課に、林野図書資料館及び税制専門官一人を置く。

一 林業に関する図書その他の資料の収集、保管、編集及び刊行に関する事務

2 林野図書資料館は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 林業に関する図書その他の資料の収集、保管、編集及び刊行に関する事務

4 3 二 国立国会図書館支部林野庁図書館に関する事務

林野図書資料館に、館長を置く。

税制専門官は、林業に関する税制に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

(林業労働・経営対策室並びに特用林産対策室並びに経営対策官、林業労働安全衛生指導官、特用林産物安全推進指導官及び種菌検査官)

第三百八十八条 経営課に、林業労働・経営対策室及び特用林産対策室並びに経営対策官五人、林業労働安全衛生指導官一人、特用林産物安全推進指導官二人及び種菌検査官一人を置く。

2 林業労働・経営対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 林業労働に関すること。

二 林業労働の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第二条第二項に規定する事業主の林業経営の向上に関すること。

林業労働・経営対策室に、室長を置く。

3 特用林産対策室は、林産物（木材を除く。）及び加工炭の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務をつかさどる。

4 特用林産対策室に、室長を置く。

5 経営対策官は、命を受けて、経営課の所掌事務に關し林野庁長官が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

6 林業労働安全衛生指導官は、林業労働に係る安全及び衛生に関する事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

7 特用林産物安全推進指導官は、命を受けて、林産物（木材を除く。）の食品としての安全性の確保に関する事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

8 種菌検査官は、きのこ類の種菌の検査に関する事務を行う。

（木材製品技術室並びに木材専門官及び上席木材専門官）

第三百八十九条 木材産業課に、木材製品技術室並びに木材専門官四人及び上席木材専門官一人を置く。

2 木材製品技術室は、木材の生産に関する技術開発及び調査に関する事務をつかさどる。

3 木材製品技術室に、室長を置く。

4 木材専門官は、命を受けて、木材産業課の所掌事務に關し林野庁長官が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

5 上席木材専門官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び同項の事務を総括する。

（木材貿易対策室並びに木材専門官及び建築物木材利用促進官）

第三百九十条 木材利用課に、木材貿易対策室並びに木材専門官四人及び建築物木材利用促進官一人を置く。

2 木材貿易対策室は、木材についての輸出入並びに関税及び国際協定に関する事務をつかさどる。

3 木材貿易対策室に、室長を置く。

4 木材専門官は、命を受けて、木材利用課の所掌事務に關し林野庁長官が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

5 建築物木材利用促進官は、建築物における木材の利用の促進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二日 森林整備部

（施工企画調整室及び海外林業協力室並びに森林計画官、首席森林計画官、森林調査技術専門官、入札契約技術企画官、事業効果分析専門官、国土強靭化推進官、森林情報利用推進官、森林情報高度化推進官、保険管理官、国際森林減少対策調整官及び海外植林指導官）

第三百九十二条 計画課に、施工企画調整室及び海外林業協力室並びに森林計画官三人、首席森林計画官一人、森林調査技術専門官一人、入札契約技術企画官一人、事業効果分析専門官一人、国土

強靭化推進官一人、森林情報利用推進官一人、森林情報高度化推進官一人、保険管理官一人、国際森林減少対策調整官一人及び海外植林指導官一人を置く。

2 施工企画調整室は、森林資源に関する全国計画（森林整備保全事業計画を除く。第六項、第九項及び第十項において同じ。）に関する事務のうち造林、林道事業及び治山事業の工事の設計基準、積算基準及び施工基準並びにこれらの事業の効果に関する事務を行なう。

3 施工企画調整室に、室長を置く。

4 海外林業協力室は、林野庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務の総括に関する事務をつかさどる。

5 海外林業協力室に、室長を置く。

6 森林計画官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び同項の事務を総括する。

7 森林調査技術専門官は、森林資源の調査、測量及び設計についての契約に必要な専門技術上の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

8 首席森林計画官は、命を受けて、前項の事務を行なう。

9 入札契約技術企画官は、森林資源に関する全国計画に関する事務のうち造林、林道事業及び治山事業の工事並びに工事のための調査、測量及び設計についての契約に必要な専門技術上の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

10 事業効果分析専門官は、森林資源に関する全国計画に関する事務のうち造林、林道事業及び治山事業の効果に関する専門の事項についての情報の収集、分析及び評価、連絡調整並びに指導に関する事務を行う。

11 國土強靭化推進官は、大規模自然災害等（強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する國土強靭化基本法（平成二十五年法律第九十五号）第一条に規定する大規模自然災害等をいう。）に備えた民有林野の整備及び保全に関する企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

12 森林情報利用推進官は、民有林野の森林資源に係る情報の利用及び森林に関する先端的な技術の活用の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

13 保険管理官は、森林保険に関する重要な事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

14 國際森林減少対策調整官は、国際的な森林減少防止対策に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

15 14 13 12 國土強靭化推進官は、大規模自然災害等（強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する國土強靭化基本法（平成二十五年法律第九十五号）第一条に規定する大規模自然災害等をいう。）に備えた民有林野の整備及び保全に関する企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

16 海外植林指導官は、海外植林に関する専門技術上の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

(森林集積推進室及び山村振興・緑化推進室並びに施業集約化推進官、森林經營管理技術者育成専門官、花粉発生源対策調整官、森林吸收源情報管理官、花粉発生源対策推進官、森林炭素取引活性化企画官、環境保全専門官、森林生物多様性専門官、森林環境教育推進官及び森林ボランティア企画官)

第三百九十二条 森林利用課に、森林集積推進室及び山村振興・緑化推進室並びに施業集約化推進官、森林經營管理技術者育成専門官、花粉発生源対策調整官、森林吸收源情報管理官、花粉發生源対策推進官、森林炭素取引活性化企画官、森林生物多様性専門官、森林環境教育推進官及び森林ボランティア企画官それぞれ一人を置く。

森林集積推進室は、森林經營管理法（平成三十年法律第三十五号）の施行に関する事務をつかさどる。

山村振興・緑化推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 山村の総合的な振興計画の作成及び実施についての指導及び助成に関する事務（整備課の所掌に属するものを除く。）。

二 山村に滞在しつつ行う林業の体験その他の山村と都市との地域間交流に関する事務。

三 國土綠化の推進に関する事務。

森林經營技術者育成専門官は、森林經營管理法（平成三十年法律第三十五号）に基づく措置に関する技術者の育成に関する企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

山村振興・緑化推進室に、室長を置く。

施業集約化推進官は、森林の施業の集約化の推進に関する企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

花粉発生源対策調整官は、花粉症の発生源対策に関する重要事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

森林吸收源情報管理官は、森林による温室効果ガスの排出及び吸収に関する重要事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

花粉発生源対策推進官は、花粉症の発生源対策の推進に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

森林炭素取引活性化企画官は、森林に関する二酸化炭素排出量の取引の活性化に関する企画及び連絡調整に関する事務を行う。

環境保全専門官は、森林に関する環境の保全に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

森林生物多様性専門官は、森林に関する生物の多様性の確保に関する専門技術上の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

森林環境教育推進官は、森林環境教育の推進に関する企画及び連絡調整に関する事務を行う。

森林ボランティア企画官は、國民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う森林の整備及び保全に関する活動の促進についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

（造林間伐対策室並びに森林資源循環施業推進官、造林間伐指導官、低コスト森林施業指導官、森林土木専門官、路網ネットワーク整備指導官、路網整備専門官、森林灾害復旧指導官一人及び災害査定官二人を置く。）

造林間伐対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 森林整備保全事業計画に関する事務（造林及び間伐に関する事務をつかさどる）。

二 民有林野の間伐に関する事務（造林及び間伐に関する事務をつかさどる）。

三 前号に掲げるもののほか、民有林野の造林その他の森林の整備に関する事務（林道の開設及び改良に関する事務を除く。）。

造林間伐対策室に、室長を置く。

森林資源循環施業推進官は、民有林野に係る森林施業の循環的な実施の促進に関する重要事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

造林間伐指導官は、命を受けて、民有林野の造林並びに間伐及び間伐の実施に伴う産物の有効利用に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

低成本森林施業指導官は、民有林野に係る森林施業の合理化に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

森林土木専門官は、命を受けて、整備課の所掌事務に係る森林土木工事に関する専門技術上の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

路網ネットワーク整備指導官は、民有林野の林道及び作業路網の整備に関する技術の普及並びに林道の耐久力の強化に関する事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

路網整備専門官は、民有林野の林道及び作業路網の一体的な整備に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

森林灾害復旧指導官は、災害を受けた民有林野の復旧に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

林道灾害復旧指導官は、災害を受けた民有林野の林道の復旧に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

災害査定官は、命を受けて、民有林野の林道に関する災害復旧事業に係る事業費の査定に関する事務を行う。

（山地灾害対策室及び保安林・盛土対策室並びに業務推進専門官、森林土木専門官、治山対策官、災害復興指導官、海岸林復旧指導官、長寿命化推進官、林地利用指導官、保安林調整官、訟務官及び災害査定官）

第三百九十三条 治山課に、山地灾害対策室及び保安林・盛土対策室並びに業務推進専門官一人、森林土木専門官一人、治山対策官一人、災害復興指導官一人、海岸林復旧指導官一人、長寿命化推進官一人、山地防災緊急対策官一人、林地利用指導官一人、保安林調整官一人、訟務官一人及び災害査定官一人を置く。

山地灾害対策室は、山地灾害の防止及び復旧に関する事務をつかさどる。

山地灾害対策室に、室長を置く。

保安林・盛土対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 保安林及び保安施設地区に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、森林において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積の規制に関する事務を行う。

保安林・盛土対策室に、室長を置く。

業務推進専門官は、命を受けて、治山課の所掌事務に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

森林土木専門官は、治山課の所掌事務に係る森林土木工事にに関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

治山対策官は、治山課の所掌事務に係る地震、火山現象等による大規模な山地災害の防止及び復旧に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

災害復興指導官は、山地災害からの復興についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

海岸林復旧指導官は、災害を受けた海岸防災林の復旧に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

長寿命化推進官は、民有林野の林地荒廃防止施設の耐久力の強化に関する事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

山地防災緊急対策官は、山地災害発生時の現地における情報収集及び技術指導並びに山地災害の防止に関する調査に係る技術の普及指導に関する事務を行う。

林地利用指導官は、森林における開発行為の規制に関する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

保安林調整官は、保安林に関する重要な事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

訟務官は、保安林及び保安施設地区の指定及び解除に係る不服申立て及び訴訟に関する事務を行う。

災害査定官は、民有林野の林地荒廃防止施設に関する事業費の査定に関する事務を行う。

(技術開発推進室並びに森林保護対策室並びに研究企画官、首席研究企画官、国際研究連絡調整官、技術革新企画官、先進技術現場実装推進官、放射性物質影響評価官、森林除染技術専門官、森林・林業技術者育成対策官、森林保全専門官)

第三百九十四条 研究指導課に、技術開発推進室及び森林保護対策室並びに研究企画官二人、首席研究企画官一人、国際研究連絡調整官一人、技術革新企画官一人、先進技術現場実装推進官一人、放射性物質影響評価官一人、森林除染技術専門官二人、森林・林業技術者育成対策官一人、森林保全専門官一人、防除技術専門官一人、森林鳥獣害対策指導官一人及び林木育種専門官一人を置く。

技術開発推進室は、林業に関する技術開発に関する事務をつかさどる。

森林保護対策室は、民有林野の森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事務をつかさどる。

森林保護対策室に、室長を置く。

研究企画官は、命を受けて、森林及び林業に関する試験及び研究についての企画に関する事務を行う。

首席研究企画官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び同項の事務を総括する。

国際研究連絡調整官は、海外の地域における森林及び林業に関する試験及び研究についての調査及び連絡調整に関する事務を行う。

技術革新企画官は、森林及び林業に関する革新的な技術の開発に関する企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

先進技術現場実装推進官は、先進技術の林業の現場への実装についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

放射性物質影響評価官は、放射性物質が森林資源に及ぼす影響に関する重要な事項についての調査、評価、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

森林除染技術専門官は、命を受けて、森林の除染等の措置並びに除去土壤等の収集、運搬、保管及び処分に関する専門技術上の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

森林・林業技術者育成対策官は、森林及び林業に関する技術者の育成に関する重要な事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

森林保全専門官は、森林の保全に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

防除技術専門官は、民有林野における有害動植物の駆除及び予防に関する専門技術上の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

森林鳥獣害対策指導官は、民有林野における鳥獣害防止対策に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

林木育種専門官は、林木の育種事業に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

林野部の建築物の營繕に関する事務を行う。

(福利厚生室並びに企画官、管理官、灾害補償専門官、厚生専門官及び營繕専門官)

第三百九十五条 管理課に、福利厚生室並びに企画官四人、管理官二人、灾害補償専門官一人、厚生専門官一人及び營繕専門官一人を置く。

福利厚生室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 林野部の職員の衛生、医療その他の福利厚生及び災害補償に関する事務。

二 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第三条第二項第三号の規定により農林水産省に設けられた共済組合に関する事務。

三 林野部の職員(国立研究開発法人森林研究・整備機構の職員を含む。)に貸与する宿舎に関する事務。

四 福利厚生室に、室長を置く。

企画官は、命を受けて、管理課の所掌事務に関する事項のうち林野部長官が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

管理官は、命を受けて、職員の人事管理に関する重要な事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

災害補償専門官は、国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)の規定による補償に関する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

厚生専門官は、国家公務員共済組合法の規定による長期給付に関する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

- 二 職員の人事に関すること。
- 三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 四 経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。
- 五 行政財産及び物品の管理に関すること。
- 六 庁内の管理に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、森林技術総合研修所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
- (技術研修課の所掌事務)
- 第四百三條** 技術研修課は、森林及び林業に関する技術並びに林業の経営に関する研修に関する事務（経営研修課及び林業機械化センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
- (研修企画官)
- 第四百四條** 技術研修課に、研修企画官四人を置く。
- 2 研修企画官は、命を受けて、技術研修課の所掌事務に関する研修の企画に関する事務を行う。
- (経営研修課の所掌事務)
- 第四百五條** 経営研修課は、森林及び林業に関する技術並びに林業の経営に関する研修に関する事務（経営研修課及び林業機械化センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
- (研修企画官)
- 第四百六条** 経営研修課に、研修企画官三人を置く。
- 2 研修企画官は、命を受けて、経営研修課の所掌事務に関する研修の企画に関する事務を行う。
- (林業機械化センターの所掌事務)
- 第四百七条** 林業機械化センターは、林業の機械化に関する研修に関する事務をつかさどる。
- (機械化指導官)
- 第四百八条** 林業機械化センターに、機械化指導官六人を置く。
- 2 機械化指導官は、命を受けて、林業の機械化に関する研修を行う。
- (教務指導官及び首席教務指導官の職務)
- 第四百九条** 教務指導官は、命を受けて、森林及び林業に関する技術並びに林業の経営に関する研修を行う。
- 2 首席教務指導官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び同項の事務を総括する。
- 第三款 地方支分部局**
- 第一目 内部部局**
- 第四百十条 及び第四百十一条 削除**
- (業務管理官)
- 第四百十二条** 四国森林管理局及び九州森林管理局に、それぞれ業務管理官一人を置く。
- 2 業務管理官は、森林管理局の所掌事務のうち森林管理局長が指定する事務を整理する。
- (総務企画部の所掌事務)
- 第四百十三条** 総務企画部は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 広報に関すること。
- 二 局長の官印及び局印の保管に関すること。
- 三 職員の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 四 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 五 情報の公開に関すること。
- 六 職員の福利厚生に関すること。
- 七 経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。
- 八 物品の管理に関すること。
- 九 職員に貸与する宿舎に関すること。
- 十 営繕に関すること。
- 十一 庁内の管理に関すること。
- 十二 森林管理局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 十三 国有林野事業に関する政策の企画及び立案に関すること。

八 森林管理署の所掌事務の運営に関する総合的監督に関すること。

2 北海道森林管理局の総務企画部総務課は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第七号までに掲げる事務をつかさどる。

(企画調整課の所掌事務)

第四百二十四条 企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 森林管理局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 国有林野事業に関する政策の企画及び立案に関すること。

三 管理経営計画の樹立及び国有林野事業の業務の実施に関する計画の作成に関すること。

四 国有林野事業の監査に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、森林管理局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(経理課の所掌事務)

第四百二十五条 経理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。

二 物品の管理に関すること。

三 営繕に関すること。

四 庁内の管理に関すること。

(北海道森林管理局の企画課の所掌事務)

第四百二十六条 北海道森林管理局の企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国有林野事業に関する政策の企画及び立案に関すること。

二 森林管理署の所掌事務の運営に関する総合的監督に関すること。

三 国有林野事業の監査に関すること。

四 前各号に掲げるもののほか、森林管理局の所掌事務の実施に関する計画の作成に関すること。

(北海道森林管理局の業務調整課の所掌事務)

第四百二十七条 北海道森林管理局の業務調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 森林管理局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 管理経営計画の樹立及び国有林野事業の業務の実施に関する計画の作成に関すること。

三 国有林野事業の監査に関すること。

四 前各号に掲げるもののほか、森林管理局の所掌事務に関すること。

第四百二十八条 地域業務対策官は、命を受けて、森林管理局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務を行ふ。

(総務企画部の専門官の職務)

第四百二十九条 専門官は、命を受けて、国有林野事業における契約の適正化及び債権の管理に関する事務を行ふ。

(企画官、監査官及び森林情報指導官)

第四百三十条 北海道森林管理局の総務企画部総務課に企画官一人を、同部業務調整課に企画官五人、監査官五人及び森林情報指導官一人を置き、東北森林管理局の総務企画部総務課に企画官一人を、同部企画調整課に企画官二人、監査官三人及び森林情報指導官一人を置き、関東森林管理局の総務企画部総務課に企画官一人を、同部企画調整課に企画官六人、監査官三人及び森林情報指導官一人を置き、中部森林管理局の総務企画部総務課に企画官一人を、同部企画調整課に企画官三人、監査官三人及び森林情報指導官一人を置き、近畿中国森林管理局の総務企画部総務課に企画官一人を、同部企画調整課に企画官三人、監査官三人及び森林情報指導官一人を置き、四国森林管理局の総務企画部総務課に企画官一人を、同部企画調整課に企画官二人、監査官一人及び森林情報指導官一人を置き、九州森林管理局の総務企画部総務課に企画官一人を、同部企画調整課に監査官二人及び森林情報指導官一人を置く。

2 総務課の企画官は、職員の安全及び衛生に関する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

3 企画調整課及び業務調整課の企画官は、命を受けて、国有林野事業の業務の実施に関する事項及び国有林野事業における情報処理に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

4 監査官は、命を受けて、国有林野事業の監査に関する事務を行う。

5 森林情報指導官は、国有林野の森林資源に係る情報処理に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

(計画保全部に置く課等)

第四百三十二条 計画保全部に、次の三課及び森林生態系保全センター（北海道森林管理局、東北森林管理局、関東森林管理局及び九州森林管理局に限る。）並びに林地保全企画官、流域管理指導官、野生鳥獣管理指導官、治山技術専門官及び専門官それぞれ一人を置く。

(計画保全部に置く課等)

治山課
保全課
計画課

2 前項に掲げるもののほか、北海道森林管理局の計画保全部に調査官二人、生態系管理指導官三人及び自然遺産保全調整官一人を、東北森林管理局の計画保全部に生態系管理指導官三人及び自然遺産保全調整官一人を、中部森林管理局の計画保全部に生態系管理指導官一人を、近畿中国森林管理局の計画保全部に国有林野総合利用推進官一人を、九州森林管理局の計画保全部に企画官一人、生態系管理指導官三人及び自然遺産保全調整官二人を置く。
 (計画課の所掌事務)

第四百三十二条 計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国有林野の経営計画の作成に関すること（管理・経営計画の樹立及び国有林野事業の業務の実施に関する計画の作成に関すること並びに別表第三の管轄区域の欄に掲げる区域における国有林野に係る生態系の保全の実施に関することを除く。）。
- 二 国有林野の存廃区分に関すること。

(保全課の所掌事務)

第四百三十三条 保全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国有林野の森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関すること。
- 二 国有林野の活用に関すること（国有林野における分収造林及び分収育林に関することを除く。）。
- 三 国有林野その他森林管理局所属の国有財産の管理及び処分に関すること。

第四百三十四条から第四百四十三条まで 削除

(治山課の所掌事務)

第四百四十四条 治山課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 保安林に関すること。
- 二 森林治水事業の実施に関すること。
- 三 林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施に関すること。

2 九州森林管理局の治山課の所掌事務のうち沖縄県の区域に係るものについての前項の規定の適用については、同項第二号中「森林治水事業の実施に関する」とあるのは、「森林治水事業を実施すること」とする。

(森林生態系保全センター)

第四百四十五条 森林生態系保全センターの名称、位置及び管轄区域は、別表第三のとおりとする。

2 森林生態系保全センターは、別表第三の管轄区域の欄に掲げる区域における国有林野に係る生態系の保全の実施に関する事務をつかさどる。

第四百四十六条 林地保全企画官は、盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に伴う災害の防止に関する事項その他の災害対策に係る林地保全に配慮した森林施業に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

(流域管理指導官の職務)

第四百四十六条の二 流域管理指導官は、国有林野に係る流域管理システムに関する企画、連絡調整及び指導に関する事務をつかさどる。

(野生鳥獣管理指導官の職務)

第四百四十六条の三 野生鳥獣管理指導官は、国有林野の保護に関する専門技術上の事項についての企画及び指導に関する事項についての指導に関する事務を行う。

(治山技術専門官の職務)

第四百四十七条 治山技術専門官は、治山事業に関する専門技術上の事項についての企画及び指導に関する事務を行う。

(計画保全部の専門官の職務)

第四百四十八条 専門官は、林野及び林地荒廃防止施設の灾害の予防及び復旧に関する事務を行う。

(調査官の職務)

第四百四十九条 調査官は、命を受けて、計画保全部の所掌事務のうち森林管理局長が指定する事務を整理する。

(計画保全部の企画官の職務)

第四百五十条 企画官は、国有林野その他森林管理局所属の国有財産の管理及び処分に関する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

(国有林野総合利用推進官の職務)

第四百五十一条 生態系管理指導官は、命を受けて、貴重な野生動植物の生息地又は生育地の保護その他の自然環境の保全に配慮した管理を行う必要がある国有林における自然環境の継続的な把握、植生の復元その他の当該国有林の自然環境の保全に配慮した管理に必要な措置に関する企画及び指導に関する事務を行う。

(自然遺産保全調整官の職務)

第四百五十二条 自然遺産保全調整官は、命を受けて、国有林野に係る森林施業に関する事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行ふ。

(計画調整官、企画官、森林施業調整官、測定技術指導官、鑑定官、設計指導官、災害対策分析官、災害対策専門官及び流域保全治山対策専門官)

第四百五十三条

北海道森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官二人を、同部保全課に企画官一人及び鑑定官二人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、東北森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人、災害対策専門官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、近畿中国森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人及び森林施業調整官一人を、同部治山課に設計指導官一人、企画官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官一人、災害対策分析官一人、災害対策専門官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、四国森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に企画官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官一人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、九州森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に企画官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人、災害対策専門官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置く。

削除

計画調整官は、命を受けて、国有林野の經營計画の作成に関する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

計画課の企画官は、生物の多様性の保全及び地球温暖化の防止の観点からの森林資源に関する評価に関する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

森林施業調整官は、命を受けて、国有林野に係る森林施業に関する事項についての企画及び連絡調整を要する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

森 6
林施業調整官は、命を受けて、国有林野その他森林管理局所属の国有財産の鑑定評価に関する事務を行なう。

森 5
林施業調整官は、命を受けて、国有林野の治山事業及び国営に係る民有林野の治山事業の工事の設計に関する専門技術上の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行なう。

森 4
林施業調整官は、命を受けて、国有林野の治山事業及び国営に係る民有林野の治山事業の実施に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行なう。

森 3
林施業調整官は、命を受けて、国有林野の治山事業及び国営に係る民有林野の治山事業の実施に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行なう。

森 2
林施業調整官は、命を受けて、国有林野の治山事業及び国営に係る民有林野の治山事業の実施に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行なう。

森 1
林施業調整官は、命を受けて、国有林野の治山事業及び国営に係る民有林野の治山事業の実施に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行なう。

第四百六十九条 森林整備部に、次の三課及び森林技術・支援センター並びに企画官六人（東北森林管理局にあつては四人）を置く。
官二人（東北森林管理局にあつては三人、関東森林管理局にあつては八人、関東森林管理局及び九州森林管理局にあつては七人）及び自然再生指導官一人を置く。

森林整備課等

第四百五十四条から第四百六十八条まで 削除

（森林整備部に置く課等）

第四百六十九条 森林整備部に、次の三課及び森林技術・支援センター並びに企画官六人（東北森林管理局にあつては三人、関東森林管理局にあつては八人、関東森林管理局及び九州森林管理局にあつては七人）及び自然再生指導官一人を置く。

森林整備第一課

森林整備第二課

森林整備第三課

森林整備第四課

森林整備第五課

森林整備第六課

森林整備第七課

森林整備第八課

森林整備第九課

森林整備第十課

森林整備第十一課

森林整備第十二課

森林整備第十三課

森林整備第十四課

森林整備第十五課

森林整備第十六課

森林整備第十七課

森林整備第十八課

森林整備第十九課

森林整備第二十課

森林整備第二十一課

森林整備第二十二課

森林整備第二十三課

森林整備第二十四課

森林整備第二十五課

森林整備第二十六課

森林整備第二十七課

森林整備第二十八課

森林整備第二十九課

森林整備第三十課

森林整備第三十一課

森林整備第三十二課

森林整備第三十三課

森林整備第三十四課

森林整備第三十五課

森林整備第三十六課

森林整備第三十七課

森林整備第三十八課

森林整備第三十九課

森林整備第四十課

森林整備第四十一課

森林整備第四十二課

森林整備第四十三課

森林整備第四十四課

森林整備第四十五課

森林整備第四十六課

森林整備第四十七課

森林整備第四十八課

森林整備第四十九課

森林整備第五十課

森林整備第五十一課

森林整備第五十二課

森林整備第五十三課

森林整備第五十四課

森林整備第五十五課

森林整備第五十六課

森林整備第五十七課

森林整備第五十八課

森林整備第五十九課

森林整備第六十課

森林整備第六十一課

森林整備第六十二課

森林整備第六十三課

森林整備第六十四課

森林整備第六十五課

森林整備第六十六課

森林整備第六十七課

森林整備第六十八課

森林整備第六十九課

森林整備第七十課

森林整備第七十一課

森林整備第七十二課

森林整備第七十三課

森林整備第七十四課

森林整備第七十五課

森林整備第七十六課

森林整備第七十七課

森林整備第七十八課

森林整備第七十九課

森林整備第八十課

森林整備第八十一課

森林整備第八十二課

森林整備第八十三課

森林整備第八十四課

森林整備第八十五課

森林整備第八十六課

森林整備第八十七課

森林整備第八十八課

森林整備第八十九課

森林整備第九十課

森林整備第九十一課

森林整備第九十二課

森林整備第九十三課

森林整備第九十四課

森林整備第九十五課

森林整備第九十六課

森林整備第九十七課

森林整備第九十八課

森林整備第九十九課

森林整備第一百課

森林整備第一百一課

森林整備第一百二課

森林整備第一百三課

森林整備第一百四課

森林整備第一百五課

森林整備第一百六課

森林整備第一百七課

森林整備第一百八課

森林整備第一百九課

森林整備第一百十課

森林整備第一百十一課

森林整備第一百十二課

森林整備第一百十三課

森林整備第一百十四課

森林整備第一百十五課

森林整備第一百六課

森林整備第一百七課

森林整備第一百八課

森林整備第一百九課

森林整備第一百十課

森林整備第一百十一課

森林整備第一百十二課

森林整備第一百十三課

森林整備第一百十四課

森林整備第一百十五課

森林整備第一百十六課

森林整備第一百十七課

森林整備第一百十八課

森林整備第一百十九課

森林整備第一百二十課

森林整備第一百二十一課

森林整備第一百二十二課

森林整備第一百二十三課

森林整備第一百二十四課

森林整備第一百二十五課

森林整備第一百二十六課

森林整備第一百二十七課

森林整備第一百二十八課

森林整備第一百二十九課

森林整備第一百三十課

森林整備第一百三十一課

森林整備第一百三十二課

森林整備第一百三十三課

森林整備第一百三十四課

森林整備第一百三十五課

森林整備第一百三十六課

森林整備第一百三十七課

森林整備第一百三十八課

森林整備第一百三十九課

森林整備第一百四十課

森林整備第一百四十一課

森林整備第一百四十二課

森林整備第一百四十三課

森林整備第一百四十四課

森林整備第一百四十五課

森林整備第一百四十六課

森林整備第一百四十七課

森林整備第一百四十八課

森林整備第一百四十九課

森林整備第一百五十課

森林整備第一百五十一課

森林整備第一百五十二課

森林整備第一百五十三課

森林整備第一百五十四課

森林整備第一百五十五課

森林整備第一百五十六課

森林整備第一百五十七課

森林整備第一百五十八課

森林整備第一百五十九課

森林整備第一百六十課

森林整備第一百七十課

森林整備第一百七十一課

森林整備第一百七十二課

森林整備第一百七十三課

森林整備第一百七十四課

森林整備第一百七十五課

森林整備第一百七十六課

森林整備第一百七十七課

森林整備第一百七十八課

森林整備第一百七十九課

森林整備第一百八十課

森林整備第一百八十一課

森林整備第一百八十二課

森林整備第一百八十三課

森林整備第一百八十四課

森林整備第一百八十五課

森林整備第一百八十六課

森林整備第一百八十七課

森林整備第一百八十八課

森林整備第一百八十九課

森林整備第一百九十課

森林整備第一百二十課

三 民有林野の造林及び森林の経営の指導の実施に關すること（国有林野を利用して行うものを除く。）。

四 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に關すること。

2 九州森林管理局の技術普及課の所掌事務のうち沖縄県の区域に係るものについての前項の規定の適用については、同項第三号中「森林の経営についての技術相談を実施すること」とあるのは、「森林の經營についての技術相談を実施すること」とする。

（北海道森林管理局の森林整備第一課の所掌事務）

第四百七十三条 北海道森林管理局の森林整備第一課は、第四百七十条各号に掲げる事務（森林整備第二課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（北海道森林管理局の森林整備第二課の所掌事務）

第四百七十四条 北海道森林管理局の森林整備第二課は、国有林野の林道の開設及び改良に関する事務をつかさどる。

（北海道森林管理局の資源活用第一課の所掌事務）

第四百七十五条 北海道森林管理局の資源活用第一課は、第四百七十二条の事務（資源活用第二課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（北海道森林管理局の資源活用第二課の所掌事務）

第四百七十六条 北海道森林管理局の資源活用第二課は、国有林野の製品の有効活用に関する事務をつかさどる。

第四百七十七条から第四百八十条まで 削除

（森林技術・支援センターの所掌事務）

第四百八十二条 森林技術・支援センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国有林野を利用して行う技術の開発、指導及び普及に關すること。

二 国有林野を利用して行う民有林野の造林及び森林の経営の指導の実施に關すること。

2 九州森林管理局の森林技術・支援センターの所掌事務のうち沖縄県の区域に係るものについての前項の規定の適用については、同項第二号中「森林の経営の指導の実施に關すること」とあるのは、「森林の経営についての技術相談を実施すること」とする。

（森林整備部の企画官の職務）

第四百八十三条 企画官は、命を受けて、国有林野の產物及び製品の販売並びに間伐その他の国有林野の森林の整備の実施に關する事項、国有林野事業における技術開発並びに民有林野の造林及び森林の経営の指導の実施に關する事項のうち森林管理局長が指定する事項並びに国有林野を活用して特定非営利活動法人等が行う自然再生、生物の多様性の保全その他の取組並びに教育職員等が行う森林の有する多面的機能の発揮に關する教育及び學習に対する技術的な指導その他の支援に關する事項についての企画、連絡調整及び指導に關する事務を行う。

（自然再生指導官の職務）
（上席自然再生指導官の職務）
（上席自然再生指導官の職務）
（上席自然再生指導官は、命を受けて、前条の事務を行い、及び同条の事務を整理する。
（設計指導官及び企画官）

第四百八十五条 北海道森林管理局の森林整備部森林整備第二課に設計指導官二人を、同部技術普及課に企画官一人を置き、東北森林管理局の森林整備部森林整備課に設計指導官一人を、同部技術普及課に企画官一人を置き、関東森林管理局の森林整備部森林整備課に設計指導官一人を、同部技術普及課に企画官一人を置き、中部森林管理局の森林整備部森林整備課に設計指導官一人及び企画官一人を、同部技術普及課に企画官一人を置き、近畿中国森林管理局の森林整備部森林整備課に設計指導官一人を、同部技術普及課に企画官一人を置き、四国森林管理局の森林整備部森林整備課に設計指導官一人を、同部技術普及課に企画官一人を置く。

2 設計指導官は、命を受けて、国有林野の林道事業の工事の設計に關する専門技術上の事項についての指導に關する事務を行なう。

3 森林整備課の企画官は、国有林野の環境の改善を図る観点からの埋設物の保全その他の管理、処理並びにその他必要な情報の収集及び提供に關する事項についての企画及び連絡調整に關する事務を行なう。

4 技術普及課の企画官は、国有林野と一体として整備及び保全を行なうことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に關する事項についての企画及び連絡調整に關する事務を行なう。

第四百八十六条から第五百四条まで 削除

（森林管理署の名称、位置及び管轄区域）

第五百五一条 森林管理署の名称、位置及び管轄区域は、別表第四のとおりとする。

2 林産物の運搬設備の管理その他二以上の森林管理署の管轄区域にわたる事項に關して必要があるときは、森林管理局長がその管轄森林管理署を指定することができる。

（森林管理署の所掌事務）

第五百六一条 森林管理署は、森林管理局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

1 国有林野の造林、林道の開設及び改良その他の森林の整備を行うこと。

2 国有林野の森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護を行うこと。

3 国有林野の産物及び製品の生産及び処分を行うこと。

- 四　国有林野を活用すること。
- 五　国有林野その他森林管理所所属の国有財産の管理及び処分を行うこと。
- 六　森林及び林業に関する知識の普及を行うこと。
- 七　民有林野の造林及び森林の経営の指導を実施すること。
- 八　国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全を行ふこと。
- 九　森林治水事業を実施すること。
- 十　林野の保全に係る地すべり防止に関する事業を実施すること。
- 2　森林管理署の所掌事務のうち沖縄県の区域に係るものについての前項の規定の適用については、同項第七号中「森林の経営の指導」とあるのは、「森林の経営についての技術相談」とする。
- (次長)
- 第五百七条** 森林管理署に、次長一人を置く。
- 2　次長は、森林管理署長を助け、森林管理署の事務を整理する。
- 第五百八条から第五百一十三条まで 削除**
- (森林管理署の支署の名称、位置及び管轄区域)
- 第五百二十四条** 森林管理署の支署の名称、位置及び管轄区域は、別表第五のとおりとする。
- 第五百三十二条** 林産物の運搬設備の管理その他二以上の森林管理署の支署の管轄区域にわたる事項又は森林管理署と森林管理署の支署の管轄区域にわたる事項に関する必要があるときは、森林管理局長がその管轄森林管理署又は森林管理署の支署を指定することができる。
- 第五百二十五条から第五百三十条まで 削除**
- 第三節 水産庁**
- 第一款 内部部局**
- 第一目 漁政部**
- (船舶管理室並びに業務改革推進専門官、情報管理専門官、管理官、危機管理・災害対応専門官、船舶管理官及び船員管理官)
- 第五百三十三条** 漁政課に、船舶管理室並びに業務改革推進専門官一人、情報管理専門官一人、管理官三人、危機管理・災害対応専門官一人、船舶管理官一人及び船員管理官一人を置く。
- 2　船舶管理室は、水産庁の船舶及びこれらの船舶に係る船員に関する事務の総括に関する事務をつかさどる。
- 3　船舶管理室に、室長を置く。
- 4　業務改革推進専門官は、水産庁の所掌に係る業務改革の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
- 5　情報管理専門官は、水産庁の所掌事務に係る行政文書に記録された情報の管理に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。
- 6　船舶管理室は、命を受けて、職員の人事管理若しくは予算及び決算に関する重要事項についての企画及び連絡調整又は漁業調整事務所の所掌事務の運営に関する事務を行う。
- 7　危機管理・災害対応専門官は、水産庁の所掌に係る事業に関する災害その他の事故への対処に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。
- 8　船舶管理官は、水産庁の船舶に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。
- 9　船員管理官は、水産庁の船舶に係る船員に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。
- (水産業体質強化推進室並びに企画官及び新規就業専門官)
- 第五百三十二条** 企画課に、水産業体質強化推進室並びに企画官一人及び新規就業専門官一人を置く。
- 2　水産業体質強化推進室は、水産業の体質の強化に関する総合的な企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
- 3　水産業体質強化推進室に、室長を置く。
- 4　企画官は、命を受けて、企画課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち水産庁長官が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。
- 5　新規就業専門官は、漁業への新規就業に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。
- (指導室)
- 第五百三十三条** 水産經營課に、指導室を置く。
- 2　指導室は、漁業協同組合その他の水産業者の協同組織の発達に関する事務(協同組合等検査に係ることを除く。)をつかさどる。
- 3　指導室に、室長を置く。
- (水産流通適正化推進室及び水産物貿易対策室並びに水産加工専門官、水産流通指導官、漁獲証明専門官、水産物貿易交渉官及び輸出証明指導官)
- 第五百三十四条** 加工流通課に、水産流通適正化推進室及び水産物貿易対策室並びに水産加工専門官、水産流通指導官、漁獲証明専門官、水産物貿易交渉官及び輸出証明指導官それぞれ一人を置く。
- 1　特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和二年法律第七十九号)の施行に関する事務(消費・安全局の所掌に属するものを除く。)。
- 2　持続可能な方法で生産された水産物に係る消費者の選択の機会の拡大に関する事務。
- 3　水産流通適正化推進室に、室長を置く。

- 水産物貿易対策室は、水産物についての輸出入並びに関税及び国際協定に関する事務（水産流通適正化推進室及び国際課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
- 水産物貿易対策室に、室長を置く。
- 水産加工専門官は、水産加工業に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
- 水産流通指導官は、水産物の流通及び消費の改善に関する専門の事項についての企画及び指導に関する事務（水産流通適正化推進室の所掌に属するものを除く。）を行う。
- 漁獲証明専門官は、漁獲証明（漁業に関する法令に基づき適正な採捕が行われた漁獲物であることに係る証明）に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務（水産流通適正化推進室の所掌に属するものを除く。）を行う。
- 水産物貿易交渉官は、水産物の貿易に関する外国との交渉に関する事項についての企画及び連絡調整に関する事務（水産流通適正化推進室の所掌に属するものを除く。）を行う。
- 輸出証明指導官は、水産物の輸入に関する証明を求める制度を有する国又は地域への水産物の輸出に係る証明に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務（水産流通適正化推進室の所掌に属するものを除く。）を行う。
- （数理官、漁船保険指導官及び漁業共済指導官）
- 第五百三十五条** 漁政部に、数理官一人、漁船保険指導官一人を置く。
- 数理官は、命を受けて、漁業保険管理官のつかさどる職務のうち漁船損害等補償及び漁業災害補償の数理及び統計についての企画に関するものを助ける。
- 漁船保険指導官は、漁業保険管理官のつかさどる職務のうち漁船損害等補償に関する専門技術上の事項についての指導及び調査に関するものを助ける。
- 漁業共済指導官は、漁業保険管理官のつかさどる職務のうち漁業災害補償に関する専門技術上の事項についての指導及び調査に関するものを助ける。
- 第二回 資源管理部**
- 第五百三十六条** 削除
- （資源管理推進室及び沿岸・遊漁室並びに資源管理指導官、漁業調整官、首席漁業調整官、漁業復興推進官、操業指導調整官、国際漁業管理官、漁場管理対策官、釣人専門官及び特定水産動植物対策官）
- 第五百三十七条** 管理調整課に、資源管理推進室及び沿岸・遊漁室並びに資源管理指導官三人、漁業調整官四人、首席漁業調整官一人、漁業復興推進官一人、操業指導調整官二人、国際漁業管理官一人、漁場管理対策官一人、釣人専門官一人及び特定水産動植物対策官一人を置く。
- 資源管理推進室は、海洋生物資源の保存及び管理に関する事務をつかさどる。
- 資源管理推進室に、室長を置く。
- 沿岸・遊漁室は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 沿岸及び内水面における漁業の指導及び監督（取締りを除く。次条第二項第一号及び第四項第一号において同じ。）に関すること（漁獲監理官の所掌に属するものを除く。）。
 - 二 遊漁船業の発達、改善及び調整に関すること。
 - 三 沿岸・遊漁室に、室長を置く。
- 沿岸・遊漁室に、室長を置く。
- 資源管理指導官は、命を受けて、漁業の調整及び漁場の利用関係の調整に関する事項についての企画及び連絡調整を行う。
- 漁業調整官は、命を受けて、漁業の調整及び漁場の利用関係の調整に関する事項についての企画及び連絡調整を行う。
- 首席漁業調整官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び同項の事務を総括する。
- 漁業復興推進官は、管理調整課の所掌事務に係る東日本大震災による被害を受けた地域の漁業の復興のための施策の実施の推進に関する事項についての指導及び連絡調整に関する事務を行う。
- 操業指導調整官は、命を受けて、放射性物質による水産動植物への影響を踏まえた観点からの漁業の操業についての指導及び連絡調整に関する事務を行う。
- 国際漁業管理官は、我が国周辺の水域における外國漁船の操業による我が国漁業者への影響を踏まえた観点からの漁業の操業についての指導及び連絡調整に関する事務を行う。
- 漁場管理対策官は、漁場の管理に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。
- 釣人専門官は、釣りその他の方法により遊漁をする者に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う（漁獲監理官の所掌に属するものを除く。）。
- 特定水産動植物対策官は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百三十二条第一項に規定する特定水産動植物の密漁の防止に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う（漁獲監理官の所掌に属するものを除く。）。
- （捕鯨室、かつお・まぐろ漁業室及び海外漁業協力室並びに漁業交渉官、国際専門官、国際訟務官、捕鯨調整官、かつお・まぐろ漁業企画官及び海外まぐろ・かじき情報調整官）
- 第五百三十八条** 国際課に、捕鯨室、かつお・まぐろ漁業室及び海外漁業協力室並びに漁業交渉官一人、国際専門官五人、国際訟務官一人、捕鯨調整官一人、かつお・まぐろ漁業企画官一人及び海外まぐろ・かじき情報調整官一人を置く。
- 捕鯨室は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 捕鯨業及び海獣猟業に関する国際協定に関する事務（漁獲監理官の所掌に属するものを除く。）。
 - 二 捕鯨業及び海獣猟業の指導及び監督に関する事務（漁獲監理官の所掌に属するものを除く。）。
 - 三 捕鯨室に、室長を置く。
 - 四 かつお・まぐろ漁業室は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 五 かつお・まぐろ漁業に関する国際協定に関する事務（漁獲監理官の所掌に属するものを除く。）。
 - 六 かつお・まぐろ漁業の指導及び監督に関する事務（漁獲監理官の所掌に属するものを除く。）。
 - 七 かつお・まぐろ漁業室に、室長を置く。

海外漁業協力室は、水産庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務をつかさどる。

海外漁業協力室に、室長を置く。

漁業交渉官は、命を受けて、漁業に関する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

国際専門官は、命を受けて、国際課の所掌事務に關し水産庁長官が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

国際訟務官は、漁業に関する国際協定に係る訴訟に関する事務を行う。

捕鯨調整官は、商業捕鯨に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う（漁獲監理官の所掌に属するものを除く）。

かつお・まぐろ漁業企画官は、かつお・まぐろ漁業に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う（漁獲監理官の所掌に属するものを除く）。

海外まぐろ・かじき情報調整官は、輸入されるまぐろ及びかじきに関する情報の収集及び分析並びに連絡調整に関する事務を行う。

(外国漁船対策室並びに漁業監督指導官、上席漁業監督指導官、情報分析管理官、外国漁船取締企画官及び安全操業調整官)

第五百三十九条 漁業取締課に、**外国漁船対策室並びに漁業監督指導官三十三人、上席漁業監督指導官三人、情報分析管理官一人、外国漁船取締企画官一人及び安全操業調整官一人**を置く。

外国漁船対策室は、**外国漁船の取締りに関する総合的な企画及び立案並びに連絡調整に関する事務をつかさどる。**

外國漁船対策室に、室長を置く。

漁業監督指導官は、命を受けて、漁業の取締りに関する専門技術上の事項についての指導に関する事務を行う。

上席漁業監督指導官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び同項の事務の一部を総括する。

情報分析管理官は、漁業の取締りに関する情報の収集及び分析並びに連絡調整に関する事務を行なう。

安全操業調整官は、命を受けて、我が國漁業者の安全な操業のために必要な事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行なう。

(漁獲監理専門官)

第五百三十九条の二 資源管理部に、漁獲監理専門官十四人を置く。

漁獲監理専門官は、命を受けて、漁獲監理官のつかさどる職務のうち特定水産資源の漁獲の指導及び監督に関するもの助ける。

(海洋技術室並びに研究管理官、水産研究専門官、漁業構造改革推進官、漁船国際専門官及び漁船検査官)

第五百四十一条 研究指導課に、**海洋技術室並びに研究管理官四人、水産研究専門官一人、漁業構造改革推進官一人、漁船国際専門官一人及び漁船検査官二人**を置く。

海洋技術室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　水産に関する技術に係る試験及び研究に関する事務。

二　水産に関する技術の改良及び発達に関する事務。

海洋技術室に、室長を置く。

研究管理官は、命を受けて、研究指導課の所掌事務に關し水産庁長官が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

(生態系保全室並びに資源技術専門官及び資源評価高度化専門官)

第五百四十二条 漁場資源課に、**生態系保全室並びに資源技術専門官及び資源評価高度化専門官**それぞれ一人を置く。

生態系保全室は、漁業に係る生態系の保全に関する試験及び研究に関する事務をつかさどる。

生長室に、室長を置く。

資源研究専門官は、研究指導課の所掌事務のうち放射性物質による水産動植物への影響に関する試験及び研究に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

漁業構造改革推進官は、漁船に係る漁業の構造改革の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

漁船国際専門官は、漁船に関する技術に係る国際関係事務に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

漁船検査官は、命を受けて、漁船の検査に関する事務を行う。

(生態系保全室並びに資源技術専門官及び資源評価高度化専門官)

第五百四十二条 漁場資源課に、**生態系保全室並びに資源技術専門官及び資源評価高度化専門官**それぞれ一人を置く。

生態系保全室は、漁業に係る生態系の保全に関する試験及び研究に関する事務をつかさどる。

生長室に、室長を置く。

栽培養殖専門官は、栽培養殖課の所掌事務に關し水産庁長官が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

栽培養殖復旧専門官は、栽培漁業及び養殖業の用に供する施設に関する災害復旧事業及びこれらの漁業の経営の再建に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

養殖国際専門官は、栽培養殖課の所掌事務に關する国際関係事務に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

(内水面漁業振興室並びに栽培養殖専門官、栽培養殖復旧専門官、養殖国際専門官及び陸上養殖専門官)

第五百四十二条 栽培養殖課に、**内水面漁業振興室並びに栽培養殖専門官、栽培養殖復旧専門官、養殖国際専門官及び陸上養殖専門官**それぞれ一人を置く。

内水面漁業振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　内水面漁業の振興に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事務。

二　内水面漁業振興室に、室長を置く。

2

前項に規定する事務のほか、次の各号に掲げる漁業調整事務所は、当該各号に掲げる事務を分掌する。

一 仙台漁業調整事務所 太平洋広域漁業調整委員会に関する事務（仙台漁業調整事務所の管轄区域のみに係るものに限る。）

二 新潟漁業調整事務所 日本海・九州西広域漁業調整委員会に関する事務（新潟漁業調整事務所の管轄区域のみに係るものに限る。）

三 境港漁業調整事務所 日本海・九州西広域漁業調整委員会に関する事務（境港漁業調整事務所の管轄区域のみに係るものに限る。）

四 瀬戸内海漁業調整事務所 沿岸漁業の振興及び漁場の保全の指導に関する事務、瀬戸内海に関する水産関係資料の収集及び整理並びに瀬戸内海の水産に関する調査に関する事務（瀬戸内海に関する事務並びに瀬戸内海に関する水産関係資料の収集及び整理並びに瀬戸内海の水産に関する調査に関する事務）

五 九州漁業調整事務所 漁業法第百八十三条の規定による漁業の免許に関する事務、沿岸漁業の振興及び漁場の保全の指導に関する事務、日本海・九州西広域漁業調整委員会に関する事務（九州漁業調整事務所の管轄区域のみに係るものに限る。）並びに玄海及び有明海に関する水産関係資料の収集及び整理並びに玄海及び有明海の水産に関する調査に関する事務（次長）

第五百四十九条 北海道漁業調整事務所、新潟漁業調整事務所及び境港漁業調整事務所の事務を整理する。

2 次長は、所長を助け、漁業調整事務所の事務を整理する。

（北海道漁業調整事務所に置く課等）

第五百五十一条 北海道漁業調整事務所に、次の二課並びに漁業監督指導官十六人、上席漁業監督指導官一人、安全操業調整官一人及び資源管理推進官一人を置く。

資源課

（資源課の所掌事務）

第五百五十二条 資源課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 海洋生物資源の保存及び管理に関すること（漁業監督課及び資源管理推進官の所掌に属するものを除く。）。

二 大臣許可漁業（基地式捕鯨業、母船式捕鯨業及びかつお・まぐろ漁業を除く。）の許可に関すること。

三 内水面漁業の振興に関すること。

（漁業監督課の所掌事務）

第五百五十三条 漁業監督課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 漁業の取締りその他漁業調整に関すること（漁業監督指導官、上席漁業監督指導官及び安全操業調整官の所掌に属するものを除く。）。

二 外国人漁業の規制に関する法律の規定に基づく外国漁船の寄港の許可に関すること。

（漁業監督指導官の職務）

第五百五十四条 漁業監督指導官は、命を受けて、漁業の取締りに関する専門技術上の事項についての指導に関する事務をつかさどる。

（上席漁業監督指導官の職務）

第五百五十五条 上席漁業監督指導官は、命を受けて、前条の事務を行い、及び同条の事務を総括する。

（安全操業調整官の職務）

第五百五十六条 安全操業調整官は、我が国漁業者の安全な操業のために必要な事項についての連絡調整（漁業取締りの業務に使用する船舶により行うものに限る。）に関する事務をつかさどる。

（資源管理推進官の職務）

第五百五十七条 資源管理推進官は、水産資源の管理についての企画及び連絡調整に関する事務をつかさどる。

（外国漁船管理官）

第五百五十八条 漁業監督課に、外国漁船管理官一人を置く。

2 外國漁船管理官は、外國漁船の寄港に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務をつかさどる。

（仙台漁業調整事務所に置く課等）

第五百五十九条 仙台漁業調整事務所に、次の二課並びに漁業監督指導官七人及び資源管理推進官一人を置く。

資源課

（資源課の所掌事務）

第五百六十一条 資源課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 海洋生物資源の保存及び管理に関すること（漁業監督課及び資源管理推進官の所掌に属するものを除く。）。

二 大臣許可漁業（基地式捕鯨業、母船式捕鯨業及びかつお・まぐろ漁業を除く。）の許可に関すること。

三 太平洋広域漁業調整委員会に関すること（仙台漁業調整事務所の管轄区域のみに係るものに限り、漁業監督課及び資源管理推進官の所掌に属するものを除く。）。

四 内水面漁業の振興に関すること。

漁業監督課

（資源課の所掌事務）

(漁業監督課の所掌事務)

第五百五十六条 漁業監督課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 漁業の取締りその他漁業調整に関すること（漁業監督指導官の所掌に属するものを除く。）。
- 二 外国人漁業の規制に関する法律の規定に基づく外国漁船の寄港の許可に関すること。

(漁業監督指導官の職務)

第五百五十七条 漁業監督指導官は、命を受けて、第五百五十三条の事務をつかさどる。

(資源管理推進官の職務)

第五百五十七条の二 資源管理推進官は、第五百五十四条の事務をつかさどる。

(新潟漁業調整事務所に置く課等)

第五百五十九条 新潟漁業調整事務所に、次の二課並びに漁業監督指導官七人、上席漁業監督指導官一人、安全操業調整官二人及び資源管理推進官一人を置く。

資源課
漁業監督課

(資源課の所掌事務)

第五百五十九条の二 資源課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 海洋生物資源の保存及び管理に関すること（漁業監督課及び資源管理推進官の所掌に属するものを除く。）。
- 二 大臣許可漁業（基地式捕鯨業、母船式捕鯨業及びかつお・まぐろ漁業を除く。）の許可に関すること。
- 三 日本海・九州西広域漁業調整委員会に関すること（新潟漁業調整事務所の管轄区域のみに係るものに限り、漁業監督課及び資源管理推進官の所掌に属するものを除く。）。
- 四 内水面漁業の振興に関すること。

(漁業監督課の所掌事務)

第五百五十九条の三 漁業監督課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 漁業の取締りその他漁業調整に関すること（漁業監督指導官、上席漁業監督指導官及び安全操業調整官の所掌に属するものを除く。）。
- 二 外国人漁業の規制に関する法律の規定に基づく外国漁船の寄港の許可に関すること。

(漁業監督指導官の職務)

第五百六十条 漁業監督指導官は、命を受けて、第五百五十三条の事務をつかさどる。

(上席漁業監督指導官の職務)

第五百六十二条 上席漁業監督指導官は、命を受けて、第五百五十三条の事務を行い、及び同条の事務を総括する。

(安全操業調整官の職務)

第五百六十二条の二 安全操業調整官は、命を受けて、第五百五十三条の三の事務をつかさどる。

(資源管理推進官の職務)

第五百六十二条の三 資源管理推進官は、第五百五十四条の事務をつかさどる。

(資源管理推進官の職務)

第五百六十三条 境港漁業調整事務所に置く課等（境港漁業調整事務所に置く課等）

第五百六十三条 境港漁業調整事務所に、次の二課並びに業務推進専門官一人、漁業監督指導官十三人、上席漁業監督指導官一人及び資源管理推進官一人を置く。

資源課
漁業監督課

(資源課の所掌事務)

第五百六十三条の二 資源課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 海洋生物資源の保存及び管理に関すること（漁業監督課及び資源管理推進官の所掌に属するものを除く。）。
- 二 大臣許可漁業（基地式捕鯨業、母船式捕鯨業及びかつお・まぐろ漁業を除く。）の許可に関すること。
- 三 日本海・九州西広域漁業調整委員会に関すること（境港漁業調整事務所の管轄区域のみに係るものに限り、漁業監督課及び資源管理推進官の所掌に属するものを除く。）。
- 四 内水面漁業の振興に関すること。

(漁業監督課の所掌事務)

第五百六十三条の三 漁業監督課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 漁業の取締りその他漁業調整に関すること（漁業監督指導官及び上席漁業監督指導官の所掌に属するものを除く。）。
- 二 外国人漁業の規制に関する法律の規定に基づく外国漁船の寄港の許可に関すること。

(業務推進専門官の職務)

第五百六十三条の四 業務推進専門官は、命を受けて、境港漁業調整事務所の所掌事務に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務をつかさどる。

(漁業監督指導官の職務)

第五百六十四条 漁業監督指導官は、命を受けて、第五百五十三条の事務をつかさどる。

(上席漁業監督指導官の職務)

第五百六十五条 上席漁業監督指導官は、命を受けて、第五百五十三条の事務を行い、及び同条の事務を総括する。

(資源管理推進官の職務)

第五百六十六条 資源管理推進官は、第五百五十四条の事務をつかさどる。

(瀬戸内海漁業調整事務所に置く課等)

第五百六十七条 瀬戸内海漁業調整事務所に、次の四課並びに漁業監督指導官三人、上席漁業監督指導官一人、資源管理推進官二人及び漁船検査官一人を置く。

総務課

調整課

資源課

漁業監督課

(総務課の所掌事務)

第五百六十八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 漁業調整事務所の所掌事務に関する総合調整に関する事。
- 二 広報に関する事。
- 三 所長の官印及び所印の保管に関する事。
- 四 職員の人事並びに教養及び訓練に関する事。
- 五 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。
- 六 情報の公開に関する事。
- 七 経費及び収入の予算、決算及び会計に関する事。
- 八 国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関する事。
- 九 職員の福利厚生に関する事。
- 十 院内の管理に関する事。
- 十一 前各号に掲げるもののほか、漁業調整事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(調整課の所掌事務)

第五百六十九条 調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 漁業の指導その他漁業調整に関する事。(漁業監督課並びに漁業監督指導官及び上席漁業監督指導官の所掌に属するものを除く。)。
- 二 大臣許可漁業(基地式捕鯨業、母船式捕鯨業及びかつお・まぐろ漁業を除く。)の許可に関する事。
- 三 瀬戸内海広域漁業調整委員会に関する事。(資源管理推進官の所掌に属するものを除く。)。
- 四 外国人漁業の規制に関する法律の規定に基づく外国漁船の寄港の許可に関する事。

(資源課の所掌事務)

第五百七十一条 資源課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 海洋生物資源の保存及び管理に関する事。(漁業監督課及び資源管理推進官の所掌に属するものを除く。)。
- 二 沿岸漁業の振興及び漁場の保全の指導に関する事。
- 三 水産資源の保護に関する事。
- 四 内水面漁業の振興に関する事。
- 五 瀬戸内海に関する水産関係資料の収集及び整理並びに瀬戸内海の水産に関する調査に関する事。

(漁業監督課の所掌事務)

第五百七十二条 漁業監督課は、漁業の取締りその他漁業の監督に関する事務(漁業監督指導官及び上席漁業監督指導官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(漁業監督指導官の職務)

第五百七十二条 漁業監督指導官は、命を受けて、第五百五十三条の事務をつかさどる。

(上席漁業監督指導官の職務)

第五百七十二条 上席漁業監督指導官は、命を受けて、第五百五十三条の事務を行い、及び同条の事務を総括する。

(資源管理推進官の職務)

第五百七十三条 資源管理推進官は、命を受けて、第五百五十四条の事務をつかさどる。

(漁船検査官の職務)

第五百七十四条 漁船検査官は、第五百五十八条の事務をつかさどる。

(九州漁業調整事務所に置く課等)

第五百七十五条 九州漁業調整事務所に、次の五課及び資源管理推進官一人を置く。

総務課

資源課

振興課

調整課

漁業監督課

(総務課の所掌事務)

第五百七十六条 総務課は、第五百六十八条各号に掲げる事務をつかさどる。

(資源課の所掌事務)

第五百七十七条 資源課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する事務（漁業監督課及び資源管理推進官の所掌に属するものを除く。）。

二 水産資源の保護に関する事務。

三 日本海・九州西広域漁業調整委員会に関する事務（九州漁業調整事務所の管轄区域のみに係るものに限り、調整課及び資源管理推進官の所掌に属するものを除く。）。

(振興課の所掌事務)

第五百七十八条 振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 沿岸漁業の振興及び漁場の保全の指導に関する事務。

二 内水面漁業の振興に関する事務。

三 玄海及び有明海に関する水産関係資料の収集及び整理並びに玄海及び有明海の水産に関する調査に関する事務。

(調整課の所掌事務)

第五百七十九条 調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 漁業の指導その他漁業調整に関する事務（漁業監督課の所掌に属するものを除く。）。

二 大臣許可漁業（基地式捕鯨業、母船式捕鯨業及びかつお・まぐろ漁業を除く。）の許可に関する事務。

三 漁業法第一百八十三条の規定による漁業の免許に関する事務。

四 外国人漁業の規制に関する法律の規定に基づく外国漁船の寄港の許可に関する事務。

(漁業監督課の所掌事務)

第五百八十一条 漁業監督課は、漁業の取締りその他漁業の監督に関する事務をつかさどる。

(資源管理推進官の職務)

第五百八十二条 資源管理推進官は、第五百五十四条の事務をつかさどる。

(漁業監督指導官及び上席漁業監督指導官)

第五百八十三条 漁業監督課に、漁業監督指導官三十七人及び上席漁業監督指導官一人を置く。

2 漁業監督指導官は、命を受けて、第五百五十三条の事務を行う。

3 上席漁業監督指導官は、命を受けて、第五百五十三条の事務を行い、及び同条の事務を総括する。

(農林水産省参与)

第五百八十二条 農林水産省に、農林水産省顧問を置くことができる。

2 農林水産省顧問は、農林水産省の所掌事務のうち重要な施策に参画する。

農林水産省顧問は、非常勤とする。

(農林水産省参与)

第五百八十三条 農林水産省に、農林水産省参与を置くことができる。

2 農林水産省参与は、農林水産省の所掌事務のうち重要な事項に参与する。

農林水産省参与は、非常勤とする。

(事務分掌その他組織の細目)
第四章 雜則

第五百八十四条 この省令に定めるもののほか、事務分掌その他組織の細目は、本省の内部部局にあつては官房長又は各局長（大臣官房統計部にあつては、大臣官房統計部長）、本省の施設等機関にあつては各施設等機関の長、本省の地方支分部局にあつては各地方支分部局の長、外局の内部部局にあつては各外局の長が農林水産大臣の承認を受けて定め、外局の施設等機関にあつては各施設等機関の長、外局の地方支分部局にあつては各地方支分部局の長がそれぞれその外局の長の承認を受けて定める。

附 則

(施行期日)

1 この中央省庁等改革推進本部令（次項において「本部令」という。）は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

(この本部令の効力)

2 この本部令は、その施行の日に、農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）となるものとする。

(大臣官房検査・監察部検査課検査官、出席検査官、次席検査官及び検査情報分析官の所掌事務の特例)

3 農林水産省組織令附則第一条の場合における第十七条の二第二項から第五項までの規定の適用については、同条第二項中「という。」とあるのは「という。」、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十条に規定する存続中央会（第五項において「存続中央会」という。）の業務及び会計の検査並びに株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に対する立入検査」と、同条第五項中「協同組合等検査」とあるのは「協同組合等検査、存続中央会の業務及び会計の検査並びに株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に対する立入検査」とする。

(経営局農地政策課訟務官の所掌事務の特例)

4 農林水産省組織令附則第八条の場合における第四十八条第六項の規定の適用については、同項中「という。」とあるのは、「という。」並びに農地法等の一部を改正する法律（平成二十一法律第五十七号）附則第八条第一項に規定する土地等」とする。

(地方農政局の經營・事業支援部並びに農地政策推進課並びに訟務官及び管理官の所掌事務の特例)

5 当分の間、第一百六十四条第二十二号中「国有農地等」とあるのは「国有農地等及び農地法等の一部を改正する法律（平成二十一法律第五十七号）附則第八条第一項に規定する土地等（以下「旧法国有農地等」という。）」と、第一百九十二条第三号並びに第一百九十七条第三項及び第五項中「国有農地等」とあるのは「国有農地等及び旧法国有農地等」とする。

(設置期間の特例)

6 第三百九十七条第一項の災害対策分析官及び第四百五十三条第一項の災害対策分析官は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

7 第七条第一項の原子力災害対策専門官、第二十条第一項のリスク管理専門官のうち一人、第三十一条第一項の生産専門官のうち一人、第五十一条第一項の生産専門官のうち一人、第五十七条第一項の福島復旧復興対策調整官、第六十条第一項の企画官のうち一人、東北農政局に置かれる第一百六十条第一項の企画官のうち一人、第一百九十九条第二項の福島復旧復興対策官、第二百三十三条第一項の農村復興指導官、第二百八十八条第三項の放射性物質対策調整官、東北農政局に置かれる第二百二十一條第一項の災害対策室、第三百八十八條第一項の林業労働安全衛生指導官、同項の専用林産物安全推進指導官のうち一人、第三百九十三条第一項の海岸林復旧指導官、第三百九十四条第一項の森林除染技術専門官、第三百九十六条第一項の森林環境評価調整官、第三百九十七条第一項の企画官のうち一人、同項の森林除染対策官、東北森林管理局及び関東森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官、第五百三十七条第一項の漁業復興推進官及び操業指導調整官、第五百四十条第一項の水産研究専門官、第五百四十二条第一項の栽培養殖復旧専門官、第五百四十三条第一項の漁港防災・衛生管理専門官、第五百四十四条第一項の漁港漁場専門官のうち四人並びに第五百四十五条第一項の災害査定官のうち三人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

8 第四十六条第一項の消費税対策官は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。
9 第三百九十七条第一項の企画官のうち一人、九州森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官並びに中部森林管理局、四国森林管理局及び九州森林管理局に置かれる第四百八十五条第一項の森林整備課の企画官は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。
10 近畿中国森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。
附 則 (平成一三年三月三〇日農林水産省令第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第三百四十二条第一項の改正規定は、平成十三年五月一日から施行する。

附 則 (平成一三年七月三〇日農林水産省令第一二二号)

この省令は、平成十三年八月一日から施行する。

附 則 (平成一三年九月二八日農林水産省令第一二九号)

この省令は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成一三年一二月一八日農林水産省令第一四五号)

この省令は、平成十三年十二月二十一日から施行する。

附 則 (平成一四年三月二九日農林水産省令第二四四号)

この省令は、平成十三年三月二九日から施行する。

この省令は、平成十四年三月三十一日から施行する。ただし、附則第四項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年四月一日農林水産省令第三一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年七月二九日農林水産省令第六七号）

この省令は、平成十四年八月一日から施行する。

附 則（平成一四年一〇月一日農林水産省令第八〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年四月一日農林水産省令第三六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年五月九日農林水産省令第四七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年六月二五日農林水産省令第六二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十五年七月一日から施行する。ただし、第一章第三節第一款第二目の改正規定（第一百三十四条第六号、第二百三十九条第七号及び第二百四十四条第二号に係る部分に限る。）及び第一章第三節第一款の次に一款を加える改正規定（第二百八十六条の二十三第七号及び第二百八十六条の二十八第二号に係る部分に限る。）は、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法の施行の日から施行する。（経過措置）

第十四条 この省令の施行の際に改正前のそれぞれの省令の規定により従前の農林水産省の機関に対してされている提出その他の行為とみなす。

附 則（平成一五年八月二〇日農林水産省令第八五号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第三及び別表第七の改正規定中「更埴市」を「千曲市」に改める部分は、平成十五年九月一日から施行する。

附 則（平成一五年一〇月一日農林水産省令第一一一号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第三の改正規定は、平成十五年十二月一日から施行する。

附 則（平成一五年一〇月三一日農林水産省令第一一八号）

この省令は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）の施行の日から施行する。

附 則（平成一六年一月一五日農林水産省令第三号）

この省令は、平成十六年一月十五日から施行する。

附 則（平成一六年一月三〇日農林水産省令第七七号）

この省令は、平成十六年一月一日から施行する。

附 則（平成一六年二月二四日農林水産省令第一一号）

この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

附 則（平成一六年三月二九日農林水産省令第二八号）

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年四月一日農林水産省令第三六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年四月三〇日農林水産省令第四三号）

この省令は、平成十六年五月一日から施行する。

附 則（平成一六年七月三〇日農林水産省令第六三号）

この省令は、平成十六年五月一日から施行する。ただし、第二百八十六条の四第二項の改正規定は公布の日から、別表第三関東農政局の項の改正規定は同年九月一日から、同表中国四国農政局の項の改正規定は同年九月二十一日から施行する。

この省令は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第七の改正規定中「益田郡小坂町」を「下呂市」に改める部分（公布の日）

二 别表第三関東農政局の項の改正規定中「山梨市」を「山梨市 笛吹市」に改める部分、同表九州農政局の項の改正規定、別表第四鹿児島統計・情報センターの項の改正規定及び別表第七九州の項の改正規定（平成十六年十月十二日）

三 别表第三関東農政局の項の改正規定中「北茨城市」を「北茨城市 常陸大宮市」に改める部分（平成十六年十月十六日）

附 則（平成一六年一〇月二九日農林水産省令第八三号）

五 別表第三東北農政局の項位置の欄の改正規定中「水沢市」を「奥州市」に改める部分、同項管轄区域の欄の改正規定中「水沢市 江刺市」を「奥州市」に改める部分及び同表関東農政局の項管轄区域の欄の改正規定中「甲斐市」を「甲斐市 中央市」に改める部分並びに別表第七東北の項位置の欄の改正規定及び同項管轄区域の欄の改正規定中「水沢市 花巻市」を「花巻市」に、「江刺市」を「奥州市」に改める部分 平成十八年二月二十日

六 別表第三九州農政局の項管轄区域の欄の改正規定中「菊池市」を「菊池市 合志市」に改める部分及び別表第七九州の項管轄区域の欄の改正規定中「阿蘇市」を「阿蘇市 合志市」に改める部分 平成十八年二月二十七日

附 則（平成一八年三月一日農林水産省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 別表第三北陸農政局の項管轄区域の欄の改正規定中「三方郡 遠敷郡」を「三方郡」に改める部分 平成十八年三月三日

二 別表第五北見統計・情報センターの項管轄区域の欄の改正規定中「及び常呂町」を削る部分及び同表網走統計・情報センターの項管轄区域の欄の改正規定中「斜里郡 常呂郡常呂町」を「斜里郡」に改める部分 平成十八年三月五日

三 別表第三関東農政局の項管轄区域の欄の改正規定中「中巨摩郡 北巨摩郡」を「中巨摩郡」に改める部分及び別表第七関東の項管轄区域の欄の改正規定中「甘楽郡 硼氷郡」を「甘楽郡」に改める部分 平成十八年三月十五日

四 別表第三関東農政局の項管轄区域の欄の改正規定中「中巨摩郡」を「中巨摩郡」に改める部分及び別表第七関東の項管轄区域の欄の改正規定中「甘楽郡 硼氷郡」を「甘楽郡」に改める部分 平成十八年三月十八日

五 別表第三関東農政局の項管轄区域の欄の改正規定中「東茨城郡 西茨城郡」を「東茨城郡」に改める部分 平成十八年三月十九日

六 第二百八十六条の四第一項の改正規定、別表第一の改正規定、別表第三関東農政局の項管轄区域の欄の改正規定中「今市市 河内郡 上都賀郡 塩谷郡（栗山村及び藤原町に限る。）」を「河内郡 上都賀郡」に改め、「（栗山村及び藤原町を除く。）」を削る部分及び「鴨川市」を「鴨川市 南房総市」に改める部分、同表北陸農政局の項管轄区域の欄の改正規定中「吉田郡 坂井郡」を「坂井市 吉田郡」に改める部分、同表東海農政局の改正規定、同表近畿農政局の項管轄区域の欄の改正規定中「湖南市 滋賀郡」を「湖南市」に改める部分及び「加東郡」を「加東市」に改める部分並びに同表九州農政局の項名称の欄の改正規定中「名瀬統計・情報センター」を「奄美統計・情報センター」に改める部分、同項位置の欄の改正規定中「甘木市 小郡市 うきは市 朝倉市」に改める部分、「鳥栖市」を「鳥栖市 神埼市」に改める部分及び「名瀬市」を「奄美市」に改める部分並びに別表第四の改正規定並びに別表第七関東の項位置の欄の改正規定及び同項管轄区域の欄の改正規定中「日光市 今市市」を「日光市」に、「塩谷郡（塩谷町を除く。）」を「塩谷郡 嘉麻市」に改める部分並びに「本渡市 牛深市 上天草市」を「上天草市 天草市」に改める部分並びに「枕崎市 名瀬市」を「枕崎市」に、「南さつま市」を「南さつま市 奄美市」に改める部分並びに別表第八の改正規定 平成十八年三月二十日

七 別表第三中国四国農政局の項管轄区域の欄の改正規定中「総社市」を「総社市 浅口市」に改める部分 平成十八年三月二十一日

八 別表第三関東農政局の項位置の欄の改正規定並びに同項管轄区域の欄の改正規定中「那珂市」を「那珂市 小美玉市」に改める部分、「新治郡 筑波郡」を「つくばみらい市」に改める部分、「東村を除く。」を削る部分、「勢多郡東村 新田郡 山田郡」を「みどり市」に改める部分及び「佐原市」を「香取市」に、「勝浦市」を「勝浦市 山武市」に、「匝瑳市 匝瑳郡」を「匝瑳市」に改める部分、同表近畿農政局の項管轄区域の欄の改正規定中「加古郡 飾磨郡」を「加古郡」に、「佐用郡 宍粟郡」を「佐用郡」に改める部分並びに同表九州農政局の項名称の欄の改正規定中「本渡統計・情報センター」を「天草統計・情報センター」に改める部分、「鳥栖市」を「鳥栖市 神埼市」に改める部分及び「名瀬市」を「奄美市」に改める部分並びに別表第五旭川統計・情報センターの項の改正規定、同表岩見沢統計・情報センターの項の改正規定、同表伊達統計・情報センターの項の改正規定、同表伊達統計・情報センターの項の改正規定及び同表関東の項管轄区域の欄の改正規定中「安中市」を「安中市 みどり市」に改める部分、「佐波郡 新田郡 山田郡」を「佐波郡」に改める部分及び同表九州の項管轄区域の欄の改正規定中「本渡市 山鹿市 牛深市」を「山鹿市」に、「阿蘇市」を「阿蘇市 天草市」に改める部分並びに別表第五旭川統計・情報センターの項の改正規定、同表岩見沢統計・情報センターの項の改正規定、同表伊達統計・情報センターの項の改正規定及び同表伊達統計・情報センターの項の改正規定並びに別表第七北海道の項管轄区域の欄の改正規定中「新川郡 静内郡 三石郡」を「新川郡」に、「幌泉郡」を「幌泉郡 日高郡」に改める部分、「北松浦郡（小値賀町及び宇久町に限る。）」を「北松浦郡 小値賀町」に、「南高来郡」を「南島原市」に、「小値賀町及び宇久町を除く。」を「小値賀町を除く。」に改める部分及び「由布市」を「由布市 国東市」に改める部分並びに別表第五静内統計・情報センターの項の改正規定、同表北見統計・情報センターの項管轄区域の欄の改正規定中「東藻琴村」を「大空町」に改める部分及び同表網走統計・情報センターの項管轄区域の欄の改正規定中「網走郡東藻琴村」を「網走郡大空町」に改める部分並びに別表第六の改正規定並びに別表第七北海道の項位置の欄の改正規定及び同項管轄区域の欄の改正規定中「新冠郡 静内郡 三石郡」を「新冠郡」に、「幌泉郡」を「幌泉郡 日高郡」に改める部分、「北松浦郡 小値賀町」に、「南高来郡」を「南島原市」に改める部分 平成十八年三月三十一日

附 則（平成一八年三月二九日農林水産省令第十九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第九条 この省令の施行の際現に改正前のそれぞれの省令の規定により從前の農林水産省の機関に対してされている提出その他の行為とみなす。この省令は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、別表第三茨城農政事務所の項の改正規定は、平成十八年十月二十三日から施行する。

附 則（平成一八年九月二七日農林水産省令第七六号）

この省令は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、別表第三茨城農政事務所の項の改正規定は、平成十八年十月二十三日から施行する。

附 則（平成一八年一二月二十五日農林水産省令第九三号）

この省令は、平成十八年八月一日から施行する。

この省令は、平成十九年一月一日から施行する。ただし、別表第三中国四国農政局の項の改正規定は同月二十二日から、同表福岡農政事務所の項の改正規定は同月二十九日から施行する。

附 則

(平成一九年二月二六日農林水産省令第五号)

この省令は、平成十九年三月十一日から施行する。ただし、別表第三近畿農政局の項の改正規定は、同月十二日から施行する。

附 則

(平成一九年三月三〇日農林水産省令第二八号) 抄

(施行期日) この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

第一條 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年四月一日農林水産省令第三八号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一百八十六条の四第二項の改正規定（「菊池統計・情報センター」を「山鹿統計・情報センター」に改める部分に限る。）及び別表第三の改正規定は、平成十九年四月二十五日から施行する。
- 2 この省令による改正後の農林水産省組織規則附則第三項及び第四項の規定は、平成十九年三月三十一日から適用する。

附 則 (平成一九年七月二〇日農林水産省令第六三号)

この省令は、平成十九年八月一日から施行する。

附 則 (平成一九年九月二七日農林水産省令第七四号)

この省令は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、別表第三鹿児島農政事務所の項管轄区域の欄の改正規定は同年十二月一日から、同表山口農政事務所の項管轄区域の欄の改正規定は平成二十年三月二十一日から施行する。

附 則 (平成一九年一月三〇日農林水産省令第九〇号)

この省令は、平成十九年十二月一日から施行する。

附 則 (平成一九年二月二八日農林水産省令第九号)

この省令は、平成二十年三月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三一日農林水産省令第二二号) 抄

(施行期日) この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年四月一日農林水産省令第二八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年七月三一日農林水産省令第五一号)

この省令は、平成二十年八月一日から施行する。

附 則 (平成一九年九月三〇日農林水産省令第六二号)

この省令は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、別表第三静岡農政事務所の項の改正規定並びに別表第七関東の項の改正規定中「富士郡 庵原郡」を「富士郡」に改める部分及び同表九州の項の改正規定中「大口市 薩摩川内市 薩摩郡 出水郡 伊佐郡」を「薩摩川内市 伊佐市 薩摩郡 出水郡」に改める部分は同年十一月一日から、別表第三静岡農政事務所の項の改正規定中「志太郡 棟原郡」を「志太郡 棟原郡」に改める部分及び別表第七九州の項の改正規定中「串間市 南那珂郡」を「串間市」に改める部分は同年三月三十日から施行する。

附 則 (平成一九年一月二六日農林水産省令第八四号)

この省令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百八号）の施行の日（平成二十年十二月三十一日）から施行する。

附 則 (平成一九年四月一日農林水産省令第二二号)

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、別表第三群馬農政事務所の項の改正規定及び別表第七関東の項の改正規定は、同年五月五日から施行する。

附 則 (平成一九年八月二八日農林水産省令第五二号)

この省令は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

附 則 (平成一九年九月三〇日農林水産省令第五九号)

この省令は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年一二月二八日農林水産省令第六九号)

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、別表第三東海農政局の項の改正規定中「高浜市」を「高浜市 みよし市」に、「額田郡 西加茂郡」を「額田郡」に改める部分は同月四日から、「北設樂郡 宝飯郡」を「北設樂郡」に改める部分は同年二月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月一九日農林水産省令第一九号)

この省令は、平成二十二年三月二十二日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 別表第三関東農政局の項の改正規定、同表静岡農政事務所の項の改正規定、同表九州農政局の項の改正規定、同表宮崎農政事務所の項の改正規定及び同表鹿児島農政事務所の項の改正規定並びに別表第七関東の項の改正規定中「駿東郡・富士郡」を「駿東郡」に、「周智郡・浜名郡」を「周智郡」に改める部分及び同表九州の項の改正規定並びに別表第八の改正規定 平成二十二年三月二十三日

二 別表第三新潟農政事務所の項の改正規定及び別表第七関東の項の改正規定中「三島郡・北魚沼郡」を「三島郡」に改める部分 平成二十二年三月三十一日

附 則 (平成二年四月一日農林水産省令第三〇号)

この省令は、農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律の施行の日 (平成二十二年十月一日) から施行する。

附 則 (平成二十二年四月一日農林水産省令第三六号)

この省令は、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律 (平成二十一年法律第七十四号) の施行の日 (平成二十三年一月一日) から施行する。

附 則 (平成二三年二月二八日農林水産省令第六五号)

この省令は、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律 (平成二十一年法律第七十四号) の施行の日 (平成二十二年十月一日) から施行する。

附 則 (平成二三年四月一日農林水産省令第七号)

この省令は、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律 (平成二十一年法律第七十四号) の施行の日 (平成二十二年十月一日) から施行する。

附 則 (平成二三年六月三〇日農林水產省令第四三号)

この省令は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日 (平成二十三年三月一日) から施行する。

附 則 (平成二三年八月三一日農林水產省令第五二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年九月一日農林水產省令第七号)

この省令は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日 (平成二十三年三月一日) から施行する。

附 則 (平成二三年九月一日農林水產省令第一八号)

この省令は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日 (平成二十三年三月一日) から施行する。

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる地方農政事務所長が法律又はこれに基づく命令の規定によりした認定その他の処分又は契約その他の行為(以下「処分等」という。)は、同表の下欄に掲げるそれぞれの地方農政局の地域センターの長がした処分等とみなし、この省令の施行前に法律又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる地方農政事務所長に対してした届出その他の行為(以下「届出等」という。)は、同表の下欄に掲げるそれぞれの地方農政局の地域センターの長に対しても届出等とみなす。

青森農政事務所長(第一条の規定による改正後の農林水産省組織規則(以下「新組織規則」という。)別表第三に掲げる東北農政局青森地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。)	東北農政局青森地域センター長
青森農政事務所長(新組織規則別表第三に掲げる東北農政局八戸地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。)	東北農政局八戸地域センター長
岩手農政事務所長(新組織規則別表第三に掲げる東北農政局盛岡地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。)	東北農政局盛岡地域センター長
岩手農政事務所長(新組織規則別表第三に掲げる東北農政局奥州地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。)	東北農政局奥州地域センター長
秋田農政事務所長(新組織規則別表第三に掲げる東北農政局秋田地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。)	東北農政局秋田地域センター長
秋田農政事務所長(新組織規則別表第三に掲げる東北農政局大仙地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。)	東北農政局大仙地域センター長
山形農政事務所長(新組織規則別表第三に掲げる東北農政局山形地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。)	東北農政局山形地域センター長
山形農政事務所長(新組織規則別表第三に掲げる東北農政局酒田地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。)	東北農政局酒田地域センター長
福島農政事務所長(新組織規則別表第三に掲げる東北農政局福島地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。)	東北農政局福島地域センター長
福島農政事務所長(新組織規則別表第三に掲げる東北農政局いわき地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。)	東北農政局いわき地域センター長
茨城農政事務所長(新組織規則別表第三に掲げる東北農政局水戸地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。)	東北農政局水戸地域センター長
茨城農政事務所長(新組織規則別表第三に掲げる関東農政局土浦地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。)	関東農政局土浦地域センター長
栃木農政事務所長(新組織規則別表第三に掲げる関東農政局宇都宮地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。)	関東農政局宇都宮地域センター長
栃木農政事務所長(新組織規則別表第三に掲げる関東農政局大田原地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。)	関東農政局大田原地域センター長
群馬農政事務所長(新組織規則別表第三に掲げる関東農政局前橋地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。)	関東農政局前橋地域センター長
千葉農政事務所長(新組織規則別表第三に掲げる関東農政局千葉地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。)	関東農政局千葉地域センター長
東京農政事務所長(新組織規則別表第三に掲げる関東農政局東京地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。)	関東農政局東京地域センター長
神奈川農政事務所長(新組織規則別表第三に掲げる関東農政局横浜地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。)	関東農政局横浜地域センター長

山梨農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる関東農政局甲府地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	関東農政局甲府地域センター長
長野農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる関東農政局長野地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	関東農政局長野地域センター長
長野農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる関東農政局松本地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	関東農政局松本地域センター長
静岡農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる関東農政局静岡地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	関東農政局静岡地域センター長
静岡農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる関東農政局浜松地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	関東農政局浜松地域センター長
新潟農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる北陸農政局新潟地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	北陸農政局新潟地域センター長
新潟農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる北陸農政局長岡地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	北陸農政局長岡地域センター長
富山農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる北陸農政局富山地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	北陸農政局富山地域センター長
福井農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる北陸農政局福井地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	北陸農政局福井地域センター長
岐阜農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる東海農政局岐阜地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	東海農政局岐阜地域センター長
岐阜農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる東海農政局高山地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	東海農政局高山地域センター長
三重農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる東海農政局津地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	東海農政局津地域センター長
滋賀農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる近畿農政局神戸地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	近畿農政局神戸地域センター長
兵庫農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる近畿農政局姫路地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	近畿農政局姫路地域センター長
兵庫農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる近畿農政局東近江地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	近畿農政局東近江地域センター長
大阪農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる近畿農政局高島地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	近畿農政局大阪地域センター長
奈良農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる近畿農政局奈良地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	近畿農政局奈良地域センター長
和歌山農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる近畿農政局和歌山地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	近畿農政局和歌山地域センター長
鳥取農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる中国四国農政局鳥取地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	中国四国農政局鳥取地域センター長
島根農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる中国四国農政局松江地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	中国四国農政局松江地域センター長
広島農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる中国四国農政局広島地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	中国四国農政局広島地域センター長
広島農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる中国四国農政局福山地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	中国四国農政局福山地域センター長
山口農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる中国四国農政局山口地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	中国四国農政局山口地域センター長
徳島農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる中国四国農政局徳島地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	中国四国農政局徳島地域センター長
香川農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる中国四国農政局高松地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	中国四国農政局高松地域センター長
愛媛農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる中国四国農政局松山地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	中国四国農政局松山地域センター長
高知農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる中国四国農政局高知地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	中国四国農政局高知地域センター長
福岡農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる九州農政局福岡地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	九州農政局福岡地域センター長
福岡農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる九州農政局北九州地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	九州農政局北九州地域センター長
佐賀農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる九州農政局佐賀地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	九州農政局佐賀地域センター長
長崎農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる九州農政局長崎地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	九州農政局長崎地域センター長
大分農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる九州農政局大分地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	九州農政局大分地域センター長
宮崎農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる九州農政局宮崎地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	九州農政局宮崎地域センター長
鹿児島農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる九州農政局鹿児島地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	九州農政局鹿児島地域センター長
鹿児島農政事務所長（新組織規則別表第三に掲げる九州農政局鹿屋地域センターの管轄区域に係る処分等又は届出等に係る場合に限る。）	九州農政局鹿屋地域センター長
第三条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定により從前の農林水産省の機関に対してされて送付その他行為とみなす。	この省令の施行後は、改正後のそれぞれの省令の規定により從前の農林水産省の機関に対して送付その他行為とみなす。

附 則 （平成二三年九月二六日農林水産省令第五六号）

この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、別表第三東北農政局の項の改正規定及び別表第七東北の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二三年一月二八日農林水産省令第六一号）

この省令は、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行の日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二四年三月三一日農林水産省令第二五号）

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年四月六日農林水産省令第二七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年一月一七日農林水産省令第二号)

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前にこの省令による改正前の農林水産省組織規則第五百八十三条第一項の規定により置かれた顧問は、この省令による改正後の農林水産省組織規則第五百八十三条第一項の規定により置かれた農林水産省顧問とみなす。

附 則 (平成二五年四月一日農林水産省令第二六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年五月一六日農林水産省令第三八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年一月二六日農林水産省令第七五号)

この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。

附 則 (平成二六年三月三一日農林水産省令第二六号)

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年五月一八日農林水産省令第五八号)

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年一月一〇日農林水産省令第四二号)

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年五月二九日農林水産省令第五八号)

この省令は、平成二七年五月二九日農林水産省令第五八号抄

(施行期日)

第一条 この省令は、薬事法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十六年十一月二十五日)から施行する。

附 則 (平成二七年三月二〇日農林水産省令第一三号)

この省令は、食品表示法の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二七年三月三一日農林水産省令第三四号)

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年四月一〇日農林水産省令第六六号)

この省令は、平成二十七年八月一日から施行する。

附 則 (平成二七年五月一五日農林水産省令第七〇号)

この省令は、平成二七年五月一五日農林水産省令第七〇号抄

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日(平成二十七年六月一日)から施行する。

附 則 (平成二七年七月三一日農林水産省令第六六号)

この省令は、平成二十七年八月一日から施行する。

附 則 (平成二八年一月二九日農林水産省令第六号)

この省令は、平成二八年一月二九日農林水産省令第六号抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月三一日農林水産省令第二六号)

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年六月三〇日農林水産省令第四六号)

この省令は、平成二十八年七月一日から施行する。

附 則 (平成二八年九月三〇日農林水産省令第六四号)

この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。

附 則 (平成二八年一二月七日農林水産省令第七五号)

この省令は、平成二八年一二月七日農林水産省令第七五号抄

(施行期日)

第一条 この省令は、改正法の施行の日(平成二十九年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二九年三月九日農林水産省令第一三号)

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年三月三一日農林水産省令第二二一号）

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年七月二八日農林水産省令第四四号）

この省令は、農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）の施行の日（平成二十九年八月一日）から施行する。

附 則（平成二九年七月二八日農林水産省令第四五号）

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年九月二九日農林水産省令第五八号）

この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。

附 則（平成三〇年三月三〇日農林水産省令第二〇号）

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年九月二八日農林水産省令第六四号）

この省令は、平成三十年十月一日から施行する。

附 則（平成三〇年一〇月一七日農林水産省令第六七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十年十月二十二日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第一条、第三条、第四条、第六条、第七条及び第九条並びに附則第三条の規定 改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成三十二年六月二十一日）

（施行期日）
第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

二 第一条、第三条、第四条、第六条、第七条及び第九条並びに附則第三条の規定 改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成三十二年六月二十一日）

（施行期日）
第一条 この省令は、平成三十一年七月一日から施行する。

二 第一条、第三条、第四条、第六条、第七条及び第九条並びに附則第三条の規定 改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成三十二年六月二十一日）

（施行期日）
第一条 この省令は、令和元年七月一日から施行する。

二 第一条、第三条、第四条、第六条、第七条及び第九条並びに附則第三条の規定 改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成三十二年六月二十一日）

（施行期日）
第一条 この省令は、令和元年七月一日から施行する。

二 第一条、第三条、第四条、第六条、第七条及び第九条並びに附則第三条の規定 改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成三十二年六月二十一日）

（施行期日）
第一条 この省令は、令和元年七月一日から施行する。

二 第一条、第三条、第四条、第六条、第七条及び第九条並びに附則第三条の規定 改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成三十二年六月二十一日）

（施行期日）
第一条 この省令は、令和二年七月一日農林水産省令第四九号）抄

（施行期日）

1 この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

附 則（令和二年九月三〇日農林水産省令第六六号）
この省令は、令和二年十月一日から施行する。

附 則（令和三年三月三一日農林水産省令第二〇号）
この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和三年六月二八日農林水産省令第四〇号）
この省令は、令和三年七月一日から施行する。

附 則（令和三年八月三一日農林水産省令第五一号）
この省令は、令和三年九月一日から施行する。

附 則（令和三年一〇月一日農林水産省令第六〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年三月三一日農林水産省令第二四号）
この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年四月二六日農林水産省令第三九号) 抄
 (施行期日)

第一條 この省令は、法の施行の日（令和四年十一月一日）から施行する。

附 則 (令和四年九月三〇日農林水産省令第五七号)

この省令は、令和四年十月一日から施行する。

附 則 (令和五年二月一日農林水産省令第五号) 抄
 (施行期日)

第一條 この省令は、植物防疫法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

附 則 (令和五年三月三〇日農林水産省令第一二二号)

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年九月二九日農林水産省令第五〇号)

この省令は、令和五年十月一日から施行する。

附 則 (令和六年三月二九日農林水産省令第一〇号)

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年六月五日農林水産省令第三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

別表第一 (第九十七条関係)

名称	位置
横浜植物防疫所札幌支所	札幌市
横浜植物防疫所函館出張所	函館市
横浜植物防疫所札幌支所函館出張所	函館市
横浜植物防疫所札幌支所小樽出張所	小樽市
横浜植物防疫所札幌支所釧路出張所	釧路市
横浜植物防疫所札幌支所室蘭・苫小牧出張所	苫小牧市
横浜植物防疫所札幌支所新千歳空港出張所	千歳市
横浜植物防疫所塩釜支所	塩釜市
横浜植物防疫所塩釜支所弘前出張所	弘前市
横浜植物防疫所塩釜支所八戸出張所	八戸市
横浜植物防疫所塩釜支所石巻出張所	石巻市
横浜植物防疫所塩釜支所小名浜出張所	いわき市
横浜植物防疫所成田支所	成田市
横浜植物防疫所東京支所	東京都
横浜植物防疫所東京支所鹿島出張所	東京都
横浜植物防疫所東京支所千葉出張所	千葉市
横浜植物防疫所羽田空港支所	羽田空港支所
横浜植物防疫所新潟支所	新潟市
横浜植物防疫所秋田出張所	秋田市
横浜植物防疫所東京支所千葉出張所	千葉市
名古屋植物防疫所南部出張所	名古屋市
名古屋植物防疫所四日市出張所	四日市市
名古屋植物防疫所伏木富山支所	高岡市
名古屋植物防疫所清水支所静岡空港出張所	静岡市
名古屋植物防疫所中部空港支所	常滑市
神戸植物防疫所大阪支所	牧之原市

神戸植物防疫所関西空港支所	大阪府泉南郡田尻町
神戸植物防疫所広島支所	広島市
神戸植物防疫所広島支所境港出張所	境港市
神戸植物防疫所広島支所水島出張所	小松島市
神戸植物防疫所広島支所尾道出張所	尾道市
神戸植物防疫所坂出支所	坂出市
神戸植物防疫所坂出支所小松島出張所	倉敷市
神戸植物防疫所坂出支所松山出張所	松山市
神戸植物防疫所坂出支所高知出張所	高知市
神戸植物防疫所坂出支所伊万里出張所	伊万里市
神戸植物防疫所坂出支所長崎出張所	長崎市
神戸植物防疫所鹿児島支所	鹿児島市
神戸植物防疫所福岡空港出張所	福岡市
神戸植物防疫所福岡支所八代出張所	八代市
神戸植物防疫所福岡支所伊万里出張所	伊万里市
神戸植物防疫所福岡支所長崎出張所	長崎市
神戸植物防疫所鹿児島支所	鹿児島市
神戸植物防疫所鹿児島支所志布志出張所	志布志市
神戸植物防疫所名瀬支所	奄美市
那覇植物防疫事務所那覇空港出張所	那覇市
那覇植物防疫事務所鹿児島支所大分出張所	大分市
那覇植物防疫事務所鹿児島支所細島出張所	日向市
那覇植物防疫事務所鹿児島支所石垣出張所	石垣市
那覇植物防疫事務所嘉手納出張所	沖縄市
動物検疫所川崎出張所	川崎市
動物検疫所新潟空港出張所	新潟市
動物検疫所静岡出張所	牧之原市
動物検疫所北海道・東北支所	千歳市
動物検疫所北海道・東北支所函館空港出張所	函館市
動物検疫所北海道・東北支所仙台空港出張所	名取市
動物検疫所成田支所	成田市
動物検疫所羽田空港支所	東京都
動物検疫所中部空港支所東京出張所	常滑市
動物検疫所中部空港支所小松出張所	小松市
動物検疫所中部空港支所名古屋出張所	名古屋市
動物検疫所神戸支所大阪出張所	大阪市
動物検疫所神戸支所岡山空港出張所	神戸市
動物検疫所神戸支所米子空港出張所	大坂府泉州郡田尻町
動物検疫所神戸支所	三原市
動物検疫所神戸支所	岡山市
動物検疫所神戸支所	境港市

別表第一（第二百二十四条関係）

別表第五（第五百二十四条関係）

所轄森林管理署	名称	位置	管轄区域
十勝西部	東大雪支署	河東郡上士幌町	北海道 河東郡（音更町を除く。）上川郡新得町
空知	北空知支署	雨童郡幌加内町	北海道 網走西部
津軽	西紋別支署	紋別郡滝上町	北海道 津軽
三陸北部	久慈支署	五所川原市	北海道 久慈市
岩手南部	遠野支署	久慈市	青森県 五所川原市
秋田	湯沢支署	遠野市	青森県 岩手県
米代東部	上小阿仁支署	湯沢市	五所川原市 久慈市
山形	最上支署	湯沢市	紋別郡（滝上町、興部町、西興部村及び雄武町に限る。） 下閉伊郡（岩泉町のうち大字安家及び普代村に限る。）九戸郡（軽米町及び九戸村を除く。）
福島	白河支署	北秋田郡上小阿仁村	秋田県 横手市
会津	南会津支署	最上郡真室川町	秋田県 湯沢市
下越	村上支署	白河市	秋田県 雄勝郡
木曽	南木曽支署	福島県	北秋田市（旧北秋田郡鷹巣町の区域を除く。）北秋田郡
宮崎	木曽郡南木曽町	福島県	横手市 須賀川市
都城市	長野県	新潟県	新庄市 岩瀬郡
都城市	新潟県	福島県	白河市 西白河郡
都城市	木曽郡（南木曽町及び大桑村に限る。）	南会津郡	須賀川市 石川郡
都城市	小林市	（下郷町及び旧田島町の区域を除く。）	西白河郡 （下郷町及び旧田島町の区域を除く。）
都城市	（旧西諸県郡野尻町及び須木村の区域を除く。）えびの市	村上市	北諸県郡
都城市	（旧西諸県郡野尻町及び須木村の区域を除く。）えびの市	岩船郡	西諸県郡